

第2期

与謝野町文化財保存活用地域計画

－ 丹後国・与謝野町の歴史文化を守る・活かす・受け継ぐ －



与謝野町・与謝野町教育委員会

令和 年（202 ） 月

第2期 与謝野町文化財保存活用地域計画

- 丹後国・与謝野町の歴史文化を守る・活かす・受け継ぐ -

目次

序 例言

第1章 計画の作成にあたって

1	計画作成の背景と目的	1
1-1	計画作成の背景	1
1-2	文化財・歴史文化を守り伝える意義	2
1-3	計画作成の目的	2
1-4	本地域計画が対象とする範囲「丹後国域」	3
2	与謝野町の行政計画と文化財保存活用地域計画の位置付け	4
3	計画の期間	9
4	計画の進捗管理と見直しと変更	9
5	本地域計画における文化財の定義	9

第2章 与謝野町の概要

1	自然的・地理的環境	10
1-1	位置・面積	10
1-2	地名と行政組織の変遷	10
1-3	地形・地質	13
1-4	気候	14
1-5	植物相・動物相	14
2	社会的状況	16
2-1	人口動態	16
2-2	財政状況	17
2-3	産業	18
2-4	土地利用	21
2-5	交通体系	21
3	歴史的背景	23
3-1	はじめに	23
3-2	原始・古代（縄文時代～平安時代）	23
3-3	中世（鎌倉時代・室町時代）	27
3-4	近世（安土桃山時代・江戸時代）	29

3-5 近代（明治時代～昭和20年）	31
4 歴史文化・文芸に関する公開施設	32

第3章 与謝野町の文化財の概要と特徴

1 指定等文化財の概要と特徴	34
1 指定等文化財	37
2 日本遺産	41
・300年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊	41
3 未指定文化財の概要と特徴	43
1 未指定文化財	43

第4章 丹後国・与謝野町の歴史文化の特徴

1 歴史文化の特徴の概要	49
1-1 政治・経済の視点から	49
1-2 文学・芸術の視点から	50
2 歴史文化の特徴の分類	50
3 丹後国域と与謝野町域の歴史文化の特徴	53

第5章 文化財の把握調査

1 既存の文化財の把握調査の概要	58
2 文化財の把握調査の現状と課題	60
3 文化財の把握調査の方針	67
4 文化財の把握調査実施の体制	68

第6章 文化財の保存・活用に関する理念・将来像・課題・方針

1 文化財の保存・活用の理念	68
2 文化財の保存・活用の領域区分	70
3 第1期の地域計画の取り組みへの評価検証	71
3-1 取り組みの進捗状況	71
3-2 文化財関連施設の利用者数	73
3-3 総括	74
4 現状	76
4-1 文化財の調査（調査・研究）	76
4-2 文化財の保存（保存・修理）	76
4-3 文化財の活用（公開・整備）	77
5 課題	78
6 文化財の保存・活用の方針	80

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

1 文化財の保存・活用に関する措置	82
1-1 保存・活用に関する措置の方向性	82
1-2 措置	82

第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

1 関連文化財群について	107
1-1 関連文化財群の目的	107
1-2 関連文化財群の設定	107
1-3 関連文化財群の概要と保存・活用に関する方針・措置	108
・丹後国関連文化財群1 いにしへの王「原丹後王統譜」	110
・丹後国関連文化財群2 丹後の鉄道と舞鶴軍港	117
・丹後国関連文化財群3 丹後ちりめん300年、絹が織りなす機屋文化	121
・与謝野町関連文化財群1 丹後与謝野の氏神祭、神輿渡御と屋台巡行	128
・丹後国関連文化財群4 丹後の鬼の伝承と異界の扉	133
・丹後国関連文化財群5 名勝「天橋立」の美、心が語る文学・芸術	138
・与謝野町関連文化財群2 名峰「大江山」の裾野、蕪村が観た与謝の景観	144
2 文化財保存活用区域について	148
2-1 文化財保存活用区域の目的	148
2-2 文化財保存活用区域の設定	148
2-3 文化財保存活用区域の概要と保存・活用に関する方針・措置	148
・与謝野町文化財保存活用区域1 丹後ちりめん、与謝野道エリア	149
・与謝野町文化財保存活用区域2 与謝野大江、山の辺の古道エリア	156

第9章 文化財の防災・防犯

1 文化財の防災・防犯に関する現状と課題	161
2 文化財の防災・防犯に関する方針	161
3 文化財の防災・防犯に関する措置	162
4 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針	166

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

1 文化財の保存・活用の推進体制	167
2 体制整備の方針	170

資料

資料1 与謝野町の指定等文化財一覧表	173
資料2 丹後国域の指定等文化財一覧表	177
資料3 計画の骨子「課題—方針—措置」対応表	200

第1章 計画の作成にあたって

1 計画作成の背景と目的

1-1 計画作成の背景

与謝野町は、京都府北部の山間地にある自治体で、地理区分上は、丹後半島の南部に当たります。丹後半島の他の市町と同じく、与謝野町の地形は、山々を背負った細長い平地に居住空間が広がり、また、海岸地域では、その眼前に阿蘇海を臨みます。総じて、細長い平地とその背後の山々、そして、その眼前に広がる海が当地域の地形的な特徴です。丹後の人々・与謝野町の人々はこのような地形を舞台に歴史を紡いできました。

与謝野町の伝統的な基盤産業は農業と織物業です。特に絹織物「丹後ちりめん」は富をもたらす伝統産業として、江戸時代以来、地域を支え続けています。今、私たちがみている生活空間の多くは「ちりめん織物業」のもたらした富が形になったものです。また、日本海側地域の古墳の中で3番目の墳丘規模である施工墳長145mの国史跡蛭子山古墳^{えびすやま}に象徴されるように、古くからは海を通じた交易の人・モノ・情報のターミナルとして海の富も地域を潤してきました。

文化財は、歴史が形になって今に伝わっているもので、歴史文化の証しです。古代から中世・近代、そして現代という営みの中で、変化しつつも連続と培われた人々の暮らしの経験が記憶されたものが歴史文化であり、その歴史文化が有形・無形の形として今に伝えているものが文化財です。歴史文化・文化財は、それぞれの地域が歩んできた個性であり、地域自身の姿でもあります。

与謝野町では、これら地域の個性を守り伝えるため、文化財保護法に基づき、与謝野町文化財保護条例を制定し、文化財保護行政として文化財の保存と活用を行ってきました。目的に応じて調査し、歴史的・文化的な価値を確認し、特に重要な物件は文化財指定等を行うことで保存し、さらに活用を図ってきました。その代表例としては、国史跡蛭子山古墳・国史跡作山古墳^{つくりやま}を古墳公園として整備し、公開してきました。また、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区（以下、加悦伝統的建造物群保存地区）の歴史的町並みの修理修景を推進し、保存に努めつつ、当地区内の旧尾藤家住宅を一般公開しています。今求められているものの一つとして、当地域の特徴的な歴史文化を象徴する拠点的な文化財を核として、その周辺の関係する文化財を一体として捉える広い視野による文化財の保存・活用の取り組みの推進があります。

丹後地域・与謝野町はさらなる人口の流失が懸念される地域です。働く場が少ないことが当地域の少子高齢化に拍車をかけています。高校を卒業した多くの若者は町を出ていかざるを得ません。専門学校・大学を卒業した者が戻ってくるために必要な働く場も少ないです。地域の将来を作っていく担い手の多くが出ていかざるを得ないのです。このことを文化財保護からの

視点でみると、氏神祭りの継承に最も顕著に表れています。祭りなどで行われる民俗芸能の保存対策は最も急務な事案となっています。これら先人の歴史の積み重ねである地域の歴史文化をどうやって「次世代」に伝えていくのか、今の私たちに課せられた大きな課題です。

与謝野町の人口減少の原因の一つとなっている働く場の問題は、町の財政に直接に連動しています。このような状況下において文化財保護行政を推進していくために、中長期的な視野を持った文化財の保存・活用の行政計画が必要となっています。

1-2 文化財・歴史文化を守り伝える意義

文化財とはどのようなものでしょうか？文化財保護法では、第1条で「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とあります。第3条では、「地方公共団体は、文化財がわが国の歴史・文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」とされ、そして、第4条第2項では、「文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。」と定義されています。

換言すると、歴史とは社会的経験の蓄積が言葉として表現されたものです。社会的記憶の結晶とも言えます。これが地域の歴史文化であり、その特徴は地域の個性であり、社会の人格とも言えます。そして、文化財とは、人々や地域が育んできた歴史的な経験の積み重ねによって生み出された「文化」が形になったもので、地域の成り立ちを正しく理解するために不可欠なものといえます。

つまり、文化財とは地域固有の歴史文化が形として伝わったもので、地域の個性として今後の文化的な発展のための基礎として高い価値を持つものです。これらを守り伝えていくことは行政の責務であり、長期的にみた地域づくりには、歴史文化・文化財の継承は欠かせないものです。

1-3 計画作成の目的

文化財が確実に守り伝えられるようになる時とは、地域住民の一人一人が歴史文化・文化財を継承する主人公として自覚的に取り組んでいる時です。そして、自立的な再生と循環が繰り返されるようになっている時です。多くの人々が文化財の価値を共有し、地域に誇りを持ち、郷土愛でつながった人たちが「地域づくり」に取り組んでいく社会環境を創り出すこと。これが「地域総がかり」の形の一つです。

文化財保護法第3条の「歴史・文化等の正しい理解」とは、資料を事実に基づいて研究した成果を理解することでもあります。ただし、学術研究の成果を多くの一般の人たちが正しく理

解することは容易ではありません。文化財保護行政職員は、学術成果を噛み砕いて理解しやすい形にして提供することで、学術成果と住民をつなぎ、正しい理解を促す役割を担っています。

これらを実現するために与謝野町では、平成30年（2018年）6月の文化財保護法の改正によって定められた「文化財保存活用地域計画」制度に基づき、多様な文化財を俯瞰し、未指定文化財も含めた地域の文化財を総合的・一体的に保存・活用することによって、地域の特徴を活かした地域振興に資するとともに、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが「地域総がかり」で確実に文化財を守り、活かし、伝える体制の構築を図るため、与謝野町文化財保存活用地域計画においてその指針や取り組みを定めました。

また、本地域計画では、地域の歴史文化をまとまった形で捉え、情報発信するために、共通した歴史文化を持つ広域圏の枠組みも視座しています。

1-4 本地域計画が対象とする範囲「丹後国域」

広域に共通し、また連動した歴史文化を示す文化財は、複数の市町村に分布する 경우가多くみられます。歴史文化の地域的な共通性と相違性は、人・モノ・情報が行き来する密度の濃淡によって生み出されます。それは日常生活に深く根差したもので、近代以降の交通手段・情報通信手段が急速に発達した現代でも色濃く残っています。

共通性のある歴史文化を共有する広域圏の取り組みは、内部者にとっては問題意識の共有に有効な枠組みとなり、外部者に対しては、イメージしやすいまとまった形で地域の歴史文化を情報発信することに役立ちます。ただ、例えば、氏神祭りのように分野によっては狭い範囲で完結させることで保存意識が高まるものもあるため、範囲の使い分けが必要です。

市町村ごとに進められる文化財保護行政では、広域連携による視点が不足していることがしばしばです。致し方ない点があるものの、広域連携の枠組みは、より有効な文化財保護行政を進めるために大きな力を発揮するものです。よって、本地域計画では、広域連携の取り組みを意識して作成しました。

この広域圏の範囲は、人・モノ・情報の歴史的な交流を基調としたもので、奈良時代の和銅6年(713年)に丹波国北部の5郡(加佐・与謝・丹波・竹野・熊野)を分割して定められた律令の「国」である「丹後国域」とします。現在の行政区分では、およそ、京丹後市・伊根町・宮津市・与謝野町・舞鶴市・福知山市大江町域に相当します。なお、現在、京都府が扱う広域



図1 現在の行政区分と丹後国域

行政区分に「丹後」「中丹」があります。この場合の丹後は、京丹後市・伊根町・宮津市・与謝野町を指し、舞鶴市・福知山市大江町域は中丹に属します。文中での「丹後」の地域区分としての表記については概ね次のとおりとします。通俗的に表現される範囲の場合は「丹後」とし、行政区分の範囲の場合は「丹後地域」とし、共通した歴史文化を示す文化財の分布範囲の場合は「丹後国域」とします。

2 与謝野町の行政計画と文化財保存活用地域計画の位置付け

本地域計画の与謝野町の行政計画内における位置付けとしては、最上位計画である「第2次総合計画」に掲げる「人・自然・伝統 与謝野で織りなす新たな未来」－「魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち」－「文化財の継承と発展」を具現化するための分野別計画として位置付け、その他のまちづくりにかかる関連計画との調整や連携を図っています。

既存の文化財関係の計画としては、個別の文化財を対象としたものでは、加悦伝統的建造物群保存地区を対象として平成17年（2005年）8月に与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画を定めています。これは町並み保存のための基本計画を示したもので、この計画に基づいて加悦伝統的建造物群保存地区の保存と活用が進められています。また、平成20年（2008年）3月には当地区保存計画の手引きとして与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区町並み保存活用基本計画が提示されています。また、与謝野町の文化財全般を対象とした計画がなかったため、平成21（2009年）年3月に与謝野町文化財保存活用基本計画を作成しました。この基本計画では、与謝野町の文化財保護行政の取り組みの概略と文化財施設を紹介した上で、今後の文化財の保存・活用においては自治体と住民や民間事業者との協働性が肝要になることを示していますが、具体的なアクションプランは今後の検討課題に留めていました。なお、この基本計画は第1期の与謝野町文化財保存活用地域計画に包括され、発展的に解消しています。

平成31（2019年）年4月に改正施行された文化財保護法では、都道府県の教育委員会は文化財保護行政の総合的な施策の大綱を定めることができる（第183条の2）とされており、京都府教育委員会においては京都府文化財保存活用大綱（令和2（2020年）年3月）を定めています。府大綱では、京都府の文化財の概要・文化財を取り巻く現状と課題・地域計画作成の際の指針・保存活用での府が講じる措置・市町村への支援の方針などが明記されています。本地域計画では、この京都府文化財保存活用大綱を勘案して作成しています。

本地域計画は、文化財を未来に伝えるために文化財保護法第183条の3（文化財保存活用地域計画の認定）に基づき、与謝野町における文化財の総合的な保存・活用を推進する文化財保護行政のマスタープランかつアクションプランとして作成しました。本地域計画に基づいて、文化財の保存・活用を推進し、与謝野町の歴史文化の魅力を発信していきます。

第1計画は、令和4～8年度（2022～2026年度）の5ヶ年を計画期間として、令和4年（2022年）7月22日に文化庁の認定を受けました。今回は第2期計画です。

与謝野町文化財保存活用地域計画と関連する京都府文化財保存活用大綱と与謝野町の行政計画は、以下のとおりです。

■京都府の文化財に関する大綱

●京都府文化財保存活用大綱

策定年月	令和2年(2020年)3月	計画期間	—
計画の位置付け	文化財保護法第183条の2に基づき定められたもので、京都府内の文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これを明確にすることで京都府内の文化財の適切な保存と活用の推進を目的		
基本方針	京都府内における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策を定めた大綱		
地域計画との関連概要	本大綱は、市町村の地域計画作成の際の指針・保存活用での京都府が講じる措置・市町村への支援の方針などが明記しており、地域計画の作成では本大綱を勘案して作成するものとされています。		

■京都府の関連行政計画

●天橋立周辺地域景観まちづくり計画

策定年月	平成20年(2008年)5月	計画期間	—
計画の位置付け	日本を代表する景勝地であり、先人から受け継いだ天橋立の美しい景観を保全、育成、創造によって、次の世代に引き継いでいくための総合的かつ継続的な「景観まちづくり」の実現を目的とした計画		
将来像	天橋立とともに生まれ、培われてきた豊かな歴史・文化、自然景観を活かした「景観まちづくり」の展開		
地域計画との関連概要	北前船で栄えた伝統的様式の商家やちりめん工場を併設した民家などが残る歴史的なまち並み、周辺の自然環境、海域、幹線道路、沿道など、計画区域の中に岩滝地域が含まれており、景観の保全、形成、活用のために必要な基準が示されている。		

■与謝野町の上位行政計画

●与謝野町第2次総合計画

策定年月	平成30年(2018年)3月	計画期間	平成30年度(2018年度)～ 令和8年度(2026年度)
計画の位置付け	与謝野町における行政運営の最上位計画		
未来像 基本理念	「人・自然・伝統 与謝野で織りなす 新たな未来」		
地域計画との 関連概要	上記に基づいた教育分野の方針は「魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち」であり、そのうちの文化財分野の方針として「文化財の継承と発展」「有形無形の文化財の価値に対する深い理解と、調査・研究、保護・保存、活用に努めることで、多様な文化財をふるさとの誇りとして次代へと引き継いでいく」を掲げています。本地域計画はこれらを進めていくためのマスタープランであり、アクションプランです。		

●与謝野町第2期ひと・しごと・まち創生総合戦略

策定年月	令和2年(2020年)3月	計画期間	令和2年度(2018年度)～ 令和6年度(2024年度)
計画の位置付け	与謝野町の人口ビジョンの実現を目標に、縮小する社会にあっても、住民や地域が輝くまちづくりを推進するための戦略		
将来像	「老若男女がイキイキする与謝野(まち)」		
地域計画との 関連概要	5つの基本目標のうち、「与謝野を愛し、多様性を認め合いながら、新しいモノやコトを創出する地域人財をつくる」の施策において、豊かな自然と歴史によって育まれた伝統・文化を活かし、郷土愛にあふれ、地域に貢献できる人財を育成するための取り組みを挙げている。 また、「まちへの人の流れをつくる」の施策において、歴史や文化・地域産業を活かした体験など、与謝野町を訪れる人が魅力をゆっくり体験・体感できる取り組みの促進を挙げている。		

●与謝野町教育大綱

策定年月	令和5年(2023年)4月	計画期間	令和5年度(2023年度)～ 令和8年度(2026年度)
計画の位置付け	各地方自治体に設置が求められている総合教育会議において、町長と教育委員会が連携して効果的な教育行政を推進するため、教育、学術及び文化の振興に関する施策の基本計画を定める大綱		
教育理念 (人間像)	世界中の国や地域で、自らの責務を果たすことができ、自信と思いやりにあふれ、創造的に未来を開拓する精神をもつ人間を育む		
地域計画との 関連概要	教育理念の前提に、「豊かな自然と歴史に育まれた郷土を誇りに思い、お互いが思いやり、元気あふれる住み良い町を築く」と定めた町民憲章の理念が含まれており、大綱を実現するための8つの基本目標(学力、思考力、体力、受容性、社会性、コミュニケーション力、普遍性、教育環境)に掲げる各種施策に反映されている。		

■与謝野町の関連行政計画

●与謝野町地域防災計画

策定年月	令和4年(2022年度)3月	計画期間	—
計画の位置付け	災害対策基本法(昭和36年(1961年)11月15日法律第223号)第42条の規定に基づき、与謝野町の地域防災に関して、総合化と計画化を図り、万全を期することを目的とした計画		
基本方針	「災害に強い地域づくり」		
地域計画との関連概要	一般計画編-第2章-災害予防計画第10節「文化財防災計画」の中で、貴重な文化財を将来に伝えていくため、予防を重点とし、災害が発生した際には的確な対応ができるよう、消防用設備の設置等を推進する取り組みを挙げている。		

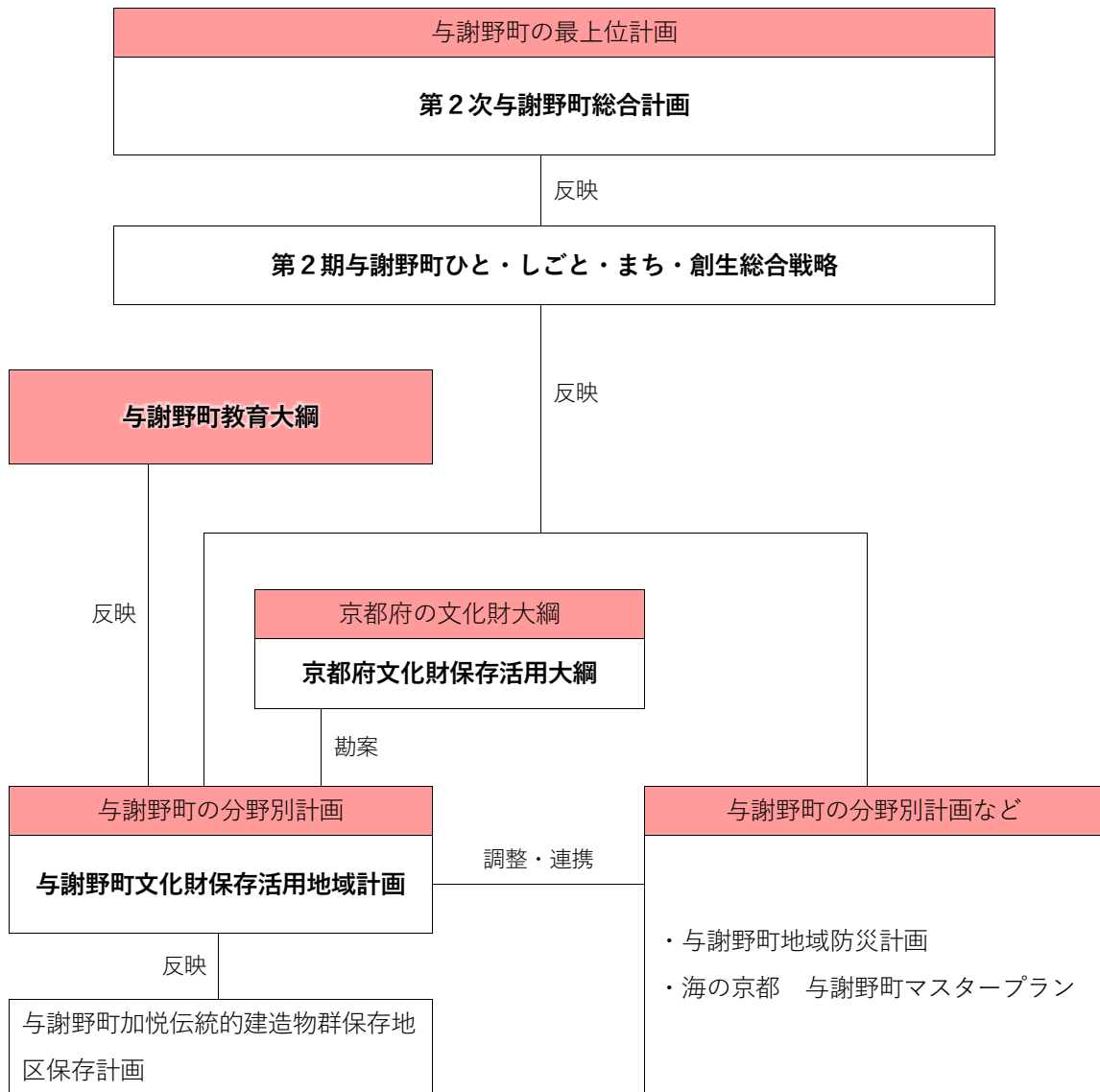
●海の京都 与謝野町マスタープラン

策定年月	平成26年(2014年)1月	計画期間	—
計画の位置付け	海の京都観光圏の強みのひとつであり、与謝野町の重点エリアである加悦伝統的建造物群保存地区(通称、ちりめん街道)との連携によるまちづくり観光の実現を目的としたプラン		
将来像	昭和モダンとシルクの里 鉄幹・晶子ゆかりの町「美心 与謝野」～美心をもたらす観光のまちをめざして～		
地域計画との関連概要	4つのありたい姿の中で、「歴史や産業を守り繋げていくこと」を掲げ、歴史・文化・伝統の継承による「ほこりづくり」を推進するとともに、加悦伝統的建造物群保存地区(通称、ちりめん街道)から町全体の地域資源との連携による体験交流を推進する取り組みを挙げている。		

●与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画

策定年月	平成17年(2005年)8月	計画期間	—
計画の位置付け	与謝野町伝統的建造物群保存地区保存条例第5条(保存計画)に基づき定められた当該保存地区に関する計画		
基本方針	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区の保存に関する基本計画		
地域計画との関連概要	与謝野町基幹産業である織物業の近世・近代の歴史を色濃く今に伝える与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区に関する基本計画を示す。保存地区の特性や保存地区の特性、所在する伝統的建造物群の特性を示し、保存と活用の具体的内容が定められている。伝統的建造物及び環境物件の基準、保存整備の方向、保存地区内の修理・修景の基準、保存地区の保存のために必要な管理施設の設置及び整備計画の方針が示されている。		

表1 文化財保護に関する与謝野町の行政計画関係



3 計画の期間

本地域計画の計画期間は、現在策定中である第3次与謝野町総合計画の計画期間との整合性を勘案し、令和9年度（2027年度）から令和16年度（2034年度）の【8年間】とします。

また、与謝野町総合計画の更新との整合性を保つために、令和15・16年度（2033・2034年度）には本計画の更新内容を検討します。

4 計画の進捗管理と見直しと変更

進捗管理は、与謝野町の企画財政部署が実施する「事務事業評価」と教育委員会事務局の管理部署が実施する「点検と評価」の中で、アウトカム値（成果・効果）と事業費を年度ごとに評価・検証します。また、必要に応じて与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会にはかり、進捗管理と事務評価を行います。

計画の見直しは、進捗状況を確認する中で整理しつつ、「PDCA サイクル」（Plan（計画）・Do（実行）・Check（検証）・Act（改善））の視点をもって、本地域計画の実施期間の途中であっても必要に応じて適宜に計画の内容の見直しを検討します。

本地域計画の変更に関しては、「計画期間の変更」、「与謝野町の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれがある変更」については、与謝野町文化財保存活用地域計画推進協議会にはかり、文化庁長官へ変更の認定を受けることとし、上記以外の軽微な変更該当する事項については、京都府及び文化庁へ情報提供します。

5 本地域計画における文化財の定義

本地域計画で扱う対象は、文化財保護法に定められる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の指定等・未指定文化財、その他、埋蔵文化財や文化財の保存技術のみでなく、与謝野町の歴史文化を理解する上で重要な自然環境や景観、地域の伝承や習慣、人々の伝統的な活動等を含むものも「文化財」として扱うこととします。

また、与謝野町の歴史文化を理解する上で、「地名」「信仰に関する伝承地」「伝説・伝承文学に関する場所」なども歴史文化に関する情報を有する資料であるため、本地域計画では文化財として扱うこととします。

第2章 与謝野町の概要

1 自然的・地理的環境

1-1 位置・面積

与謝野町は、京都府北部の日本海に面した丹後半島の南部に位置し、南は福知山市、東は宮津市、西は京丹後市、兵庫県豊岡市に接しています。

町域全体が大江山連峰をはじめとする山並みに抱かれ、町の中央を野田川が流れ、平野が広がり、天橋立をのぞむ阿蘇海へと続いています。

総面積 108.38 km²の範囲に約2万人が暮らしており、南北約20km、東西約11kmの間に町並みや集落が連なるまとまりの良い地域です。



図2 日本列島と与謝野町

1-2 地名と行政組織の変遷

与謝野町域の行政的な変遷は、明治期は1町8村（加悦町・与謝村・桑飼村・岩滝村・三河内村・岩屋村・市場村・山田村・石川村）があり、大正期は2町7村（加悦町・与謝村・桑飼村・岩滝町・三河内村・岩屋村・市場村・山田村・石川村）となり、昭和期に加悦町（加悦町・与謝村・桑飼村による合併）、岩滝町、野田川町（三河内村・岩屋村・市場村・山田村・石川村による合併）という3町が形成され、平成18年（2006年）3月1日に与謝野町が誕生しました。また、合併後に作られた地域呼称として、旧岩滝町の範囲を岩滝地域、旧野田川町の範囲を野田川地域、旧加悦町の範囲を加悦地域としています。

歴史的な地名の範囲としてみた時、与謝野町



図3 京都府と与謝野町



図4 近現代の与謝野町と周辺の地域区分

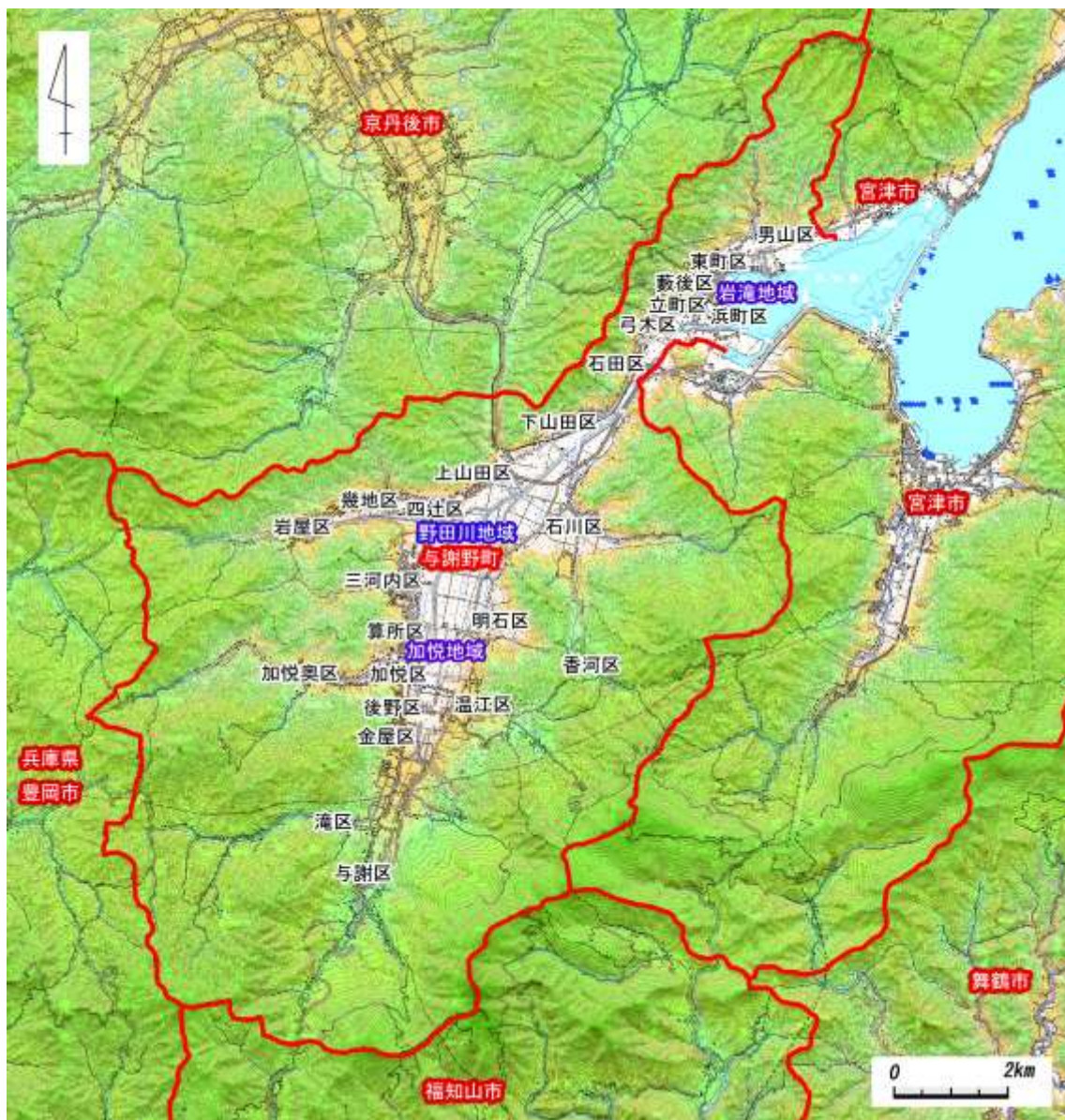


図5 現在の与謝野町内の地域区分

域は丹後国に属します。今でも「丹後」という奈良時代の旧国名を使って地域を表現します。なお、奈良時代の和銅6年(713年)に丹後が分国される以前の丹波という名称は、日本書紀や古事記で開化天皇の条以降に登場し、「太邇波」、「旦波」、「丹波」等と表記されます。京丹後市峰山町には現在も地区名「丹波」が残っています。

また、与謝という地名は、7世紀の藤原宮木簡の「与射評」が最も古く、次に、日本書紀の雄略22年(478年)条の「餘社」や顕宗天皇、仁賢天皇即位前紀で「余社」と表記されています。平安時代の和名抄では与謝郡の郷名として、宮津郷・日置郷・拝師郷・物部郷・山田郷・謁叡郷・神戸郷があり、現在も地名・神社名などに残りますが、拝師郷の地名は失われました。与謝野町に該当するのは旧岩滝町が拝師郷の一部、加悦谷の北半に山田、物部郷、南半に謁叡郷が比定されています。

現在の大字の多くが江戸時代の町村名に由来しており、岩滝地域の男山・岩滝・弓木(石田)、

野田川地域の山田（上山田・下山田）・石川・四辻・幾地・岩屋・三河内、加悦地域の算所・加悦・加悦奥・後野・明石・温江・香河・金屋・滝・与謝などがそれに当たります。

1-3 地形・地質

与謝野町域の大半は山林が占めますが、南縁の大江山連峰から北流する野田川流域の河谷盆地と、その河口の海浜部の沖積地や低台地に集落が集中しています。

与謝野町北部の岩滝地域は宮津湾の内海の阿蘇海に面しています。海岸線に平行する標高250m前後の山地から流入する小河川によって扇状地が形成され、狭い海岸平野が断続的に続いています。野田川河口付近はニッケル精錬に伴う残土によって埋め立てが進み、岩滝市街地沿岸も道路建設によって埋め立てられました。

野田川中・上流域には通称「加悦谷」と呼ばれる河谷盆地があり、河谷の支脈に沿って低地がヒトデ状に広がっています。沖積低地は氾濫低地とその外側の沖積層よりなると思われる沖積段丘の二段になっています。南縁は標高833mの千丈ヶ岳を最高峰とする標高600~800mの大江山連峰があり、谷の東西には高度40~300mの花崗岩よりなる丘陵ないし、山地が広がっています。

山地の大半は宮津花崗岩と呼ばれる黒雲母花崗岩が基盤層となっています。白亜紀末から暁新世にかけて形成された深成岩ですが、地表付近では風化して砂状になっています。大江山連峰の一部には超苦鉄質岩類（蛇紋岩、橄欖岩）が表れています。これが風化した堆積土にニッケル成分が凝集した部分があり、かつては大江山鉱山で採掘されていました。

沖積地縁辺と山地の間には低位~高位の段丘となった洪積世の堆積層があり、後世の浸食を受けながら台地上地形となって残存しています。

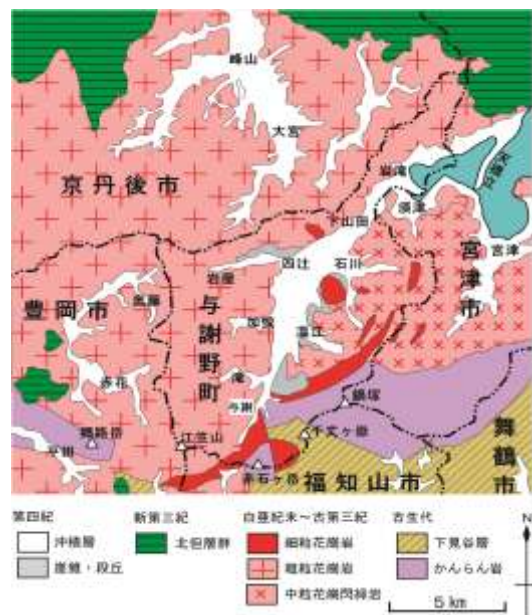
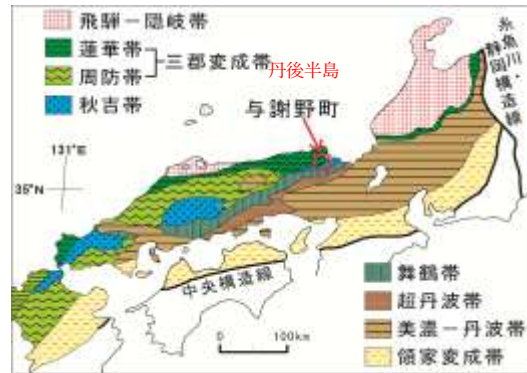


図6 地質図

1-4 気候

与謝野町のある丹後地域は日本海側気候の山陰型で、春は南風によるフェーン現象が起こり易く、夏は高温多湿となります。晩秋に冬の気圧配置となり、北西の季節風が吹き、断続的に時雨れる日が多くなります。この冷たい雨を伴う季節風を丹後地域では「うらにし」と呼び、冬の到来を告げる季語のようになっています。

気象庁データ（1981～2010 宮津）でみると年間降水量は、1,800mm 前後で推移していますが、近年 2,000mm に達する年も増加しています。降水量の月別平均値は9月がピークとなり、7月がそれに次ぎますが、季節ごとの3か月合計では冬季12～2月が上回っています。その間には年や町内の各地域によって異なりますが、数十cmから1m前後の積雪が常態として推移してきました。

月別平均気温は8月が26.5度と最も高く、1月が3.7度と低く、年平均では14.4度となっています。一日の最高気温を平均化すると8月が31.7度となりますが、平成23年（2011年）以降、最高気温が37度以下となる年は9年間の内、2年しかありません。

湿度については与謝野町の観測データがないため、比較的隣りの舞鶴市の観測データをみると77%となっており、京都市の66%と比較すると11%高くなっています。この傾向は兵庫県豊岡市と神戸市の比較でもほぼ同様な湿度差が認められ、近畿北部の丹後・但馬地域の湿度は年間を通じて安定的な高さを示しています。乾燥すると切れ易くなる絹糸を扱う地域の地場産業である絹織物「丹後ちりめん」繊維産業にとって、適度な湿度は自然環境上の利点になっています。

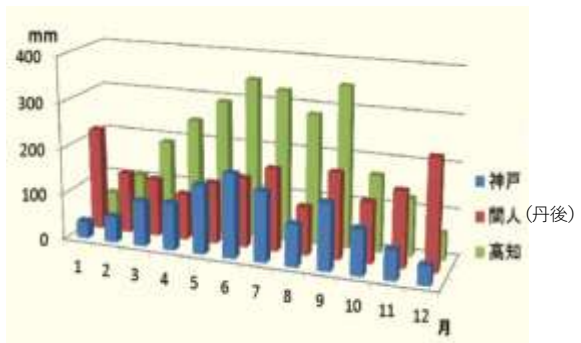


図7 丹後地域の降水量

日本海側は年間の総雨量が瀬戸内周辺・東海地方・関東地方に比べて多い

1-5 植物相・動物相

植物相 与謝野町の森林面積は81.49 km²で全体の約75%を占めています。広葉樹林域が優勢ですが、スギ・ヒノキの植林地がモザイク状にみられます。植生としては標高の低い山地にはコバノミツバツツジアカマツ群集地が広がり、平野部に接する付近にはモウソウチクマダケ群集地が散在します。標高を増すとクリミズナラ群集地となり、さらに高位になるとスギ・ヒノキ群集地となります。大江山連峰の東部は蛇紋岩が基盤層となっていて、タンゴグミやヒュウガミズキなど特有の植物もみられます。最高所の千丈ヶ岳の南、鬼嶽^{おにたけ}稲荷神社付近には冷

温帯の優生種のブナ林が残っています。社寺林が長く保護され、原植生の要素を残す場合が多いとされ、シイ類等、常緑広葉樹の古樹が生育していますが、スギ・ヒノキの植林された神社も多くみられます。

動物相 与謝野町域は京都府の絶滅寸前種に指定されているツキノワグマの北近畿西部個体群のエリアにあり、時として人家近くでも目撃されます。絶滅危惧種のコウノトリもみられ、一度に十数羽が飛来することもあります。内湾の阿蘇海はカモ類やカイツブリ類などの冬季集団越冬地となり、コハクチョウをはじめ多くの鳥類がみられます。また、近年、野田川でサケの遡上が観察されています。なお、『2020年度京都府外来生物実態調査』の「京都府外来生物リスト」では、哺乳類17種、鳥類10種、爬虫類・両生類7種の外来種が記載されていますが、当地域にどれだけの種が生息するかは不詳です。



大江山連峰



石田のスダジイ



ツキノワグマ



コウノトリ



コハクチョウ (阿蘇海)



サケ (野田川)

2 社会的状況

2-1 人口動態

与謝野町の人口は現在****人です（令和8年（2026年）8月時点）。30年前と比較すると、総人口は約****人、約**%減少しています。

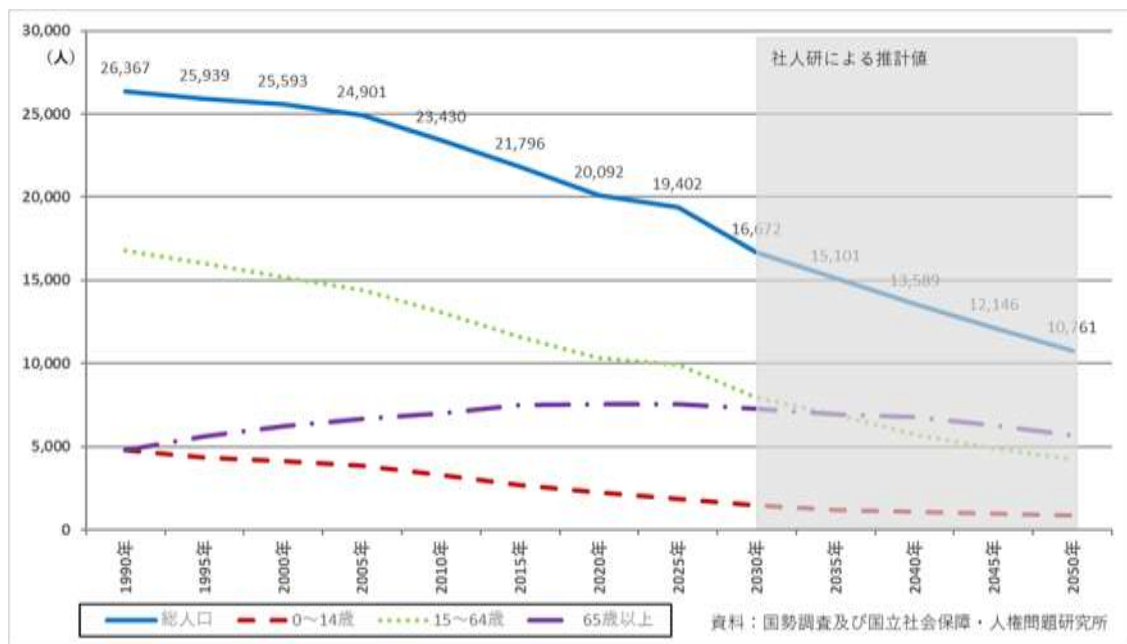
人口減少の要因は、死亡者数が出生者数を上回る「自然減」と、転出者数が転入者数を上回る「社会減」が挙げられます。出生数の減少については、合計特殊出生率（ベイズ推定値）の低下に加え、生涯未婚率の上昇が背景にあり、社会減については、大学・短大などへの進学や就職に伴う若年層の転出が主な要因となっています。

年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）ともに減少が続く一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にありましたが、令和7年（2025年）をピークに減少に転じ、今後も減少が続くものと見込まれています。

また、国立社会保障・人口問題研究所による本町の人口推計（令和5年推計）をみると、令和22年（2040年）には1万5千人を切り、令和32年（2050年）には1万人程度まで減少すると予測されています。

このような人口減少の進行に伴い、今後、有形・無形の文化財を保存・継承を担う、次世代の担い手不足が懸念されています。

表2 年齢3区分別人口の推移



2-2 財政状況

歳入歳出決算については、認定こども園の整備、加悦中学校改築、ごみ処理施設の建設など大型事業も完了し、一時期に比べて令和3年度（2021年度）以降は財政規模が縮小していますが、令和7年度（2025年度）以降は学校給食センターと新たな認定こども園の新築工事という大規模投資事業に着手しており、予算規模、町債在高ともに増加する傾向にあります。

財政調整基金残高についても、地方交付税の減少などによる収支不足の補てんや、公共施設の老朽化対策、加えて近年の物価高騰、人件費の増加等による行政コストの増加に対応するため、今後、減少傾向となります。

経常的な歳入（税収、地方交付税など）に占める経常的な歳出（人件費、扶助費、公債費など）の割合を表す経常収支比率は、地方交付税の減少、下水道事業をはじめとする特別会計繰出金・補助金の割合が大きい状況が続くなど、90%を超える数値で推移しています。

また、今後も物価高騰や人件費の増加等の行政コストの増加が続くと予想され、文化財関係事業費の維持管理関係事業費においても、より一層の効率的な運用が求められています。

持続可能な文化財の保存・継承を実践していくためには財源の確保が不可欠です。効率的な運用を進めるとともに、財源を確保するためにさまざまな手法を検討していかなくてはなりません。

表3 財政状況

科目 \ 年次	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
一般会計 歳入決算額	千円 15,157,285	千円 13,432,308	千円 12,208,827	千円 12,360,280	千円 12,108,415
一般会計 歳出決算額	14,945,153	13,109,817	12,126,602	12,295,197	12,025,179
財政調整基金残高	1,602,852	1,609,635	1,618,200	1,515,137	1,528,382
一般会計 町債残高	14,544,291	14,223,145	13,149,330	12,109,378	11,199,482
経常収支比率	% 97.2	% 92.5	% 93.6	% 95.3	% 90.2
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	17.0	17.2	17.2	17.6	15.8
将来負担比率	114.6	101.5	93.8	89.1	75.7

表4 文化財保護関係事業費

科目	年次	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
		千円	千円	千円	千円	千円
歳出決算額						
	文化財保護費	40,227	45,652	49,156	14,462	
	文化財施設費	18,757	18,646	18,614	18,266	
	計	58,984	64,298	67,770	32,728	

2-3 産業

与謝野町の主要産業は、織物業や農業を中心として発展してきました。令和2年国勢調査による産業別就業者数では、製造業が2,098人と最も多く、次いで、医療・福祉、卸売業・小売業、建設業の順となっており、現在も製造業が本町の基幹産業として大きな役割を担っています。

一方で、産業構造全体を見ると、第1次産業及び第2次産業就業者の割合は減少傾向にあり、平成17年(2005年)には、第2次産業就業者割合が41.6%であったのに対し、令和2年(2020年)には31.0%まで低下する一方、第3次産業就業者割合は54.0%から65.3%へ増加しており、産業構造の変化が進行しています。

しかしながら、本町の主要産業である織物業及び農業は、就業者数等では減少傾向がみられるものの、地域の歴史・文化・景観を支える重要な産業となっています。特に、人口1,000人あたりの織物事業所数は23.2事業所、従事者数は9.3人と全国でも高い水準にあり、本町を特徴づける地域産業となっています。

【織物業】 近年の織物業は、企画・デザイン・製造・販売までの全てを一括して手がけ、高いオリジナル性を追求した事業展開や海外進出が注目を集めているほか、若手職人が国内の産地を訪問し、現地の職人との交流を通じて織物の新たな価値創造につなげる活動など、令和2年(2020年)の丹後ちりめん創業300年を機に次の100年を見据えた挑戦が始まっています。

【農業】 農業においても、織物産業との新たな結びつきが生まれています。織物の原材料となる生糸の地産地消を目指し、桑の木の栽培を開始して養蚕事業に取り組む事業者が現れるなど、農業が織物産業を支える役割を担い始めています。また、平成27年(2015年)に始まったホップ栽培は、町内に誕生したビール醸造所との連携へと発展し、地域内で原料から醸造までを一貫して担う体制が構築されました。さらに、耕作放棄地の活用と地域活性化を兼ねた「食べる桜」事業も始動し、魅力ある新たな地域農産物として注目を集めています。

町の農業の最大の特徴である有機質原料100%の肥料「京の豆っこ」を活用した自然循環型農業は、四半世紀にわたる継続的な取り組みを通じて、環境にやさしい農業の基盤として町内にしっかりと根付いています。加えて、ICTを活用した農業技術の可視化やセンシング技術による精密な農作業と栽培管理の実現など、スマート農業の推進にも力を入れています。

一方、後継者不足は依然として深刻な課題です。この課題に向き合うため、地域計画の策定

に加え農地保全を目的とした協議会を設置し、持続可能な農業体制の構築に向けた取り組みを進めています。

【観光業】 与謝野町の観光は、「丹後ちりめん」の伝統と豊かな自然を生かした体感型観光が魅力です。

国の重要伝統的建造物群保存地区「ちりめん街道」では、風情ある街並み散策に加え、絹糸を使ったコースター織りや本格着物体験を通じて、伝統工芸の粋を肌で感じることができます。また、食の文化体験として、郷土料理「丹後のばらずし」作りも人気のコンテンツとなっています。

自然面では、天橋立を横一文字に望む絶景スポットでのキャンプや、大江山連峰でのトレッキングなど、五感でリフレッシュできるアクティビティが充実しています。

表5 観光入込客数及び観光消費額一覧

上段：観光入込客数（人）、中段：観光消費額（千円）、下段：一人当たり消費額（円）

市町名	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	平均値
伊根町	186,838	148,789	224,543	373,201	481,497	282,974
	1,069,712	859,369	1,253,218	1,809,279	2,233,400	1,444,996
	5,725	5,776	5,581	4,848	4,638	5,106
宮津市	2,144,200	1,687,900	2,317,900	2,763,300	3,005,700	2,383,800
	7,548,824	5,747,464	8,426,077	11,741,418	14,292,817	9,551,320
	3,521	3,405	3,635	4,249	4,755	4,007
京丹後市	1,645,031	1,279,129	1,745,053	1,807,975	1,851,088	1,665,655
	6,145,496	6,599,184	7,895,551	8,861,715	9,379,438	7,776,277
	3,736	5,159	4,525	4,901	5,067	4,669
福知山市	892,414	594,167	816,589	941,201	1,021,891	853,252
	1,539,039	1,542,743	1,413,455	1,623,615	1,792,665	1,582,303
	1,725	2,596	1,731	1,725	1,754	1,854
舞鶴市	1,241,702	985,545	1,572,654	1,970,042	2,282,509	1,610,490
	2,648,335	2,089,995	3,152,848	4,175,603	4,152,777	3,243,912
	2,133	2,121	2,005	2,120	1,819	2,014
与謝野町	290,832	297,828	332,117	267,955	305,465	298,839
	428,587	384,321	478,336	459,054	573,553	464,770
	1,474	1,290	1,440	1,713	1,878	1,555

※ 掲載順は、一人当たり消費額の平均値の多い順

(京都府商工労働観光部観光室 HP を参照)

表6 産業別就業人口の推移

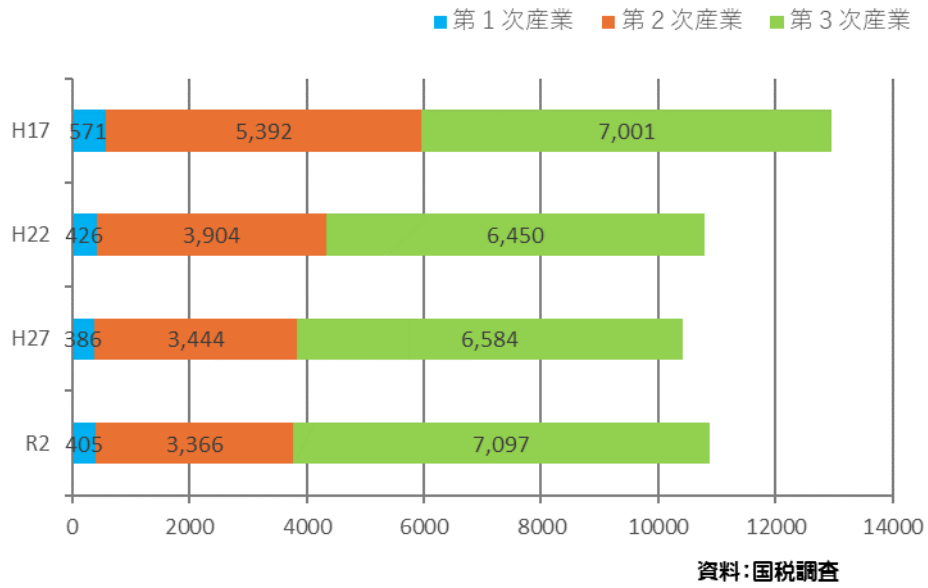


表7 産業別就業者比率の推移

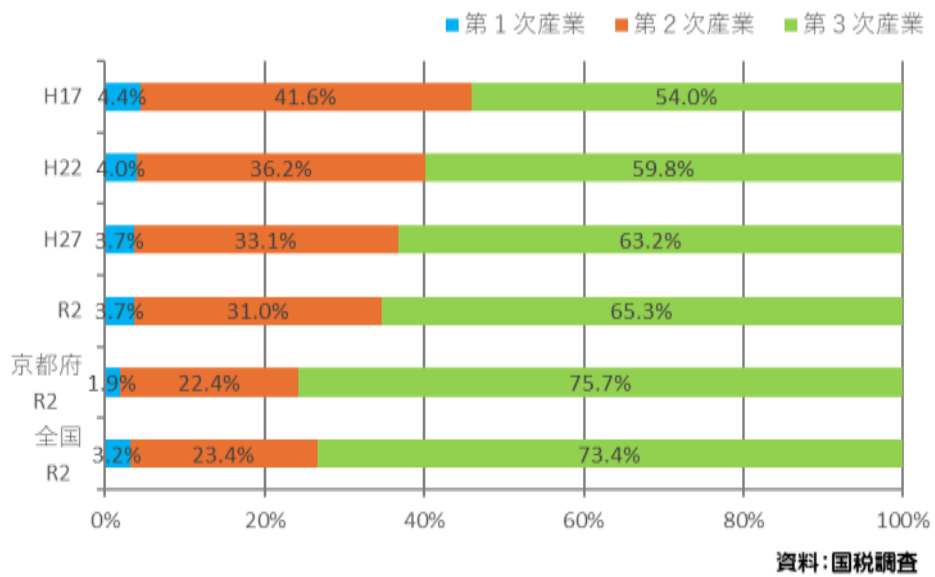
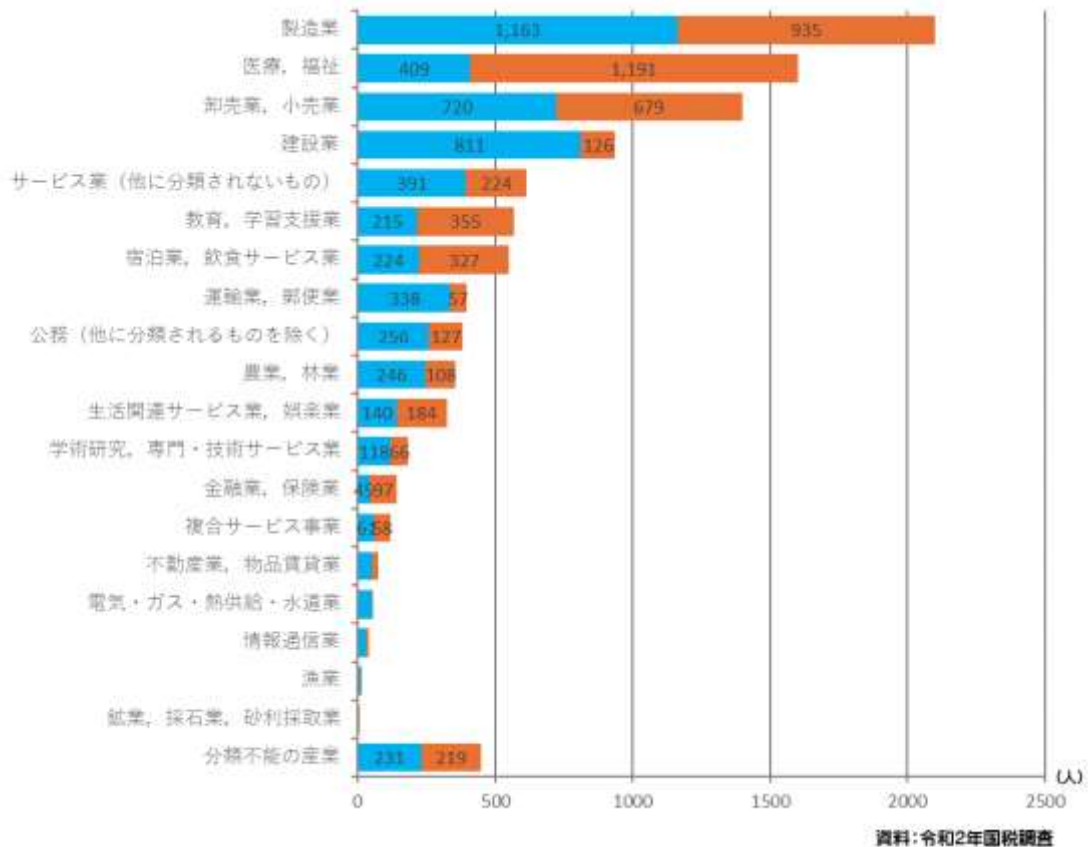


表8 産業別就業人口



2-4 土地利用

与謝野町の土地利用構成をみると、町の大部分を山林が占めており、豊かな自然環境に囲まれた地域となっています。また、平野部には農地が広がっており、農地の多くは水田として利用されるなどの、農地が地域景観や産業を支える重要な役割を担っています。

一方で、国道176号線（加悦谷バイパス）沿線を中心に、各種商業施設や住宅の立地が進み、農地の宅地化も増加傾向で推移しています。

しかし、与謝野町内には、令和4年度（2022年度）の調査時点で約720戸の空き家があり、今も増加していることから、その対策は、町の大きな課題となっています。

法的な規制や指定については、岩滝地域（1,209ha）が旧3町域で唯一の都市計画区域となっていますが、用途指定はされていません。大江山連峰については、平成19年（2007年）8月に丹後天橋立大江山国定公園として指定され、保全が図られています。

2-5 交通体系

与謝野町は、国道176号・178号・312号の結節点となっているなど、交通の要所でもあり

3 歴史的背景

3-1 はじめに

与謝野町域の歴史的背景を理解するために、広域圏の丹後国域とその一部である与謝野町域という枠組みで記述します。

丹後国は、日本海に短く突き出して飛び出した丹後半島を中心として舞鶴湾沿岸に広がる奈良時代の地域名称です。近畿中央域と近い距離にあるため、古代から、東アジア大陸と日本列島を結ぶ海路交通の拠点的な「港」として重要な位置を占めてきました。このことは、どの時代を通じても同様で、与謝野町域の歴史にも重要な視点です。

丹後半島の南部に位置する与謝野町は、大江山連峰と阿蘇海に象徴されるように山と海にかこまれた土地柄で、文化財的には丹後ちりめんなどの産業発展による町並みや豊かな農村景観、そして古代から連綿と続く人々の暮らしを示す数多くの遺跡が特徴です。また、丹後国域の港と畿内は大江山連峰を越えた陸路でつながり、そのルートは与謝野町側の与謝峠越えと宮津市側の普甲峠越えの2ルートがあります。与謝野町域は、総じて「港」と陸路の中継地点として歴史を紡いできました。

丹後という地域名称は、奈良時代初期の和銅6年(713年)に新たに作られたもので、それ以前は「タニハ」(発音は「たにわ」と呼ばれた地域の一部でした。このタニハの範囲は今の京都府亀岡市や兵庫県丹波篠山市も含まれ、範囲が広すぎて古代の統治領域に設定できません。弥生時代・古墳時代の当地域の首長が直接的に統率したと推察される範囲「丹後」につながる地域名称として、和銅6年(713年)以前の当地域を「原丹後」と呼称することとします。

3-2 原始・古代(縄文時代～平安時代)

原丹後の縄文時代の様相は散在的な遺跡の状況が知られているだけであまりわかりません。弥生時代になると複数の地域に拠点的な集落が営まれ、京丹後市では扇谷遺跡・途中ヶ丘遺跡・奈具遺跡群・古殿遺跡、与謝野町では温江遺跡・日吉ヶ丘遺跡・須代遺跡・千原遺跡、宮津市では難波野遺跡、舞鶴市で志高遺跡などがあります。奈具遺跡群では鉄加工や玉製作など大規模な生産が行われていました。また、この時代BC2世紀～AD2世紀にかけては貼石墓と呼ばれる大きな墓が造られ、京丹後市の奈具岡遺跡、与謝野町の日吉ヶ丘遺跡・千原遺跡・寺岡遺跡、宮津市の難波野遺跡、舞鶴市の志高遺跡で発見されています。原丹後では比較的早い時期から首長墓が単独かつ大型化しましたが、そこには小地域を統率した首長への権力の集中をみることができます。与謝野町の大風呂南1号墓や京丹後市の赤坂今井墳丘墓にみられる首長墓の在り方から想定される弥生時代の終盤AC3世紀の原丹後は、階層分化の進んだ社会構造となっていたと推測されます。また、大風呂南1号墓の副葬品のうち、ガラス釧は東アジア大陸からの輸入品ですし、多数の鉄剣に関しても当時の鉄素材は朝鮮半島からの輸入に頼っていただけなので、これらの品は原丹後の「港」が持つ交易・物流上の重要性を物語っています。

古墳時代のうちの AC 4・5 世紀では、京丹後市の湧田山1号墳・カジヤ古墳・網野銚子山古墳・神明山古墳・黒部銚子山古墳、与謝野町の温江丸山古墳・白米山古墳・法王寺古墳・蛭子山1号墳などの大型古墳が築造され、原丹後の隆盛ぶりを示しています。特に、蛭子山1号墳（145m）・網野銚子山古墳（197m）・神明山古墳（190m）は、日本海沿岸地域でトップ3の墳丘規模を有する大型古墳です。殊に網野銚子山古墳と神明山古墳は、かつて眼下にあった潟湖を見下ろす臨海性の高い場所に築造されました。この潟湖は、天橋立の内海である阿蘇海や久美浜湾のような地形で、原始・古代では天然の港として利用されたと想定されています。網野銚子山古墳と神明山古墳は、単に臨海するというだけでなく、日本海海路の港を重要視した場所に大型古墳が築造されたもので、この時代における原丹後の「港」の重要性を示唆しています。

その後、奈良・平安時代の丹後は、府中に丹後国府が設置され、室町時代まで丹後府中が政治経済の中心地となりました。この府中は、天橋立と阿蘇海を眼前に臨む場所で、やはり「港」機能が重要視されたことが推察されます。与謝野町内は、平城京や平安京から丹後国府に至る官道が南北に走り、国司が馬を乗り継ぐ駅家の勾金駅があったようです。平安時代の史料には、絹織物の装束が生産されていた様子が伝えられています。また、与謝野町の加悦谷の大石庄・加悦庄・石河庄は丹後三ヶ庄と呼ばれ、藤原氏の氏の長者の「殿下渡領」となっていました。しかし、この時代の資料が少なく、あまりわかりません。

また、この時代を代表する伝説として、奈良時代に作られた丹後国風土記の逸文として「奈具社（天羽衣）」「天橋立」「浦島子（浦島太郎）」の3作が伝わっています。この3作品は、当時の丹後が異界と接する霊異の満ちる土地柄であったことを示しています。



日吉ヶ丘 SZ01 号墓



大風呂南1・2号墓



赤坂今井墳丘墓



網野銚子山古墳



神明山古墳



蛭子山1号墳



図9 弥生時代中期の王墓の分布



図10 弥生時代後期の王墓の分布



図 11 古墳時代の王墓の分布



図 12 奈良時代の国と郡



図 13 奈良時代の丹後国の地域区分

3-3 中世（鎌倉時代・室町時代）

鎌倉～室町時代の中世は、府中の守護所を中心として展開しました。また、府中には当時から霊場として名高い成相寺があり、府中は丹後の政治・経済・宗教の拠点でした。その当時の様子が雪舟筆の国宝「天橋立図」に詳細に描かれています。

丹後守護は代々にわたり一色氏が務めていましたが、戦国乱世の時代ですので、対外勢力の細川氏や武田氏との戦いや一色氏内部での権力争いが頻発しました。特に、文亀3年(1503年)守護代延永氏と国人石川氏が対立し、その争いが守護一色氏の家督争いに発展し、また、永正3年(1507年)には隣国の若狭守護武田氏・越前守護朝倉氏・幕府管領細川氏が絡む戦乱が加悦と府中で繰り広げられ、数千人の死者を出し、あたりは焼け野原と化したといえます。これらに関する遺構として、宮津市の阿弥陀ヶ峰城跡・今熊野城跡、与謝野町の金屋城跡・石川城跡があります。

この時代にも織物業が盛んで、与謝野町域は絹織物をはじめとする織物生産で栄え、京都の寺社の荘園となっていました。中でも加悦庄は室町幕府中枢の足利氏の荘園となり、武士の袴に使用する厚手の「丹後精好」と呼ばれる絹織物を生産していました。また、当時の民衆の様子を伝えるものとしては、与謝野町内には大規模な集団墓地の福井遺跡・地藏山遺跡があります。

また、この時代を代表する伝説として、大江山の鬼退治があります。もともとは京都市北部

のおおえやまの大枝山を舞台とした物語だったと推察されますが、中世には物語の舞台が北上し、丹後大江山に定着しました。その背景には丹後の持つ異界的なイメージがあったと思われます。



金屋城跡



石川城跡



地蔵山遺跡



福井遺跡



図 14 室町時代の地域区分



図 15 室町時代の各拠点

3-4 近世（安土桃山時代・江戸時代）

近世初期の安土桃山時代の丹後は、織田信長の命を受けた細川藤孝（ふじたか ゆうさい 幽齋）による丹後攻めで大きな変化が起きました。この戦いで守護一色氏は破れ、細川氏が丹後を支配しました。細川氏の丹後統治では、藤孝は舞鶴市田辺（田辺城跡）に、嫡男忠興を宮津（宮津城跡）に、重臣の松井氏を久美浜（松倉城跡）に、次男興正を峯山（吉原城跡）に、家臣の有吉氏を加悦（やすら 安良城跡）に、家臣の沼田氏を由良川筋（中山城跡）にそれぞれ配置しました。

江戸時代初期には、丹後は宮津藩・田辺藩・峯山藩が置かれ、京極氏が統治しました。また、その後、久美浜代官所が設置され、丹後は「三藩一天領」となりました。

産業としては、中世以来の絹織物生産が低調となり、それを打破するために、享保5年（1720年）に峯山の絹屋佐平治が京都西陣から「ちりめんの撚糸技術」を持ち帰り、ほぼ時を同じくした享保7年（1722年）には後野の木綿屋六右衛門を仲介者として加悦の手米屋小右衛門と三河内の山本屋佐兵衛が同様の技術を持ち帰りました。その後、ちりめん織りは丹後の基幹産業となっていくます。

また、19世紀には、大商家は日本海廻船業（きたまえばね 北前船交易）に進出しました。宮津の三上家、岩滝の小室家・糸井家、加悦の下村家・尾藤家、久美浜の稲葉家などはその代表です。織物業を中心にして廻船業にも繰り出している事がわかります。

また、各村には中世以来の寺院がありましたが、18世紀に入って徐々に整備されていき、今

日みられる寺院の配置ができました。江戸時代後期には各村々の氏神祭りが賑やかになっていきました。宮津城下・峯山城下・田辺城下の神輿の渡御・屋台の巡行を筆頭に、与謝野町域の加悦谷祭でも神輿や屋台が巡行されました。



安良城跡

弓木城跡



三上家住宅

旧尾藤家住宅

稲葉家住宅



図 16 安土桃山時代の各拠点



図 17 江戸時代初期の各拠点
(ただし、幕府直轄領は享保年間の状況)

3-5 近代 (明治時代～昭和 20 年)

明治時代に入り、丹後は宮津藩から豊岡県を経て明治 9 年 (1876 年) に京都府となり、新しい時代が始まりました。近代は鉄道交通網や電信電話など情報通信網の整備、また、銀行など金融業の発達に目覚ましいものがあります。この近代の丹後の姿を色濃く今に伝える文化財として、与謝野町の加悦伝統的建造物保存地区 (通称、ちりめん街道) があります。

丹後の鉄道では、明治時代に舞鶴－大阪間に官営鉄道がつながり、その後、大正 13 年 (1924 年) に宮津まで開通し、さらに昭和 7 年 (1932 年) 久美浜まで開通しました。与謝野町内の鉄道敷設では官営丹後山田駅につながるべく 100% 民設の加悦鉄道が敷設され、大正 15 年 (1926 年) 12 月に一番列車の汽笛を鳴らしました。その姿は与謝野町の旧加悦鉄道加悦駅舎や重要文化財 123 号機関車として今も伝えられています。



加悦伝統的建造物群保存地区



氏神祭り (天満神社)



123 号機関車

そして、昭和2年（1925年）3月7日、丹後大震災に見舞われ、甚大な被害が出ました。その災害復旧では道路が新しく造られるなど、その後の地域づくりに大きな影響を与えました。

丹後の基幹産業である織物業は景気の動向に左右されながらも成長を続け、戦後の好景気を迎え、また農業は構造的な問題を抱えているものの、新たな成長をみせています。

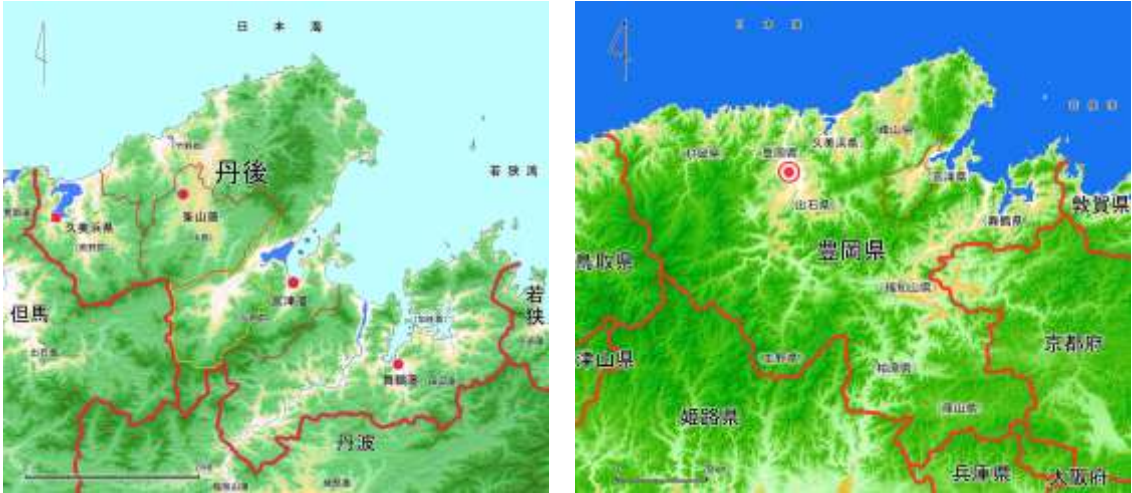


図 18 明治初期の状況

4 歴史文化・文芸に関する公開施設

与謝野町立古墳公園はにわ資料館

はにわ資料館は、日本海地域屈指の大型前方後円墳（施工墳長 145m）の国史跡「蛭子山古墳」と国史跡「作山古墳」を復元整備した歴史公園内にある資料館で、与謝野町内の出土品を展示公開しています。



旧尾藤家住宅

旧尾藤家住宅は、江戸～明治・大正・昭和に地域の政治経済で活躍した尾藤家の居宅です。主屋は文久3年（1863年）に移築されたもので、昭和初期には洋間を増設しています。尾藤家の活動を通じて加悦の歴史を紹介しています。



旧加悦町役場庁舎

旧加悦町役場庁舎は、昭和2年（1927年）3月の丹後震災で倒壊した役場を同じ場所で昭和4年（1929年）に新築された建物です。スパニッシュ風の外観は当時の大



林組の設計部長今林彦太郎が、最新の耐震構造建築として設計しました。観光情報施設としても公開されています。

旧加悦鉄道加悦駅舎

旧加悦鉄道加悦駅舎は、大正15年(1926年)に開業した小さな私鉄「加悦鉄道」の駅舎と本社事務所の建物で、鉄道資料室として公開されています。



与謝野町立三河内郷土資料室

昭和30・40年代を中心としたさまざまな暮らしの道具を展示公開しています。



与謝野町立江山文庫

与謝野町にゆかりのある俳人はいじん与謝蕪村ごそんや歌人かじん与謝野礼れい蔵ぞん・鉄幹てつかん・晶子あきこにちなんで、短詩系文学作品を紹介するとともに、俳句・短歌資料を保存・公開しています。



加悦椿文化資料館

京都府指定文化財「滝のツバキ」の案内を行うとともに、椿に関する美術工芸品の展示や「滝のツバキ」に隣接していた山村おおたわの大田和集落の暮らしを紹介しています。



図19 文化財保存活用施設

第3章 与謝野町の文化財の概要と特徴

1 指定等文化財の概要と特徴

1 指定等文化財

与謝野町の指定等文化財は、下記の一覧表のとおり令和8年（2026年）8月時点で131件（国指定等11件、京都府指定等53件・与謝野町指定等67件）となっています。なお、文化財の保存技術に選定されているものはありません。

表9 与謝野町内の指定等文化財一覧 令和8年（2026年）8月時点

			国				京都府				与謝野町		合計	
			指定文化財	選定文化財	選択文化財	登録文化財	指定文化財	選定文化財	登録文化財	暫定登録文化財	指定文化財	登録文化財		
有形文化財	建造物	a	1			0	2		2	8	8	0	21	
	美術工芸品	絵画	b	0			0	2		0	4	4	0	10
		彫刻	c	1			0	0		0	0	18	0	19
		工芸品	d	1			0	1		0	0	13	0	15
		書跡・典籍	e	0			0	0		0	1	3	0	4
		古文書	f	0			0	0		0	1	1	0	2
		歴史資料	g	1			0	0		0	4	5	0	10
		考古資料	h	2			0	2		0	6	3	0	13
無形文化財		i	0		0	0		0		0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	j	0			0	0		0	1	0	0	1	
	無形の民俗文化財	k	0		0	0	0		3		4	0	7	
記念物	遺跡	l	4			0	4		0	5	5	0	13	
	名勝地	m	0			0	2		0	0	0	0	2	
	動物・植物・地質鉱物	n	0			0	2		0	3	3	0	5	
文化的景観		o		0				0					0	
伝統的建造物群		p		1				0					1	
合計			10	1	0	0	15	0	5	33	67	0	131	

※ 国選定の重要伝統的建造物群保存地区「与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区」の特定物件は179件で、内訳は建築物136件・工作物43件です。これらのうち、指定等文化財は5件です。

※ 京都府指定等文化財のうち建造物が所在する周囲の森林を、文化財環境保全地区として京都府が決定しています。これは急激な環境変化による建造物への影響を抑止するために周囲の森林を保全するものです。与謝野町内には3件あります。

※ 町登録文化財では、現在の加悦伝統的建造物群保存地区内の16件の民家を加悦町登載文化財（自治体合併前）としていましたが、当地区の国選定によってそれらが特定物件となったことで登録を解除しました。

有形文化財

a 建造物

京都府指定文化財「天満神社本殿」など神社と寺院の建造物の指定等文化財が最も多いです。当地域の伝統的な宗教が神道と仏教であるため、住民の信仰の場として守り伝えられてきたことを示しています。寺院では臨済宗寺院が多くみられます。その他には、近世民家建築の京都府指定文化財「旧尾藤家住宅」や近代建築の京都府指定文化財「旧加悦町役場庁舎」・与謝野町指定文化財「旧加悦鉄道加悦駅舎」があり、これらは加悦地区に集中しています。

大型民家の旧尾藤家住宅は、加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）にあり、江戸時代から明治・大正・昭和時代に町の政治経済の中心的な役割を担った名望家めいぼうかの一つで、良好な状態で今日まで守り伝えられてきました。尾藤家は、近世・近代における当地域の発展を体現した経歴を持っており、旧尾藤家住宅はその物証的な存在です。



天満神社本殿



加悦伝統的建造物群保存地区



倭文神社本殿

美術工芸品

b 絵画

与謝野町指定文化財「絹本著色 仏涅槃図」けんぼんちやく ほとけねはん（吉祥寺蔵）など仏画の指定等文化財が最も多いです。当地域では伝統的な宗教が仏教であるため、住民の信仰の対象として守り伝えられてきたことを示しています。寺院では臨済宗寺院りんざいしゅうが多くみられます。

他に特徴的なものとしては、与謝蕪村筆の京都府指定文化財「方士求不死薬図六曲屏風」ほうしふしやくをもとめるのずです。これは与謝蕪村の丹後時代という当地域に3年間滞在した時に制作された大型作品です。なお、蕪村は丹後時代以降に当地域の地名である与謝を冠して与謝蕪村と名乗ったと言われていました。また、与謝野町指定文化財「尾藤家住宅襖絵群」おすまへは、当時の名望家の趣向を示しています。



仏涅槃図



尾藤家住宅襖絵群の一つ



方士求不死薬図六曲屏風

c 彫刻

国重要文化財「木造女神坐像」や与謝野町指定文化財「木造阿弥陀如来坐像」（宝巖寺蔵）など宗教系の像の指定等文化財が最も多いです。当地域では伝統的な宗教が仏教・神道であるため、信仰の対象として守り伝えられてきたことを示しています。寺院では臨済宗寺院が多くみられます。

特徴的な点としては、平安時代後期作とされる板列八幡神社の神像の国指定文化財「木造女神坐像」が示す阿蘇海北岸地域の歴史性です。板列八幡神社の場所は、中世の政治経済の中心地である「丹後府中」の縁辺になりますが、平安時代には全国の府中に「国府八幡」を設置する動きがあり、この木造女神坐像は、板列八幡神社が丹後府中の国府八幡である可能性を示しています。

仏像の特徴は、与謝野町指定文化財「木造愛染明王坐像」（施薬寺蔵）にみられるように、胎内仏を持つ仏像があることです。胎内仏を持つ仏像は大江山連峰周辺に多く分布しています。また、伝説伝承と関係する仏像もみられます。与謝野町指定文化財「木造地藏菩薩立像」（金剛寺蔵）は、大江山の山腹にあったとされる根本寺から飛んできたという伝承があり、与謝野町指定文化財「木造薬師如来立像」（施薬寺蔵）は麻呂子親王の大江山鬼退治の七仏薬師伝承があります。また、与謝野町指定文化財「木造聖観音菩薩坐像」（上田観音堂）は清和天皇の寵愛を受けた当地の女性「如意尼」伝承を持っています。



木造女神坐像



木造阿弥陀如来坐像



木造愛染明王坐像



木造地藏菩薩立像



木造薬師如来立像



木造聖観音菩薩坐像

d 工芸品

国指定文化財「石燈籠」（四辻八幡神社）など宗教施設に伴う指定等文化財が最も多いです。当地域では伝統的な宗教が仏教・神道であるため、住民の信仰の対象として守り伝えられてきたことを示しています。寺院では臨済宗寺院が多くみられます。

京都府指定文化財「石燈籠」（天満神社）など主に中世の当地域の姿を伝えるものが中心です。その中でも与謝野町指定文化財「南京大鉢」は江戸時代後期の文政一揆にかかるとの資料です。



八幡神社石燈籠 天満神社石燈籠 愛染堂石燈籠 南京大鉢 西光寺の板碑

e 書跡・典籍

京都府暫定登録文化財「蕪村筆連句稿 歌仙「はしたてや」」などがありますが、指定等文化財の少ない分野です。

f 古文書

与謝野町指定文化財「紙本墨書愚中周及墨跡」と京都府暫定登録文化財「加悦区有文書」があります。「紙本墨書愚中周及墨跡」は臨済宗の高僧・愚中周及との関わりを示すもので、与謝野町域に臨済宗の寺院が多い時代背景を示しています。「加悦区有文書」は国重伝建与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区の歴史の変遷を伝える貴重な資料です。

g 歴史資料

国指定文化財「123号機関車」は近代の鉄道交通史上に文化財的な価値の高いものです。また、与謝野町指定文化財「旧加悦鉄道車両群」（10車両）も交通の近代化を示す文化財として当地域の近代史を物語っています。鉄道は移動・物流の手段を激変させた近代化を象徴する物件であり、当地域の近代の動向をよく示すものです。

また、京都府暫定登録文化財「俳額 奉納四季発句合ほつくあわせ」などは江戸時代後期の庶民に俳句が浸透していることを示しており、当時の文化レベルを伝える文化財として興味深いものです。



123号機関車

木造客車ハブ3

木造客車ハ4995

h 考古資料

国指定文化財「京都府大風呂南1号墓出土品」は、弥生時代の当地域の特質を象徴する一級品です。鉄剣に象徴される鉄器の物流やガラス釦は海路による広い範囲の交流を示す文化財として古代丹後の隆盛の源泉を物語っています。



大風呂南1号墓のガラス釦



日吉ヶ丘遺跡1号墓の管玉群



岩滝丸山の石棺

民俗文化財

じ 有形の民俗文化財

京都府暫定登録有形民俗文化財「板列八幡神社奉納船絵馬」は、江戸時代後半の北前線交易の隆盛を物語る数少ない文化財として重要です。

板列八幡神社奉納船絵馬



く 無形の民俗文化財

京都府登録無形民俗文化財「三河内の曳山行事」「後野の屋台行事」など氏神祭礼に関する行事や芸能が指定等文化財になっています。これらは江戸時代から近代にかけて庶民の信仰と経済力が民俗行事として発達したことを示しています。特に屋台系の祭礼は丹後ちりめん織物産業の富が結晶したものとして評価されます。



三河内の曳山行事



後野の屋台行事



大命神社の笹囃子



木積神社の太刀振り

記念物

い 遺跡

国指定文化財「日吉ヶ丘・明石墳墓群」「白米山古墳」「蛭子山古墳」などの国内屈指の大型墳墓は古代の当地域の隆盛を物語る文化財として高い歴史的な価値を持ちます。これらは古代日本において、当地域が地域王権の雄であった姿を今に伝えています。



日吉ヶ丘遺跡 1号墓



白米山古墳



蛭子山古墳

m 名勝地

京都府指定文化財「西光寺庭園」^{さいこうじ}「常栖寺庭園」^{じょうせいじ}の2件があります。江戸時代後期には当地域に作庭文化が伝わっていたことを示しています。



西光寺庭園



常栖寺庭園

n 動物・植物・地質鉱物

京都府指定文化財「滝のツバキ」は国内最長寿級のヤブツバキの巨木です。

「地域を定めず」という扱いのため一覧表には数値をカウントしていませんが、特別天然記念物「コウノトリ」・同「オオサンショウウオ」及び京都府登録天然記念物「アベサンショウウオ」が確認されています。コウノトリは隣接する兵庫県豊岡市で育成しているものが飛来してきます。今のところ、与謝野町内での営巣は確認されていません。オオサンショウウオとアベサンショウウオは、岩屋川で確認されています。



滝のツバキ



雲岩寺のコブシ



石田のスタジイ



明境神社のボダイジュ

p 伝統的建造物群

加悦伝統的建造物群保存地区は、地区の中央に丹後と京都を結んだ街道（通称「ちりめん街道」）が通り、近世～昭和前半期の与謝野町の南部地域の人・モノ・情報の拠点となりました。近世初期の城下町の地割を基本に、製織業を中心と



加悦伝統的建造物群保存地区

して発展した町の基本的構造を良く残し、江戸時代から昭和初期にかけて建てられた主屋や土蔵、縮緬工場、洋風建築などが一体となって特色ある歴史的風致を伝えています。

2 日本遺産

300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊

伝統地場産業の丹後ちりめん織物業を中心としたストーリーで、平成 29 年度に認定されました。複数の自治体にまたがっているストーリーが展開する「シリアル型」として認定されており、与謝野町内の構成文化財は 25 件となっています。

1 ストーリーの概要

京都府北部の丹後を訪れると、どこからか聞こえてくるガッチャン ガッチャンという機織りの音。丹後は古くから織物の里です。江戸時代に発祥した絹織物「丹後ちりめん」は、しなやかで染色性に優れ、友禅染などの着物の代表的な生地として、我が国の和装文化を支えてきました。この地は今も着物の生地の約 6 割を生産する国内最大の絹織物産地であり、織物の営みが育んだ、住居と機屋が一体となった機屋や商家、三角屋根の織物工場の町並みと、民謡宮津節で歌い継がれた天橋立などの象徴的な風景を巡れば、約 300 年に渡る織物の歴史と文化を体感することができます。

2 構成文化財

表 13 与謝野町関係分一覧

名称	指定等の状況
丹後ちりめん	未指定・無形文化財
八丁 <small>はっちやうねんしき</small> 撚糸機	未指定・有形民俗文化財
ちりめんの道の機屋の町並み	未指定・伝統的建造物群
ちりめん街道	国選定・伝統的建造物群
旧尾藤家住宅	京都府指定・建造物・重伝建特定物件
大内 <small>おおうちやうげいちじかん</small> 峠一字観公園	未指定・名勝地
西山 <small>にしやまきやうじやう</small> 機業場の建物群	未指定・建造物・重伝建特定物件
織物見本帖「橋立」 <small>みほんちやう</small>	町指定・歴史資料
下村 <small>よしちやう</small> 与七郎家住宅	未指定・建造物・重伝建特定物件
下村 <small>ごらうすけ</small> 五郎助家住宅	未指定・建造物・重伝建特定物件
杉本 <small>じすけ</small> 治助家住宅	未指定・建造物・重伝建特定物件
旧加悦町役場庁舎	京都府指定・建造物・重伝建特定物件
旧加悦鉄道加悦駅舎	町指定・建造物
旧加悦鉄道 2 号機関車 (123 号機関車)	国指定・歴史資料

名 称	指定等の状況
丹後ちりめん歴史館	未指定・建造物
織物始祖祭・金色蚕糸神祭 <small>おりものしそまつい こんじきさんししんまつい</small>	未指定・無形民俗文化財
実相寺	未指定・建造物・重伝建特定物件
三河内曳山行事	京都府登録・無形民俗文化財
倭文神社 <small>しんじゆ</small>	京都府登録・建造物
後野の屋台行事	京都府登録・無形民俗文化財
加悦谷祭の加悦・算所の屋台巡行	未指定・無形民俗文化財
宝巖寺 <small>ほうがんじ</small>	未指定・建造物・重伝建特定物件
吉祥寺	未指定・建造物・重伝建特定物件
丹後ちりめん岩屋踊り	未指定・無形民俗文化財
丹後ばらずし	未指定・無形文化財

3 未指定文化財の概要と特徴

1 未指定文化財

与謝野町の未指定文化財のうち、既往の調査や文献により確認された物件は、下記の一覧表のとおりで、令和8年（2026年）8月時点で10,841件です。

表 10 与謝野町内の未指定文化財一覧 （令和8年（2026年）8月時点）

類 型				数量	
有形文化財	建造物	寺院建築	a 1	25	
		近代和風建築	a 2	24	
	美術工芸品	絵画・墨蹟	仏画等	b	155
		彫刻	仏像等	c	318
		工芸品	仏具等	d 1	9
			氏神祭り屋台懸装品	d 2	115
		古文書		e	73
		歴史資料	地籍図	f	70
	考古資料		g	1,088	
	石造物	中世石造物	h	4,804	
民俗文化財	有形の民俗文化財	生活道具	i 1	657	
		氏神祭り屋台	i 2	61	
	無形の民俗文化財	氏神祭り民俗芸能	j 1	24	
		食文化	j 2	3	
記念物	遺跡		k	393	
	名勝地		l	4	
	動物・植物・地質鉱物		m	93	
文化的景観			n	1	
伝統的建造物群			o	6	
未分類	地名	p 1	2,915		
	伝承地	p 2	3		
合 計				10,841	

有形文化財

建造物

a1 寺院建築

寺院建築では、26ヶ寺で未指定文化財25件を確認しています。自治区に1つの寺院がある場合が多く、例外としては、加悦地区内に4件・石川地区内に2件がみられます。2地区とも町場的な地区ですので、商いのための集住者が多かったことを示しています。なお、臨済宗の寺院が圧倒的に多い状態です。

a2 近代和風建築

民家建築では「京都府の近代和風建築」で大型民家建築を中心に未指定物件24件をピックアップしています。



後藤八郎助住宅

美術工芸品

b 絵画・墨蹟

絵画・墨蹟では、主に寺院所有品として、旧加悦町域の寺院を中心に仏画等を155件確認しています。また、絵画では、個人所有品として当地を訪れた与謝蕪村筆や富岡鉄斎筆の作品が知られています。

c 彫刻

彫刻では、主に寺院所有品として、旧加悦町域の寺院を中心に仏像等を318件確認しています。

d 工芸品

工芸品では、旧加悦町域の寺院を中心に仏具等を9件確認しています。また、与謝野町内の神社の春例大祭では、屋台巡行を行う地域が多くあり、その屋台に取り付けられる見送り幕など懸装品を115件確認しています。当地域の氏神祭りの特徴を示しています。

e 古文書

尾藤家文書や下村文書など民間所有のものがほとんどで、時代的には近世・近代のものが占めます。加悦地域と野田川地域で73件を確認しています。中世文書は少ない傾向です。

f 歴史資料

地籍図・絵図は、主に自治区が所有するものを70件確認しています。地域の近世・近代史を知る上で有用性の高い物件です。



石川区

g 考古資料

遺跡発掘調査の出土品を収納箱で1,088件把握しています。これらの多くが弥生時代と古墳時代のもので、特徴的な古墳出土品としては、蛭子山古墳や作山古墳出土の埴輪や明石大師山古墳群出土の土製模造品などがあります。その他にも弥生時代の環濠集落出土品など原丹後時代の当地域の隆盛の姿を物語る文化財が多くあります。



供物形土製模造品

石造物

h 中世石造物

町内全域の墓地を中心に4,804件を確認しています。丹後の他地域に比べて与謝野町の中世石塔の数量は多く、中世の与謝野町域の墓制の特徴です。

民俗文化財

有形の民俗文化財

i 1 生活道具

生活文化の道具である民具を多数保管（657件）しています。

i 2 氏神祭り屋台

与謝野町内の神社の春例大祭では、屋台巡行を伴う事例が多く、当地域の特徴になっています。61件という多数の祭り屋台が存在しており、春にはそれらが与謝野町内のあちらこちらで巡行しています。ただ、現役品ということもあり、祭り屋台そのものの指定はありません。



三河内の山屋台



加悦の芸屋台



後野の芸屋台



岩滝の芸屋台

無形の民俗文化財

j 1 氏神祭り民俗芸能

与謝野町内の神社の春例大祭では、屋台巡行を伴う事例が多く、屋台巡行以外にも、多くの地区で神楽を行い、また、少数ながらも太刀振りの行う地区もあり、当地域の特徴になっています。屋台巡行や神楽などの一部は指定等文化財となっていますが、その大部分は未指定文化財で24件です。その他に、岩滝大名行列は、不定期な開催ながらも江戸時代から継続されている芸能です。



太刀振り・神楽舞

j 2 食文化

当地域の特徴的な食文化として「丹後ばらずし」「与謝野^{しめ}うどん（仮称）」「テッポウ」といった3件を把握しています。これらは振る舞われる時が限定的であり、習慣的な位置付けも含め、興味深い文化財です。



ばらずし

記念物

k 遺跡

遺跡は土地開発に関係するケースが多いため、他の分野と比べて取り組みが進んでいます。全町域での遺跡分布調査が実施され、未指定文化財の遺跡を総数393件確認しています。温江遺跡・日吉ヶ丘遺跡・須代遺跡は弥生時代の大規模集落遺跡で、当地域が原丹後の拠点地域の一つであったことを物語っています。



須代遺跡

l 名勝地

与謝野町を象徴する自然景観の「大江山連峰」「阿蘇海」は、伝説文学作品を生み出す素地でもある名勝地です。また、これらは環境省の「丹後天橋立大江山国定公園」（福知山市・舞鶴市・宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町）でもあります。

庭園では、「^{むちけ}鞭家庭園」「^{うんがん}雲岩庵庭園」の2ヶ所を確認しています。



大江山連峰



阿蘇海

m 動物・植物・地質鉱物

動物では、野田川を遡上するサケがあります。この野田川のサケの遡上は、日本列島での遡上の南限近いものです。平城宮木簡に「与謝川の鮮鮭」が納められたという記述があります。その他にも、阿蘇海にはコハクチョウが飛来します。

植物では、町内に点在する巨樹を93件確認しています。

岩石では、大江山連峰のカンラン岩帯・蛇紋岩帯があります。



蛇紋岩

文化的景観

n 文化的景観

丹後往還が通る「与謝峠からの加悦谷景観」は山間部での住宅群と農地を一望できる眺望地です。与謝峠は丹後・丹波の境界性をもった地点ですので、眺望する人にとっては「丹後に来たなあ」という印象を抱かせる景観です。



加悦谷の水田景観

伝統的建造物群

o 伝統的建造物群

国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている加悦の町並み以外にも、与謝^{ふたついわ}二ツ岩・後野・三河内・石田・岩滝・石川の6ヶ所の伝統的建造物群は比較的良好な歴史的な町並み景観を保っています。



後野の町並み

未分類

p1 地名

字名20・小字名2,895が記録されていることを確認しています。地名は、その場所の歴史性を伝える資料と考えることができます。その他にも古代・中世の文献で確認される領域名称や近世・近現代の自治的組織名も地名の一種とすることができます。また、小字でもなく、その時代ごとの生活の中で付けられ、用いられた地名は未把握なものが多く、消失したものが多いためと思われます。

p2 伝承地

大虫神社跡など神社跡おむし伝承地のような信仰に関する伝承地や鬼の岩屋など大江山の鬼退治のような伝説・伝承文学に関する場所も当地域の文化財の特徴を示すものとして扱います。

第4章 丹後国・与謝野町の歴史文化の特徴

1 歴史文化の特徴の概要

1-1 政治・経済の視点から

政治・経済の拠点性を示す歴史的事象を古い順に示すと、原始の弥生・古墳時代の原丹後期では、日吉ヶ丘墓・大風呂南1号墓・赤坂今井墳丘墓の大型弥生王墓や蛭子山1号墳・網野銚子山古墳・神明山古墳の大型前方後円墳などがあります。特に、網野銚子山古墳・神明山古墳は臨海地に築造されており、眼下にあった内海の潟湖を交易港とした広域な海路交易で大きな富を得ていたと想定されています。また、それらを統括した豪族は、弥生王墓の立地を勘案すると、内陸部の竹野川中流域および野田川中流域の農耕地帯に拠点を構えていたと想像されています。原始の丹後半島には、遠方とつながる海路港とその港に近い距離にあり海路の富も享受する内陸の農耕地帯の拠点集落、それをつなぐ道という構造が見て取れます。

古代の奈良・平安時代では、阿蘇海北岸域に国府を構え、続く、中世の鎌倉・室町時代も同所を府中としていました。この地も阿蘇海という内海の潟湖港を有する土地です。この時代では政治拠点と経済拠点が同じ場所になっています。さらに、成相山腹に源を発する真名井の清水が天橋立で区画された阿蘇海に注ぎ満ちることで、成相山と真名井と阿蘇海という霊異に満ちた空間を形成し、丹後国府・守護所は信仰聖域の一角でもありました。なお、原始・古代・中世の丹後国と丹波国をつなぐ陸路は、加悦谷ー与謝峠越えがメイン街道でした。

近世の安土桃山・江戸時代では、府中を守護所とした丹後守護一色氏を倒して丹後平定をなした細川藤孝（幽斎）は、丹後府中とは対岸の宮津湾に面した大手川河口に港を有する宮津城を建築しました。その後、幽斎は田辺城に移り、2人の息子のうち、嫡男の忠興を宮津に、興元を峯山に配し、さらに、重臣の中から、松井康之を久美浜に、有吉立言^{たつのぶ}を加悦に、田沼を由良川筋の中山にそれぞれ配しました。なお、宮津・田辺・久美浜は海路、峯山・加悦は陸路、中山は河路の拠点であり、政治・経済上、重要な土地でした。この支配の枠組みは江戸時代にも踏襲され、丹後国三藩一代官所（宮津藩・田辺藩・峯山藩・久美浜代官所）となっています。特に、宮津は北前船交易の寄港地の一つとして、地域経済上、重要な場所でした。この北前船のオーナーは、三上家など臨海地の商家だけでなく、尾藤家など内陸部の加悦の商家もオーナーでした。丹後の内陸の陸路地帯は、海路港に近い内陸であり、海路交易の富も享受する内陸でもありました。なお、近世の丹後国と丹波国をつなぐ陸路は、宮津谷ー普甲峠越えがメイン街道でした。

近代の明治・大正・昭和20年までは、明治時代に東舞鶴



丹後国の地理上の位置

港が国防の要として整備され、赤レンガ倉庫群など軍事施設が建築されました。陸路では鉄道網が日本列島を覆っていき、丹後では京阪神地区から舞鶴軍港と宮津港を目指して鉄道が整備されていきました。多人口地帯の近畿中央地域にとって、鉄道も含めた丹後の陸路は、日本海側に最も近い土地の一つにアクセスするものでした。

地域産業に目を移すと、奈良時代には正倉院に丹後国の絹織物が納められ、中世では絹織物「丹後精好」が特産品となっていました。その上に江戸時代後半には「ちりめん織り」技術を導入した絹織物「丹後ちりめん」として近現代の長期間にわたり、基幹産業として富を生み出し続けました。そして、この富は氏神祭りの神輿や山・屋台の巡行の賑わいを生み出しました。また、織物など物資を集積する加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）などの在郷町は、電信電話局や銀行など情報・金融インフラを整備した産業町の町並みを形成しました。海岸部に目を転じると伊根の舟屋のような漁村景観が広がっていました。

これら拠点村落を統括する地域の政治・経済のリーダーである名望家は、宮津の三上家・加悦の尾藤家・久美浜の稲葉家・大江の平野家のように婚姻関係を結ぶことで地域の発展を支えました。江戸時代後半以降にみられる名望家同士の広い範囲での婚姻関係は、尾藤家を例にすると、丹後国内の宮津や大江はもとより、但馬の日高・豊岡・浜坂や北播磨の西脇などの名望家と婚姻関係を結びました。

1-2 文学・芸術の視点から

丹後国の異界性は、天橋立を舞台としたイザナギ・イザナミの通い婚の神話や大江山を舞台とした鬼退治の伝説を醸し出しました。また、半島という海に飛び出た地形は、浦島子（浦島太郎）が常世（蓬萊）を往復する海上他界観念の文学作品を創出しました。清水信仰では、磯砂山の湧き水地点の女池において天女羽衣伝説を生み出しました。

絵画や短詩文学では、日本三景とも称された独特の景観である天橋立は、心理的な源泉として多くの絵画や文学作品を生み出しました。

2 歴史文化の特徴の分類

第2章と本章で述べた丹後国域と与謝野町域の歴史文化についてその特徴を大きく捉えると、以下のA～Eの5分類にまとめることができます。

特徴 A 海路と交易港が生み出す政治・経済「丹後国交易海都」

鍵穴形の妙な形をした小高い山。それは長さが200m近くもある古代の王墓「古墳」でした。原丹後（和銅6年（713年）の丹後分国以前の地域呼称）には、日本海沿岸地域トップ3の墳丘規模を持つ網野銚子山古墳・神明山古墳・蛭子山1号墳があります。なぜ、丹後半島のような山間地に巨大な古墳があるのでしょうか？人々はその理由を忘れてしまいました。今から

1650年ほど前のことです、忘れても無理はありません。

原丹後の弥生時代の豪族の墓からはたくさんの鉄剣など鉄製品が発見されます。当時の鉄は朝鮮半島からの輸入品でした。とても貴重品でした。そんな貴重な鉄器が惜しげもなく墓に副葬品として遺棄されました。原丹後は鉄の大国だったのです。今から2000年ほど前のことです。そして、1800年ほど前の王墓からはガラスの腕輪が発見されました。これは古代日本列島で作られたものではありません。遠く日本海を渡って東アジア大陸から伝来した品です。

これらの物証は、人々が忘れた記憶が何であったのかを思い起こしてくれます。それは、原丹後時代の丹後半島の地が港を拠点として遠く朝鮮半島とも深く交流した国内屈指の交易都だったことです。長い間眠っていた記憶が現代に出現したのです。

丹後の外洋港の重要性は、奈良・平安時代の丹後国府や鎌倉・室町時代の丹後守護所、江戸時代の宮津城などの城、明治・大正・昭和時代の舞鶴軍港などに継承されました。



神明山古墳と竹野潟湖跡



熊野神社と久美浜湾（潟湖）



府中と阿蘇海（潟湖）

特徴 B 鉄道がつなぎ・運ぶ、人・モノ・情報

線路は続くよ、どこまでも。近代の物流の主役は鉄道です。地域と地域をつなぎ、人と人をつなぎ、モノ・情報を運びます。鉄道は日本列島を便利にし、少々狭くしました。

近代の丹後にとっても鉄道は最優先インフラでした。軍港舞鶴と接続するために京阪神地区から鉄道がのびてきます。どんどんつながっていきます。そのつながりに早く参加しなくてはなりません。丹後の各地域は、近代の拠点「舞鶴」及び福知山の鉄道との接続を目指して、特に大正時代には誘致運動が活発になります。官営鉄道誘致合戦「我が町に鉄道を！」が展開します。官営鉄道線から外れた地域は、自前で鉄道を作り出します。その代表が加悦鉄道です。ちりめん産地の在郷町の加悦谷の住民は、ついに大正15年・昭和元年（1926年）12月5日、一番列車を出発させました。

今は廃線になったローカル鉄道ですが、設立当初の熱意を受け継ぎ、地域の人々の歴史をつなげています。



舞鶴旧鎮守府倉庫施設



丹鉄由良川橋梁



旧加悦鉄道駅舎と123号機関車

特徴 C 町並みに息づく暮らしと産業

ガッチャン ガッチャンと機械式の機織りの音がリズムよく、重層的に騒がしく響き続けます。騒々しい中にリズムのある機音は丹後の音色です。丹後ちりめん織りに代表される当地域の絹織物産業は、古代から織られており、室町時代には「丹後精好」として特産品となり、江戸時代以降に発達した丹後の「ちりめん織り」は日本の和装文化を支えてきました。

丹後ちりめん織物産業が生み出す富は、街道に沿って連なる町並みを作り出し、在郷町の加悦では銀行・通信情報や発電所・鉄道などの近代産業インフラが一早く整備されました。また、その富は氏神祭りでの神輿渡御や屋台巡行としても昇華しました。「ハレの日」の料理として丹後人が愛する「丹後ばらすし」も誕生しました。町並み・神社祭り・ばらすしなどは、丹後の機屋文化として今も受け継がれています。



加悦伝統的建造物群保存地区



絹織物を織る



三河内の曳山

特徴 D 海原と湧き水と山並みが創造した伝説文学「丹後と異界」

丹後半島は、奈良・京都の都から遠すぎず近すぎずの場所にあります。そして、丹後半島のその先は無限に思える日本海が広がり、その向こうの東アジア・東北アジアの大陸とつながっています。古来より丹後は海の向こうの異国・異界と接続する土地柄でした。異国・異界との境界にはさまざまなモノが息づいており、物語の源泉となります。



天橋立とイザナギ・イザナミ

古代の丹後半島は、人・モノ・情報が行き来する重要な地域でした。先進的な文物・思想が丹後を経由して畿内・東海などに伝わりました。都人から見ると、丹後そのものに異質性を感じる場所でもあったでしょう。丹後半島の異界性と、その風土が生み出した物語が浦島伝説・天羽衣伝説・天橋立伝説です。これら日本最古級の文学作品は丹後を舞台に創造されました。



冠島と常世

丹後の海民は、遠く東北地方とも頻繁に行き来していたのでしよう。それが安寿と厨子王の物語を創作させたと思われれます。

また、丹後半島の南境界にそびえ連なる大江山連峰も異界性を象徴する存在です。異界丹後を区切る山並みには異質なモノが棲んでいる。鬼が棲んでいるに違いない。都人は、大江山に鬼・ま



磯砂山と天女

つろわぬ者の棲まう土地をイメージし、大江山の鬼退治物語を定着させました。

海の向こうの観念的な異世界とつながる丹後の境界性は、海・山という異界景観を糧として丹後の文学作品を生み出しました。

特徴 E 丹後の自然景観が創造した文学・芸術

感動とは何でしょうか？ 人は感動した時にどんなことをしたくなるのでしょうか？

日本三景の一つ特別名勝「天橋立」は多くの俳句短歌や絵画を生み出しました。感動がそれらを創らせました。感動は創作意欲を刺激します。天橋立文学は、古くは古代のイザナギ・イザナミの神話にさかのぼり、近代では与謝野鉄幹・晶子らが短歌を詠み、そして、今も訪れる人たちの目の前に広がる異質な光景は感動を生み続けています。複数ある天橋立のビュースポットは、感動を生み出す文学創作のアトリエでもあります。



天橋立

また、鬼の棲む山「大江山」の景観も天橋立と同じ俳句短歌を生み出す源泉となりました。与謝野鉄幹の父・礼蔵は大江山の裾野の村で生まれ育ち、当地を訪れた鉄幹・晶子は大江山を詠んでいます。

自然地形の天橋立や大江山連峰の景観という舞台「丹後国ジオ・ステージ」は人々を感動させ、文学を生み出します。丹後文学・与謝野文学の誕生です。



大江山連峰

3 丹後国域と与謝野町域の歴史文化の特徴

上記で述べた丹後国域と与謝野町域の歴史文化の特徴をまとめると、以下のように整理できます。

丹後国域

日本海に短く突き出た丹後半島は、原始・古代から海路を利用した移動・交易が盛んな土地柄でした。海路の拠点となる「港」の変遷に注目すると、

- ・第1期（原始）の弥生の大型墳墓と古墳時代の大型古墳を出現させた源泉となった文物は豊富な輸入鉄製品でした。これらの鉄製品は、朝鮮半島・九州北部という遠方から海路を通じ、京丹後市の久美浜潟湖（久美浜湾）・網野潟湖・竹野潟湖と与謝野町・宮津市の阿蘇潟湖（阿蘇海）など波の穏やかな天然の良港である潟湖で陸揚げされ、近畿中央地域や東海地域などに流通させることで富を生み出しました。

- ・第2期(古代から中世)の奈良時代から戦国時代は、海路の拠点港が阿蘇潟湖畔に移動し、そこに国府・守護所が設置され、丹後国の政治・経済の中心「港湾都」たる丹後国府・丹後府中となりました。
- ・第3期(近世)の江戸時代は、宮津藩は宮津湾岸に宮津城を築き、宮津港が整備されました。また、田辺藩も内湾した内海に面した立地に城を構えました。峯山藩は丹後半島の内陸のヘソ的な場所を所領としていました。また、久美浜潟湖には代官所が設置され、江戸幕府が日本海海運の富を重要視していたことがわかります。このように、江戸時代の丹後国の三藩一天領では、内陸の峯山藩以外は、港湾性を重視した立地に城や代官所を構えました。
- ・第4期(近代)の近代では、船が大型化したことで、大型船が接岸するに適した深度の深い舞鶴湾が重要視されました。東舞鶴では軍港が整備され、日本の国防の一翼を担う地となっていくます。

以上のように、各時代において、遠方と通交できる良好な港を有する土地が政治・経済の中心地となり、これらの港が丹後国域の富の源泉の拠点でした。つまり、丹後国域の歴史の変遷は「港の変遷」に顕著に表れていると理解することができます。

また、丹後の浦島伝説に象徴されるように、丹後は海の彼方にある異界の蓬莱につながるという地域イメージは、古代の天羽衣伝説・天橋立伝説、中世の大江山の鬼伝説を生み出す基盤となっています。

よって、**丹後国域の歴史文化の特徴**は、物理的な外界及び観点的な異界とつながる拠点性を持つ場所を港にたとえ、

異界への扉、丹後国「^{みなと}港」として整理できます。

与謝野町域

丹後半島の南部で、その付け根に位置する与謝野町域の歴史は、港と内陸部をつなぐ「道」が重要な視点となっています。そこで、丹後国と他地域をつなぐ陸路の変遷に注目しますと、

- ・第1・2期のメイン街道は、加悦谷－大江山連峰の与謝峠越え
- ・第3期のメイン街道は、宮津谷－大江山連峰の普甲峠越えで、与謝峠越えはサブ街道
- ・第4期は鉄道の時代で、京阪神地域から舞鶴港に向かって鉄道が敷設され、丹後内では舞鶴ないし福知山と鉄道でつながることが地域の発展の鍵

総じて、道の変遷にみる与謝野町域の歴史的な位置付けは、丹後の港と近畿中央の内陸地域をつなぐ陸路の拠点としての有用性に左右されました。

- ・第1・2期は、丹後往還メイン街道の拠点
- ・第3・4期は、丹後往還サブ街道の拠点

また、与謝野町は、地形的に阿蘇海と大江山連峰に挟まれる特徴を持っており、その中で人々の暮らしが営まれてきました。

よって、**与謝野町域の歴史文化の特徴**は、丹後国外と接続する港と近畿中央部など日本列島内陸部とを往来する人・モノ・情報が行き交う陸路の拠点「丹後国の南の玄関口」であり、

阿蘇海と大江山クロスロードとに囲まれて「海陸交差路」として整理できます。

以上のことから、与謝町域を含む丹後国域の歴史文化は、日本海を通航する「海路港」と近畿中央部をつなぐ「陸路」が接続した物流の掌握を経済基盤としつつ、この土地に広がる自然環境を背景に繰り広げられた生業や産業、信仰や祭礼行事などの人々の営みが相互に関係し合いながら一体となった社会環境の中で形成されたものと言えます。

表 11 丹後国域と与謝野町域の歴史文化の特徴

特徴 A 海路と交易港が生み出す政治・経済「丹後国交易海都」

古代の原丹後期の丹後半島は、潟港を拠点として朝鮮半島とも交流した国内屈指の交易都でした。丹後の海洋港の重要性は、奈良・平安時代の丹後国府や鎌倉・室町時代の丹後守護所、江戸時代の宮津城、明治～昭和時代の舞鶴軍港にも継承されました。

特徴 B 鉄道がつなぎ・運ぶ、人・モノ・情報

近代の丹後にとって鉄道は最優先インフラでした。軍港舞鶴に向かって京阪神地区から鉄道がのびてきました。丹後の各地域は近代の拠点「舞鶴」や福知山の鉄道との接続を目指して、官営鉄道誘致合戦が展開しました。官営鉄道線から外れた地域は、自力で鉄道を敷設しました。その代表事例が加悦鉄道です。

特徴 C 町並みに息づく暮らしと産業

丹後ちりめん織物産業の富は、街道に連なる町並みを形成し、在郷町の加悦では銀行・通信情報や発電所・鉄道などの近代産業インフラが整備されました。また、その富は氏神祭りの神輿渡御や屋台巡行としても昇華しました。町並み・祭り・ばらすしなど丹後の機屋文化は今も受け継がれています。

特徴 D 海原と湧き水と山並みが創造した伝説文学「丹後と異界」

異国・異界との境界にはさまざまなモノが息づき、物語の源泉となります。丹後半島の異界性とその風土は浦島伝説・天羽衣伝説・天橋立伝説を生み出しました。これら日本最古級の文学作品は丹後を舞台に創造されました。都人は大江山に鬼の棲まう土地をイメージし、鬼退治物語を定着させました。

特徴 E 丹後の自然景観が創造した文学・芸術

日本三景の一つ特別名勝「天橋立」は多くの俳句短歌や絵画を生み出しました。与謝野鉄幹・晶子らが短歌を詠み、複数ある天橋立のビュースポットは、感動を生み出す文学創作のアトリエでもあります。また、鬼の棲む山「大江山」の景観も天橋立と同じ俳句短歌を生み出す源泉となりました。

丹後国域の歴史文化のイメージ 【異界への扉、丹後国「港」】

丹後は各時代において良好な港を有する土地が政治・経済の中心地となり、これらの港が丹後国域の富の源泉の拠点でした。また、浦島伝説に象徴されるように、丹後は海の彼方にある異界の蓬莱につながるイメージは、古代の天羽衣伝説・天橋立伝説、中世の大江山の鬼伝説を生み出す基盤となりました。

与謝野町域の歴史文化のイメージ 【阿蘇海と大江山とに囲まれて「海陸交差路」】

丹後半島の付け根に位置する与謝野町域の歴史は、港と内陸部をつなぐ「道」が重要な視点です。与謝野町は地形的に阿蘇海と大江山連峰に挟まれる特徴を持ち、丹後国外と接続する港と近畿中央部など日本列島内陸部とを往来する人・モノ・情報が行き交う陸路の拠点「丹後国の南の玄関口」です。

第5章 文化財の把握調査

1 既存の文化財の把握調査の概要

文化財の把握調査は、文化財保護行政の基本です。従来から把握調査が断続的に実施されてきました（下記の表12参照）。ただし、あらゆる分野に対して悉皆的に実施されておらず、その時々課題・目的・問題意識に沿わせたものでした。また、与謝野町は、3自治体（加悦町・岩滝町・野田川町）が合併して平成18年（2006年）3月に誕生した町です。旧3町時代の把握調査の取り組みに違いがあります。

把握調査は、昭和50年代以降に京都府教育委員会が主体となって、個別分野ごとに実施され、その調査が基本資料となっている場合が多くみられます。

文化財保護行政においては、土地開発事業と関係する埋蔵文化財分野の調査が他分野に先行しており、遺跡分布調査が実施されています。

自治体史(誌)編纂では、昭和初期の永濱宇平による悉皆調査は、基本資料を提示しながら記述されています。昭和40年代の自治体史(誌)は論述が主体となっており、資(史)料編が作成されなかったことが惜しまれます。旧加悦町では、平成13年から加悦町史編纂事業が実施され、資料編も作成され、旧加悦町域(加悦地域)の把握調査が最も進んでいます。

表12 与謝野町内の文化財の既存調査一覧 令和8年(2026年)8月時点

図書名(a)	No.	図書名(b)	発行者	発行年	内容等
■自治体史(誌)					
与謝郡誌(復刻版)	上巻			1972	
与謝郡誌(復刻版)	下巻			1972	
加悦町誌			加悦町	1931	算所・加悦・加悦奥・後野
加悦町誌			加悦町役場	1974	昭和の合併後
加悦町史 概要版		古墳公園とちりめん街道	加悦町	2004	
加悦町史 資料編	1		与謝野町役場	2007	
加悦町史 資料編	2		与謝野町役場	2008	
岩瀧村誌 卷之上				1916	
岩瀧村誌 卷之下				1916	
岩瀧町誌			岩滝町役場	1970	昭和の合併後
岩滝町誌			岩滝町役場	1994	行政編
野田川町誌			野田川町	1969	昭和の合併後
石川村誌			石川村役場	1926	
石川昭和誌			石川区	2005	近現代編
岩屋村誌(復刻版)			岩屋区	1989	
郷土誌 山田村			山田史談会	1977	
三河内史集			倭文神社社務所	1958	
四辻郷土史			八幡神社社務所	1956	

図書名 (a)	No.	図書名 (b)	発行者	発行	内容等
■指定文化財概要					
加悦町文化財調査報告	5	加悦町の指定文化財	加悦町教育委員会	1983	
野田川町文化財調査報告	4	野田川町の指定文化財	野田川町教育委員会	1989	
野田川町文化財調査報告	30	野田川町の指定文化財	野田川町教育委員会	2004	
与謝野町文化財調査報告書		与謝野町の指定文化財	与謝野町教育委員会	2007	
■建造物					
京都府の近世社寺建築		近世社寺建築緊急調査報告書	京都府教育委員会	1983	
京都の社寺建築		与謝・丹後編	京都府文化財保護基金	1984	
野田川町氏神社調査			野田川町郷土史研究会連合会	1990年代	
加悦町史 資料編	1		与謝野町役場	2007	建造物
京都府の近代和風建築		京都府近代和風建築総合調査報告書	京都府教育委員会	2009	
■美術工芸品					
京都の美術工芸		与謝・丹後編	京都府文化財保護基金	1983	
野田川町仏像調査報告書			仏教美術研究会	2002	
加悦町史 資料編	1		与謝野町役場	2007	美術工芸品
■古文書					
野田川町内古文書所在調査カード			野田川町教育委員会	1989	
加悦町史 資料編	2		与謝野町役場	2008	古文書
■歴史資料					
加悦町史 資料編	1		与謝野町役場	2007	地籍図
京都府歴史の道調査報告書	5	舞鶴街道・宮津街道	京都府教育委員会	2025	古道
■無形民俗文化財					
京都府の民俗芸能			京都府教育委員会	2000	
京都府祭り・行事調査事業報告書		基礎調査編 I	京都府教育委員会	2021	
丹後の民謡			丹後民謡保存会	1969	
加悦谷の方言			塩見勝信	1992	
丹後の紡織習俗調査報告書	1	丹後の紡織 1	京都府教育委員会	1985	
丹後の紡織習俗調査報告書	2	丹後の紡織 2	京都府教育委員会	1986	
加悦町史 資料編	2		与謝野町役場	2008	民俗芸能
■景観					
加悦町 20世紀の記憶			加悦町	2001	
■埋蔵文化財：分布					
加悦町遺跡地図			加悦町・加悦町教育委員会	1995	
岩滝町文化財調査報告書	9	埋蔵文化財包蔵地分布調査報告書	岩滝町教育委員会	1987	
野田川町文化財調査報告	8	野田川町遺跡地図	野田川町教育委員会	1991	
京都府遺跡地図 第1分冊			京都府教育委員会	2001	
与謝野町文化財調査報告書		京都府与謝野町遺跡地図	与謝野町教育委員会	2015	
■埋蔵文化財：古墳					
加悦町文化財調査報告	16	加悦町の古墳	加悦町教育委員会	1992	主要古墳の紹介
加悦町史 資料編	1		与謝野町役場	2007	集落・古墳他
■埋蔵文化財：城郭跡					
加悦町文化財調査報告	21	加悦町の中世城館跡	加悦町教育委員会	1994	城郭跡の悉皆調査
加悦町史 資料編	1		与謝野町役場	2007	城郭跡
京都府中世城館跡調査報告書	1	京都府中世城館跡調査報告書-丹後編-	京都府教育委員会	2012	

2 文化財の把握調査の現状と課題

今回の本地域計画の作成にあたり、新たに把握調査を実施しました。下記の表は、今回実施した調査に旧3町時代の個別の調査状況を加えたものです。

表13では与謝野町内を岩滝地域・野田川地域・加悦地域の3つに分けて把握状況を示しています。また、調査レベルを「把握調査」「簡易記録調査」「詳細記録調査」の3段階に分けています。各段階の調査の内容区分は下記のとおりです。

- ・把握調査…所在と数量の確認のための調査
- ・簡易記録調査…簡易な計測・形状の確認のための調査
- ・詳細記録調査…文化財指定に必要な精度に準ずる調査

表13 与謝野町内の文化財の調査の進捗状況一覧 (令和8年(2026年)8月時点)

凡例			岩滝地域			野田川地域			加悦地域				
			把握調査	簡易記録調査	詳細記録調査	把握調査	簡易記録調査	詳細記録調査	把握調査	簡易記録調査	詳細記録調査		
○：ほぼ実施済													
■：部分的に実施済													
▲：未実施													
-：非存在し不要													
類型													
有形文化財	建造物	神社建築	a1	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		寺院建築	a2	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		民家建築	a3	○	▲	▲	○	■	■	○	■	■	
		洋館建築	a4	○	-	-	○	-	-	○	○	○	
	美術工芸品	絵画	仏画	b1	■	■	▲	■	■	■	○	○	■
			仏画以外	b2	▲	▲	▲	▲	▲	▲	■	■	■
		彫刻	仏像	c1	■	▲	▲	■	■	■	○	○	■
			神像・狛犬	c2	■	▲	▲	■	■	▲	○	■	▲
		工芸品	仏具	d1	■	■	▲	○	○	■	○	○	■
			氏神祭り屋台懸装品	d2	○	■	■	○	○	■	○	○	■
		書跡・典籍	e	■	▲	▲	■	■	▲	○	○	▲	
		古文書	自治区文書	f1	■	■	■	■	■	■	○	○	■
			家文書	f2	■	■	■	○	○	■	○	○	■
		歴史資料	行政文書	g1	▲	▲	▲	▲	▲	▲	■	■	■
			地籍図	g2	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			俳額	g3	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	○	○
			記念碑等	g4	○	○	▲	○	○	▲	○	○	▲
			道標等	g5	■	▲	▲	■	▲	▲	■	▲	▲
			鉄道資料	g6	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	■	▲
			近代資料	g7	▲	▲	▲	▲	▲	▲	■	▲	▲

		考古資料	h	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	石造物	中世石造物	i	○	○	■	○	○	■	○	○	■
	無形文化財	織物技術者	j	▲	—	—	▲	—	—	▲	—	—
民俗文化財	有形の民俗文化財	絵馬	k 1	■	■	■	▲	▲	▲	○	—	—
		生活道具	k 2	■	▲	▲	■	■	▲	○	■	▲
		機織り道具	k 3	■	▲	▲	■	■	▲	○	■	▲
	無形の民俗文化財	民間行事	l 1	○	○	▲	■	■	▲	○	○	▲
		氏神祭り民俗芸能	l 2	○	○	■	○	○	■	○	○	○
		食文化	l 3	○	■	▲	○	■	▲	○	■	▲
記念物	遺跡		m	○	■	■	○	■	■	○	■	■
	名勝地	庭園	n	○	—	—	○	▲	▲	○	○	○
	動物		o	■	■	▲	■	■	▲	■	■	▲
	植物		p	■	■	▲	■	■	▲	■	■	▲
	地質鉱物		q	■	■	▲	■	■	▲	■	■	▲
	文化的景観		r	○	▲	▲	○	▲	▲	○	▲	▲
	伝統的建造物群		s	○	▲	▲	○	▲	▲	○	■	■
未分類	地名		t 1	○	■	▲	○	○	▲	○	○	▲
	伝承地		t 2	■	■	▲	■	■	▲	■	■	▲
	方言		t 3	■	—	—	○	—	—	○	—	—

類型ごとの把握調査等の現状と課題は下記のとおりです。

有形文化財

建造物

a 1 神社建築

京都府による調査や町史（町誌）編纂事業での調査、また、地元の郷土史研究者・団体による調査で、全町域の把握調査はかなり進んでいます。しかし、境内の建造物をそれぞれ個別に把握する調査が不足しています。簡易記録調査や詳細記録調査の実施状況は、実施済や未実施のままのものがああります。

a 2 寺院建築

京都府による調査や町史（町誌）編纂事業での調査、また、地元の郷土史研究者・団体による調査で、全町域の把握調査はかなり進んでいます。しかし、境内の建造物をそれぞれ個別に把握する調査が不足しています。簡易記録調査や詳細記録調査の実施状況は、実施済や未実施のままのものがああります。

a3 民家建築

近代和風建築に関しては、京都府による調査で全町域の把握調査は実施済です。それ以上のレベルの簡易記録調査や詳細記録調査の実施状況は、実施済や未実施のままのものがああります。

a4 洋館建築

町史（町誌）編纂事業での調査で、全町域の把握調査・簡易記録調査や詳細記録調査は概ね実施済です。

美術工芸品

b1 絵画－仏画

寺院所有品が多い状況です。京都府による調査や町史（町誌）編纂事業での調査によって、全町域の把握調査はかなり進んでいますが、未実施のものも目立ちます。それ以上のレベルの簡易記録調査や詳細記録調査の実施状況は、実施済や未実施のままのものがああり、岩滝地域では未実施のものがやや多い状態です。

b2 絵画－仏画以外

個人所有品が多いため、把握が容易ではなく、把握調査でさえ全体的に調査が進んでいません。加悦地域においては、加悦町史編纂事業で一定量の調査を実施しましたが、把握できていないものが残っていると推察されます。

c1 彫刻－仏像

寺院所有品が多い状況です。京都府による調査や町史（町誌）編纂事業での調査によって、全町域である程度の把握調査が進んでいますが、昭和 40 年前後の古い調査も多い状態です。加悦地域においては、加悦町史編纂事業でかなりの調査を実施しました。岩滝地域では未実施のものがやや多い状態です。

c2 彫刻－神像・狛犬

町史（町誌）編纂事業での調査で、全町域である程度の把握調査が進んでいますが、昭和 40 年前後の古い調査も多い状態です。加悦地域においては、加悦町史編纂事業でかなりの調査を実施しました。

d1 工芸品－仏具

寺院所有品が多い状況です。京都府による調査や町史（町誌）編纂事業での調査によって、全町域である程度の把握調査が進んでいますが、昭和 40 年前後の古い調査も多い状態です。岩滝地域での調査が他の地域に比べてやや遅れています。

d2 工芸品－氏神祭り屋台懸装品

町史（町誌）編纂事業での調査や今回の地域計画作成に係る調査によって、把握調査は全町域で概ね実施済みです。それ以上のレベルの簡易記録調査や詳細記録調査の実施状況は、実施済や未実施のままのものがあり、岩滝地域での調査が他の地域に比べてやや遅れています。

現時点での優品を選定し、詳細調査を実施し、令和5年12月に3件を新規の与謝野町指定文化財に指定しました。

e 書跡・典籍

京都府による調査や町史（町誌）編纂事業での調査で、全町域である程度の把握調査が進んでいますが、昭和40年前後の古い調査も多い状態です。岩滝地域での調査が他の地域に比べてやや遅れています。

f1 古文書－自治区文書

史（町誌）編纂事業での調査で、全町域である程度の把握調査が進んでいますが、昭和40年前後の古い調査も多い状態です。岩滝地域での調査が他の地域に比べて遅れています。

f2 古文書－家文書

史（町誌）編纂事業での調査で、全町域である程度の把握調査が進んでいますが、昭和40年前後の古い調査も多い状態です。それ以上のレベルの簡易記録調査や詳細記録調査の実施状況は、実施済や未実施のままのものがああります。岩滝地域での調査が他の地域に比べてやや遅れています。繊維産業関係資料のうち、織物見本帖を、令和8年2月に新規の与謝野町指定文化財に指定しました。

g1 歴史資料－行政文書

把握調査の実施が遅れています。これは対象とすべき役場内の書類の選定基準が不明確なことにも起因しています。

g2 歴史資料－地籍図

町史（町誌）編纂事業での調査や今回の地域計画作成に係る調査によって、把握調査・簡易記録調査や詳細記録調査のいずれも全町域で概ね実施済みです。詳細調査の成果を受けて、令和6年12月に3件を新規の与謝野町指定文化財に指定しました。

g3 歴史資料－俳額

お堂の調査を実施していないため、岩滝地域と野田川地域で把握調査がほぼ未実施です。加悦地域では加悦町史編纂事業で概ね調査が実施されています。

g4 歴史資料－記念碑等

町史（町誌）編纂事業での調査や今回の地域計画作成に係る調査によって、把握調査・簡易

記録調査は全町域で概ね実施済みです。

g 5 歴史資料－道標等

今回の地域計画作成に係る調査によって、把握調査は全町域で概ね実施済みです。それ以上のレベルの簡易記録調査や詳細記録調査はともに全町域で遅れています。

g 6 歴史資料－鉄道資料

主に加悦鉄道関係資料が対象となりますので、加悦地域では一定量の把握調査は実施済みです。岩滝地域と野田川地域では調査が遅れていますが、この2地域には鉄道関係資料がもともと少ないと予想されます。

g 7 歴史資料－近代資料

主に大江山鉦山関係資料が対象となりますので、加悦地域では一定量の把握調査は実施済みです。岩滝地域と野田川地域では調査が遅れていますが、この2地域にはこれに関する資料がもともと少ないと予想されます。

h 考古資料

把握調査は、全町域で概ね実施済みですが、出土品はコンテナ数で管理しているものが多いため、個別の把握調査としては未実施のものが多い状態です。

石造物

i 中世石造物

把握調査と簡易記録調査は全町域で実施済みです。詳細記録調査の実施状況は、実施済みや未実施のままのものがああります。

無形文化財

J 織物技術者

当地域の伝統産業の織物業の技術調査ですが、調査基準が不明確なため、把握調査が実施できていません。

民俗文化財

有形の民俗文化財

k1 絵馬

お堂の調査を実施していないため、野田川地域で把握調査がほぼ未実施です。岩滝地域では一部で把握調査を実施しています。加悦地域では加悦町史編纂事業で概ね調査実施済です。

k2 生活道具

生活民具の把握調査は、全町域で一定量が実施済です。簡易記録調査の進捗状況は台帳化作業に遅速があります。

k3 機織り道具

生活民具の把握調査は、全町域で一定量が実施済です。簡易記録調査の進捗状況は台帳化作業に遅速があります。

無形の民俗文化財

l1 民間行事

京都府が実施した京都府祭り・行事調査によって、岩滝地域と加悦地域では把握調査を実施済です。野田川地域は一部で実施済ですが、調査員が確保でなかったため未実施の地区が多い状態です。

l2 氏神祭り民俗芸能

把握調査と簡易記録調査は、3 地域とも実施済です。詳細記録調査は、加悦地域では加悦町史編纂事業で実施済ですが、他の地区では、未実施です。

l3 食文化

把握調査・簡易記録調査は、地区ごとで実施状況に粗密があるため、全町域での把握調査が実施できていません。ばら寿司・うどんの食文化について詳細調査を実施しました。

記念物

m 遺跡

把握調査は全町域で実施済です。簡易記録調査と詳細記録調査は、主に開発行為に対応するケースですので、適宜実施しています。

n 名勝地－庭園

把握調査は全町域で実施済です。野田川地域に庭園が2件ありますが、簡易記録調査・詳細記録調査は未実施です。加悦地域では詳細記録調査まで実施済です。

動物・植物・地質鉱物

o 動物

把握調査は部分的な実施状態です。動物学専門機関にはデータが集積されているようですが、与謝野町内にはこれらの調査資料やサンプルなどが無い状態です。

p 植物

把握調査は部分的な実施状態です。植物学専門機関にはデータが集積されているようですが、与謝野町内にはこれらの調査資料やサンプルなどが無い状態です。

q 地質鉱物

把握調査は部分的な実施状態です。地質学専門機関にはデータが集積されているようですが、与謝野町内にはこれらの調査資料やサンプルなどが無い状態です。

文化的景観

r 文化的景観

京都府による調査で全町域の把握調査は実施済です。簡易記録調査や詳細記録調査の実施状況は未実施のままのものがああります。

伝統的建造物群

s 伝統的建造物群

把握調査は全町域で実施済です。加悦区以外では簡易記録調査や詳細記録調査は未実施です。

未分類

t 1 地名

把握調査は全町域で実施済です。野田川地域と加悦地域では小字図が作成されていますが、岩滝地域では未作成です。

t 2 伝承地

把握調査は部分的な実施状態です。伝説伝承を有する巨石の把握調査と詳細調査を実施しました。

t 3 方言

野田川町域と加悦町域での把握調査は概ね実施済みです。岩滝町域では調査が遅れています。

これらをまとめると、課題は以下のとおりです。今後も継続的に把握調査・簡易記録調査・詳細記録調査を実施していきます。まず、把握調査を推進し、できるだけ多くの文化財を確認していく必要があります。

与謝野町内の3地域においては、全体的にみて、岩滝地域で調査不足の分野が多くみられます。野田川地域・加悦地域でもまだ調査不足の分野がありますので、把握調査を実施していく必要があります。把握調査が不足している分野は、以下のとおりです。

- ・建造物：全町域の神社・寺院
- ・美術工芸品：全町域の仏画以外の絵画、岩滝地域と野田川地域の仏画・仏像・狛犬・書跡・典籍、岩滝地域の自治区文書・家文書、行政文書・岩滝地域と野田川地域の俳額、全町域の道標等・近代資料、岩滝地域・野田川地域の鉄道資料
- ・無形文化財：織物技術者
- ・有形の民俗文化財：岩滝地域と野田川地域の絵馬・生活道具・機織り道具
- ・無形の民俗文化財：野田川地域の民間行事
- ・記念物：全町域の動物・植物・地質鉱物
- ・未分類：全町域の伝承地・岩滝地域の方言

簡易記録調査と詳細記録調査の実施状況は、地域ごと・分野ごとに実施・未実施の差が大きい状態です。

3 文化財の把握調査の方針

これらの調査を継続的に実施していくための課題に基づく方針は下記のとおりです。

- ・全分野の文化財の把握調査の継続する実施計画がないため、年次計画を作成し取り組みます。
- ・取り組む類型やテーマを決めて、順番に調査を実施していきます。
類型別では、美術工芸品の宗教画以外の絵画、歴史資料の俳額・行政文書・鉄道資料・近代資料、無形文化財の織物技術者の調査を優先します。また、並行して、無形文化財の食文化、有形民俗文化財の絵馬、無形民俗文化財の方言、その他の文化財の信仰に関する伝承地や伝説・伝承文学に関する場所の調査も行います。
- ・文化財保護行政の担当職員が幅広い知識を習得するために研修会・学習会に積極的に参加し、複数の分野の専門的な知識の充実に努めます。
- ・住民向けの勉強会などで行政と協働する住民の専門知識の充実に努めます。

4 文化財の把握調査実施の体制

計画的・継続的な文化財の把握調査を実施していくためには、調査体制の充実が不可欠です。そのために、専門職員の充実をはかります。また、石塔類など多数の物件が点在している場合は、多くの協力者が必要となります。当面は、現状での与謝野町の職員体制（文化財保護係員4人のうち、文化財専門職2人）を維持しつつ、住民と協働した調査体制の構築に取り組みます。

また、幅広い分野を補完できるように、大学や研究機関と連携・提携しつつ、京都府や関係市町との連携組織の構築に取り組みます。

第6章 文化財の保存・活用に関する 理念・将来像・課題・方針

1 文化財の保存・活用の理念

それぞれの地域が、成り立ちも含め、その個性や特質に気づき、歴史文化に支えられた地域への誇りや郷土愛を自覚するために文化財が果たす役割は少なくありません。現在、与謝野町は過疎化・少子高齢化という難問に直面しています。人口減少は担い手・維持経費の減少に直結し、これまで地域で守り伝えられてきた歴史文化の存続が危惧され、文化財の保存・継承が危ぶまれる状態になりつつあります。

このような中、文化財を保存・継承することを通じて地域の歴史文化を守り伝えていくためには、地域への誇りや郷土愛の醸成を促す多様な取り組みを進める必要があります。

そこで、文化財を通じた文化財の保存・活用の理念と将来像を下記のとおりとします。

文化財の保存・活用の理念

みんなが、知って・理解して・支えて・守って・活かす、丹後与謝野の文化財

文化財を通じた与謝野町の将来像

町民が郷土愛と誇りを持ち、来訪者も楽しむ丹後与謝野

与謝野町第2次総合計画に掲げる与謝野町の将来像「人・自然・伝統 与謝野で織りなす新たな未来」における教育行政は「魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち」を目指す位置づけられています。ここにおける文化財保護行政の役割は「文化財の継承と発展」を通じて与謝野町の将来像を実現させるものとなります。本地域計画で描く「町民が郷土愛と誇りを持ち、来訪者も楽しむ丹後与謝野」は、与謝野町第2次総合計画で示された「文化財の継承と発展」を説明的に示したものとと言えます。このことを達成するために、与謝野町の各種の文化財の将来像がどのような姿であるかについて、下記のとおり示します。

旧尾藤家住宅・天満神社本殿・木造女神坐像・紙本墨書方士求不死薬図与謝蕪村筆六曲屏風形など有形文化財や有形の民俗文化財では、所有者や管理者は、その文化財の価値を損なわない

環境下で管理し、消防施設や防災・防犯対策が整備された適切な状態で保存され続けています。また、所有者等がその価値を理解するだけでなく、関係者を始めとして町内外の多くの人々にその価値を伝える公開活用のを設けることで、保存継承を支える意識を途切れさせることなく育み続けています。

加悦・算所の神輿渡御と屋台巡行、三河内の曳山行事、後野の屋台行事、岩滝の神輿渡御な

ど氏神祭礼に伴う民俗芸能など無形の民俗文化財は、住民の熱意で毎年例祭が賑やかに開催され、町内外の多くの人々が見学に訪れ、祭りを楽しむ風景が広がります。また、氏神祭りの情報を発信する機能も整備され、多くの人が気軽に利用しています。

遺跡では、古代地域王権の原丹後王国の隆盛時代を示す国史跡の蛸子山古墳・作山古墳を整備・公開した与謝野町立古墳公園やその他にも滝岡田古墳^{たきおかた}など整備された遺跡の適切な見学環境が維持され、学校の授業で教材として利用されています。また、当地域を訪れる人々が与謝野町立古墳公園の見学に立ち寄り、国史跡の日吉ヶ丘・明石墳墓群など指定文化財や未指定文化財でも高い歴史的な価値を持つ旧丹後国域の遺跡を周遊し、当地域の古代の歴史文化の魅力に思いを馳せています。広域な周遊事業では京丹後市などの丹後国域の自治体や関係者が連携して実施され、原丹後王権の歴史情報を発信しています。また、遺跡を開発事業から守る体制が整備され、適切な保存がされています。

植物では、京都府指定文化財の滝のツバキや与謝野町指定文化財の雲岩寺のコブシなど樹木は適切な環境下で良好な樹勢を保ち、訪れる人たちに昔と変わらない四季の姿を見せています。

加悦伝統的建造物群保存地区では、丹後ちりめん織物業で栄えた町並みを守り伝えるため、地区住民と与謝野町が一体となって文化財の保存と活用に取り組んでいます。修理修景事業を進め、年々に町並みを整え、地区内の建物は、親から子へ、また町並みの魅力に誘われて移住した人達など次世代へ伝わります。さらに、加悦の町並みの特徴を活かした公開・集客施設を設置し、観光客が訪れています。

文化的景観では、加悦谷の水田景観が豊かな実りをもたらす稲の緑や穂波の黄色が季節ごとに加悦谷平野を彩っています。

また、与謝野町立古墳公園や加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）を始めとして地域の歴史文化を活かすために、住民や有志が集い・つながり、事業が企画・実施され続けています。そして、次世代の人材育成にも取り組まれ、息の長い取り組みとなっています。

これらの文化財にアクセスするための案内情報が紙冊子やインターネットなどで発信され、また、道路には案内表示が設置されています。

共通した歴史文化を持つ丹後国域にある自治体（京丹後市・宮津市・伊根町・舞鶴市・福知山市）の関係部署とも情報を共有し、広域連携した事業が実施され、「オール丹後国」で文化財の保存・活用が進められています。

2 文化財の保存・活用の領域区分

文化財の保存・活用を効果的に進めるため、かつ取り組みの現状把握をわかり易くするために、段階ごとに6つの領域「1 調べる」「2 知る」「3 活かす」「4 支える」「5 受け継ぐ」「6 創る」に区分しました。この6つの領域区分は、文化財の保存・活用を進める上で基礎から発展の各段階を示すものです。それぞれの領域の概略は以下のとおりです。

■領域1 調べる

第一に、どのような文化財が、どこに、どのような状態で、どれくらいあるのかを調査して把握します。そして、それらの文化財的な価値を研究します。

■領域2 知る

調査・研究で得たデータを多くの人に学んで知ってもらい、かつ文化財の実物を見てもらうことで、文化財を通じて地域の歴史文化への関心を促し、文化財への理解を深めます。

■領域3 活かす

文化財を見聞・体験することで地域の歴史文化への知見を深め、歴史文化が体感できる地域づくりを進めます。

■領域4 支える

文化財の保存・活用と地域づくりを進めるために、文化財の見聞・体験を自主的に実践する人材と組織の育成を進めます。

■領域5 受け継ぐ

文化財を適切な状態で未来へ受け継ぐために、文化財の指定等を進め、また、保存修理や防災・防火・防犯の意識向上や体制整備を進めます。

■領域6 創る

丹後国・与謝野町という言葉を見聞きするだけで日本中の人たちが当地域の歴史文化像をイメージできるようにします。

3 第1期の地域計画の取り組みへの評価検証

3-1 取り組みの進捗状況

第1期の地域計画の第7章に記載した「文化財の保存・活用に関する措置」の取り組み状況を6つの領域ごとに確認します。

■領域1 【調べる】 「調査・把握」の課題に対する取り組み

【課題】

未指定等文化財の調査・把握が不十分なため、相対的な把握が進んでいない分野があります。散逸・消滅等を防ぐための幅広い調査が不足しています。

【取り組み】

- ・丹後震災に関する自治区所有の文書の把握調査を実施しました。
- ・新規の把握調査の実施はごく一部に留まりました。

【評価検証】

- ・把握調査を実施できた分野もあり、遅速ではあるものの着実に取り組みは進みました。しかし、未実施の文化財分野が多く見られ、全体的に不足感は否めません。
- ・把握調査を実施可能な実働的なスケジュールを組む必要があります。
- ・文化財部署の職員体制に把握調査を実施できる人員が不足しており、人員体制を整備するとともに、住民らの協力体制の構築が必要です。

■領域2 【知る】 「情報発信」と「学ぶ場」の課題に対する取り組み

【課題】

文化財への理解を深めるための措置への参加者がごく一部に留まっています。措置の実施体制が確立できていません。また、学校教育における学びの機会の提供がごく一部に留まっており、学校現場との共有関係が整っていません。いずれも措置の実施にかかる文化財部署の体制不備に由来するものです。

町ホームページなどwebでの情報発信も不足しています。また、文化財の説明版が未設置なものも多くみられます。

【取り組み】

- ・与謝野町指定文化財の新規指定を機として文化財講座や指定品の展示公開を実施しました。
- ・学校の要望を受けて、出前授業を実施しました。
- ・与謝野町の広報誌と町ホームページで文化財紹介記事を掲載しました。
- ・文化財の説明版を設置しました。

【評価検証】

- ・文化財について学習する事業に取り組みましたが、もっと多くの住民に届き、かつ、より深

い理解に至る事業の実施が必要です。

- ・一般向けの文化財講座の充実を図ることが必要です。
- ・文化財の知識に応じた多様な学び場の提供が必要です。
- ・文化財の実物を体感する機会の提供が必要です。
- ・与謝野町のホームページに、文化財の保存活用情報の発信拠点となるプラットフォームの作成が必要です。

■領域3 【活かす】 「活用」の課題に対する取り組み

【課題】

復元整備された国指定史跡の経年劣化が進み、修繕が未実施の部分があります。また、歴史文化施設や文芸施設の魅力情報発信が不足しています。

【取り組み】

- ・国史跡の蛭子山古墳・作山古墳を復元整備した与謝野町立古墳公園を管理運営しました。
- ・滝岡田古墳など整備公開遺跡の見学環境維持のための除草等を継続実施しました。

【評価検証】

- ・与謝野町立古墳公園の管理運営することで、当地域の古代史情報を提供できましたが、当地域の歴史文化の特徴を示す展示等の工夫が必要です。

■領域4 【支える】 「人材育成」と「組織整備」の課題に対する取り組み

【課題】

情報発信の拠点となる歴史文化施設・文芸施設サポーターの組織がなく、住民・支援者の力を生かせていません。地域の歴史文化情報を構築・発信できる住民プレイヤーが欠如しています。

【取り組み】

- ・庁内の観光部署と連携プロジェクトチームを組み、情報共有を図りました。
- ・加悦伝統的建造物群保存地区の活用組織「ちりめん街道を守り育てる会」の活動を支援しました。

【評価検証】

- ・加悦伝統的建造物群保存地区の保存活用では、ちりめん街道を守り育てる会の活動支援を実施できましたが、今後も永続的な支援が不可欠です。
- ・文化財について学習する事業に取り組みましたが、住民自身で歴史文化を構築して発信できる人材育成の取り組みが必要です。

■領域5 【受け継ぐ】 「保存・継承」の課題に対する取り組み

【課題】

町の財政が厳しさを増す中で、過疎化・少子高齢化による人口減少は、文化財の保存・継承

の大きなリスクとなっています。このような状況下、文化財の価値への理解度に温度差があります。特に加悦伝統的建造物群保存地区の空き家問題は先行きの不透明な状態が表面化しつつあります。

【取り組み】

- ・春の氏神祭りの祭礼屋台の見送り幕の詳細調査の成果を受けて、新規の与謝野町指定文化財に指定し、保存・継承を促しました。
- ・土地絵図の詳細調査の成果を受けて、新規の与謝野町指定文化財に指定し、保存・継承を促しました。
- ・加悦伝統的建造物群保存地区の保存活用計画の見直しに着手しました。

【評価検証】

- ・把握調査が一定終了した分野から次の段階の詳細調査の実施に移行し、その成果を受けて新規の与謝野町指定文化財として指定することで学術的価値の高い文化財の保存・継承を促すことができました。今後も継続していく必要があります。
- ・加悦伝統的建造物群保存地区の住民と一緒にの保存活用計画の見直し作業に着手できたことは大きな一歩です。一過性ではなく、永続的に地区住民の意識の醸成を図っていく必要があります。

■領域6 【創る】 歴史文化ストーリーの「創出と発信」の課題に対する取り組み

【課題】

歴史文化ストーリーを有する関連文化財群の魅力発信が不足しています。

【取り組み】

- ・広域連携事業として、丹後三大古墳周遊事業（丹後国関連文化財群1）を京丹後市教育委員会と連携して実施しました。
- ・広域連携事業として、天橋立をめでて、俳句を詠む事業（丹後国関連文化財群5）を宮津市教育委員会と連携して実施しました。
- ・古地図をもとにして、戦国城下町や江戸時代在郷町を歩き観る事業（与謝野町文化財保存活用区域1）を実施しました。

【評価検証】

- ・丹後国関連文化財群に関連した市町広域連携事業を実施できましたが、実施体制などの構築やストーリーの磨き上げが必要です。

3-2 文化財関連施設の利用者数

第1期の地域計画中のうち、令和2～4年度（2020～2026年度）は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため行動抑制となっており、利用者統計の数値は軒並み減少しました。その後、概ねコロナ禍前の数値になっています。ただし、加悦椿文化資料館と江山文庫は数値が戻

っておらず、別の理由が想定されます。

与謝野町の歴史文化の魅力を発信する施設として、住民や来訪者が当地域の文化財・歴史文化に関心よせ、理解を深める活動に取り組む必要があります。

表 14 文化財関連施設利用者数

単位：人

施設名\年度	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R7-H29 増減
旧尾藤家住宅	4,670	3,631	5,510	1,232	1,165	1,847	2,319	2,781	3,120	▲ 1,550
旧加悦町役場庁舎	—	—	—	3,209	3,286	5,267	5,698	7,110	8,341	2,643
旧加悦鉄道加悦駅舎	1,520	1,293	3,566	859	558	3,242	2,635	3,033	3,697	2,177
古墳公園	3,097	3,023	3,219	3,443	3,834	2,527	4,766	5,197	3,425	328
三河内郷土資料室	388	434	207	112	113	108	127	157	107	▲ 281
加悦椿文化資料館	1,037	1,101	899	356	488	355	414	342	422	▲ 615
江山文庫	1,717	1,620	1,272	431	340	483	493	478	774	▲ 943

※1 Hは平成、Rは令和を示す。

※2 R2~R4：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策重点期間

※3 旧加悦町役場庁舎は、R1に一般公開に向けた大規模修理を実施し、R2から一般公開

※4 旧加悦町役場庁舎に限り、増減比はR7-R5期間

※5 旧加悦鉄道加悦駅舎のR1値は、R2年3月の加悦SL広場閉園の駆け込み需要

※6 旧加悦鉄道加悦駅舎への123号機関車の移設はR4年3月末

※7 旧加悦鉄道加悦駅舎は、土・日曜日・祝祭日に限り開館

3-3 総括

理念と将来像に向けて様々な取り組みを実施してきました。飛躍的に取り組めた措置はありませんでしたが、把握調査の実施を除いては、着実に一步一步実施できた措置が多数あり、将来においてその成果が表れることを期待させます。

第1期で実施した措置を継続するとともに、把握調査を実施して基礎情報の整備を行いつつ、文化財の価値や魅力を伝える措置を充実させ、かつ歴史文化施設のサポーター組織を整備し、歴史文化の担い手である次世代「文化財思い人」の育成につなげていきます。

【第1期の成果】

- ・丹後震災に関する自治区所有の文書の把握調査ができました。
- ・新規与謝野町指定文化財の文化財講座や展示公開を実施できました。
- ・国史跡の蛭子山古墳・作山古墳や京都府史跡の滝岡田古墳・地藏山遺跡の見学環境整備を実施できました。
- ・加悦伝統的建造物群保存地区の活用組織「ちりめん街道を守り育てる会」の活動を支援し、保存地区の住民と一緒に保存活用計画の見直しに着手できました。

- ・ 祭礼屋台の見送り幕や土地絵図の詳細調査の成果を受けて、新規の与謝野町指定文化財に指定し、保存・継承を促しました。
- ・ 広域連携事業として、丹後三大古墳周遊事業（丹後国関連文化財群1）を京丹后市教育委員会と連携して実施しました。

【第2期の展望】

- ・ 把握調査の調査体制を見直すことで、調査が進み、与謝野町の歴史文化を示す各文化財の総量を明らかにできます。
- ・ 文化財を学び見聞する機会を提供し続けることで、与謝野町の歴史文化を次世代へ受け継ぎ、発信できる「文化財思い人」の育成につながります。
- ・ 加悦伝統的建造物群保存地区のちりめん街道を守り育てる会の活動支援を継続実施することで、町並みの整備が進み、空き家対策にも寄与します。
- ・ 丹後国域の市町・団体との広域連携事業を進めることで当地域の特色ある歴史文化の魅力を伝え、地域の振興に寄与します。

4 現 状

4-1 文化財の調査（調査・研究）

調査は文化財の価値を明らかにする作業で、文化財を保護するために第一に行うものです。さらに、研究することで、文化財の価値が明確になります。

従来から、その時々状況を加味して未指定文化財の調査を実施してきました。旧加悦町では加悦町史編纂事業で多くの未指定文化財の悉皆調査を実施しましたが、第5章で示したとおり、旧3町域で調査の進捗状況が異なります。

第1期の地域計画の作成にあたり、既存の調査を整理し、各分野での調査の進捗状況を明らかにしました。また、全町域で中世石造物の悉皆調査を実施しました。

4-2 文化財の保存（保存・修理）

未指定文化財の調査・研究の成果を受けて、文化財の価値が高く重要と判断されたものについては、与謝野町文化財保護委員会で文化財指定の必要について審議し、教育委員会が指定を行っています。また、国や京都府においても文化財の指定等の制度がそれぞれにあります。

指定等文化財については、その保存・活用の万全を期すために保存活用計画等の作成の必要性が指摘されています。加悦伝統的建造物群保存地区に関しては、平成17年（2005年）8月に与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画を定め、この計画を基に文化財の保存と活用が進められています。

指定等文化財を維持・保存していくため、また、文化財の価値を損ねない上で活用に資するために保存修理事業を行っています。文化財の保存修理事業は、基本的に所有者が行います。指定等文化財については指定区分（国・京都府・与謝野町）に応じた補助制度があります。現在、与謝野町においては、加悦伝統的建造物群保存地区の修理修景を進めています。また、寺院や地区組織や個人が行う指定等文化財の保存修理事業に対して、限られた予算の中で助成や助言等の支援を行っています。文化財を良好な状態で維持するためには日頃からの適切な維持管理が重要です。維持管理は基本的に所有者が行うこととなっていますが、指定等文化財については、内容によっては指定区分（国・京都府・与謝野町）に応じた補助制度を利用できる場合があります。

美術工芸品のうち、絵画・彫刻・工芸品は寺院所蔵の現役の仏画・仏具が多くみられ、寺院所蔵品の美術工芸品の保存・修理は比較的安定しています。

歴史資料のうち、古文書で、町が寄託預かりをしているものに関しては、定期的な防虫・殺虫・殺カビ作業を行っています。

また、美術工芸品のうち、発掘調査出土品の考古資料は、町が責任を持って保管しています。

京都府・与謝野町指定等の無形の民俗文化財については、それぞれの保存団体等によって継承されています。保存団体が行う保存伝承や公開に関する事業に対しては、指定区分（国・京

都府・与謝野町)に応じた補助制度があります。

未指定文化財のうち、埋蔵文化財などで維持が困難なものについては、必要に応じて記録保存を行っています。

民俗芸能は、与謝野町内の各地で行われていますが、生活様式の変化や少子高齢化に伴う後継者不足によって、指定等されているものも含め保存継承が危ぶまれつつあります。

また、近年は、梅雨や台風シーズンの豪雨による災害が発生しています。与謝野町では平成16年(2004年)10月20日の台風23号の豪雨では、浸水・河川の氾濫で住民生活に大きな影響をもたらしました。この時は、加悦伝統的建造物群保存地区の一部で床下浸水が発生しました。

防災については、指定等の有形文化財(建造物・美術工芸品)を対象として、消防署の立ち入り検査が実施されています。

4-3 文化財の活用(公開・整備)

文化財の活用とは、その価値や魅力を多くの人々に伝え、広く社会に理解してもらうことで、文化財を将来に守り伝えていく価値を広めるための取り組みのことです。

与謝野町では、文化財の魅力を高め、その価値を周知するさまざまな取り組みを実施しています。例えば、講演会や、資料館等での展示、まち歩き等のイベントを開催するとともに、与謝野町広報誌での記事の掲載や与謝野町有線テレビでの文化財の紹介番組の制作や指定等文化財の説明板を設置するなど情報発信を行っています。学校や自治区からの依頼があった場合には出前授業や講師派遣を行っています。

記念物等の活用のために整備を行う際には、説明板等の設置・パンフレットの作成等を行い、見学者に文化財の価値や魅力を理解してもらえるようにしています。与謝野町が行う建造物の保存修理事業の際には現地公開を行っています。

美術工芸品のうち、歴史資料の旧加悦鉄道関係資料は、国重文123号機関車も含め、旧加悦鉄道加悦駅舎で展示活用を図っていきます。主に自治区が所有する地籍図は生活の空間を描いた身近なものですので、一般住民に親しみやすく、地域学習などでの活用を図っています。

また、与謝野町の歴史文化の中でも重要な位置を占める蛭子山古墳群・作山古墳群と加悦伝統的建造物群保存地区(通称、ちりめん街道)に関しては、前者では史跡整備を行い、古墳公園として公開し、春祭りなどのイベントを行っています。後者では春の雛めぐりや秋のイベントを行っています。

また、庁内関係部署のうち、観光部署とは令和3年(2021年)2月から定期的(月1回を目安)に情報共有のための「観光・文化財連絡会」を行っています。

民間による情報発信では、与謝野町語りべの会(事務局:与謝野町観光協会)らによって、観光客や小学校授業での児童に説明が行われています。

5 課題

文化財の保存・継承を通じて町民が郷土愛と誇りを持ち、来訪者も楽しむ丹後与謝野を実現するための最大の課題は、住民が地域の文化財・歴史文化の価値を自覚的に理解できていないこと及び地域の文化財・歴史文化への関心や認識が不足していることです。また、文化財保護行政の施策として、文化財の価値を積極的に情報発信できていなかったことも原因の一つです。

領域1 【調べる】 文化財の価値を判断するための調査が不足しています。

埋蔵文化財以外の多くの分野の未指定文化財では、把握調査が実施されている分野であっても簡易記録調査レベル以上では調査が不十分であったり、偏っていたりします。また、美術工芸品の作家別の絵画、歴史資料の行政文書・俳額、鉄道資料や近代遺跡など近代資料、無形文化財の織物技術者、有形の民俗文化財の絵馬、信仰に関する伝承地や伝説・伝承に関する土地などでは把握調査レベルが不足しています。

また、積極的に文化財を継承していくためには、把握調査に留まらず、未指定文化財の文化的な価値付けを明らかにするための調査・研究の継続実施が課題です。

領域2 【知る】 文化財の価値を共有するための情報発信と学ぶ場が不足しています。

文化財の保存・継承のためには、文化財への理解を深めてもらうことが必要です。今までも文化財に関する講演会やイベントの開催や資料館等での展示を通してさまざまな情報発信を行ってきましたが、住民の一部に留まっており、広い普及が課題です。そのため、最新の調査研究成果に基づく文化財の発信やその価値の共有も十分に行われていない状況です。資料館等の展示を通じた情報発信不足や学校教育で児童生徒たちに伝える機会の不足は否めません。

また、文化財にあまり興味のない人たちが文化財に接する機会・環境づくりも十分に行われていない状況です。説明板の設置不足と情報発信手法の web 導入不足、情報発信拠点の整備不足は否めません。

領域3 【活かす】 文化財の活用が不足しています。

遺跡では、国史跡の蛭子山古墳・作山古墳や京都府史跡の滝岡田古墳などを復元整備し公開していますが、国史跡の日吉ヶ丘・明石墳墓群や国史跡の白米山古墳など未整備の史跡の公開活用が課題です。また京都府史跡地蔵山墳墓は整備した園路が劣化し、修繕が課題です。

整備した史跡では定期的な除草作業を実施し、適切な見学環境に努めていますが、今後の継続実施が課題です。

また、財政規模の縮小は、情報発信拠点である与謝野町立古墳公園はにわ資料館など歴史文化施設や与謝野町立江山文庫など文芸施設の管理運営への影響が大きく、情報発信の質を損な

わない合理的な運営が課題です。

また、文化財の価値を理解する人たちを増やすために、ストーリー性でイメージさせることを意識した見学・体験企画の充実が課題です。

領域4 【支える】 歴史文化を担う人材・組織が不足しています。

文化財の価値や魅力を積極的に発信するためには、それに関わる人や団体との情報共有や連携が不可欠ですが、機会が限られているため、もっと広くその機会を設置することが課題です。

また、庁内の文化財部署と観光部署等及び丹後国域の市町の文化財部署同士の情報共有や連携を深める機会が限られているため、その機会を増やすことが課題です。そのためには、関係者の意識を深めることも課題です。

昭和時代に地域で活躍した郷土史家がほとんどいなくなりました。これは地元の住民自身が自立的に地域の歴史文化やそれを示す文化財の価値を研究し、発信する人材がいなくなったことと同意です。これを補う新たな人材育成が課題です。合わせて、有志による意見交換の場を設け、住民自身が他者に対して地域の歴史文化を伝える機会を設けることも課題です。

ちりめん街道を守り育てる会などのように文化財の保護意識を持った人たちの活動を応援する取り組みも課題です。

領域5 【受け継ぐ】 文化財の保存・継承が危惧されます。

与謝野町の財政状況が厳しいため、文化財の適切な保存・修理や保存環境の整備に着手できない傾向があり、小修理やモニタリングなどの計画的で適切な実施が課題です。

過疎化・少子高齢化による人口減少が文化財保護に及ぼす影響は甚大です。しかし、その解消は難問であり、あらゆる角度からのアプローチが必要です。特に、加悦伝統的建造物群保存地区の空き家問題の解決が課題です。

文化財の指定・登録制度は、文化財の保護の有効な手段の一つです。文化財の価値を明らかにするための詳細調査を実施し、文化財の指定等を増やしていくことが課題です。

また、近年は豪雨災害をはじめとした大きな災害が多く発生していることから、文化財の被災を防ぐために、災害に対する備えの充実が課題です。また、建造物や美術工芸品の所有者には、日頃から防災意識を持ってもらうための取り組みが課題です。

領域6 【創る】 丹後国・与謝野町の文化財の特徴を体感したいと思わせるストーリーの創出と発信が不足しています。

従来は、文化財単体を中心としてその特徴を情報発信する傾向であったため、広い視点で歴史文化を伝えることに不向きな面がありました。これを補うため、現地で体感したいと思わせる創造性豊かなストーリー性を持ち、当地域の歴史文化と風土をイメージさせる情報発信の充実が課題です。

6 文化財の保存・活用の方針

住民が地域の歴史文化を物語る物証が文化財であることを自覚的に認識してもらうために、文化財に触れ・知る機会を増やし、地域の歴史文化に思いを寄せ、文化財の保存と活用に積極的かつ自主的に関わり続ける与謝野町内外の人を増やす必要があります。

地域の歴史文化を自覚し、それを将来に守り伝える意志を持ち、文化財の保存と活用に関わる人を「文化財思い人」と表現することとします。与謝野町の住民をはじめとして、町外の人も含めた多くの文化財思い人が誕生し、活躍する与謝野町となるための方針は下記のとおりとします。

領域1 【調べる】 文化財を調査・研究します。

領域1-1 文化財の把握調査を継続実施します。

- ・把握調査が不十分な美術工芸品の作家別の絵画、歴史資料の行政文書・俳額、鉄道資料や近代遺跡など近代資料、無形文化財の織物技術者、有形の民俗文化財の絵馬、信仰に関する伝承地や伝説・伝承に関する場所などの分野の調査を行い、全分野の文化財の把握に努めます。

領域1-2 文化財の詳細調査・研究を行います。

- ・把握した文化財の中からより文化財的な価値の高いものを抽出し、その価値を明らかにするための調査・研究に努めます。

領域2 【知る】 文化財の情報発信と学ぶ場の提供を推進します。

領域2-1 展示施設・情報発信施設・説明設備の充実を図ります。

- ・歴史文化施設など文化財の公開施設の展示による情報発信力を高めます。
- ・説明版・紙冊子・インターネットなど多様な手段で文化財情報を発信することに努めます。

領域2-2 学校教育を通じて、児童生徒たちの関心を高めます。

- ・与謝野町内の小中学校などの学校教育現場を通じて、児童生徒に文化財の価値を伝える取り組みに努めます。

領域2-3 住民の関心を高め、文化財の価値を共有します。

- ・住民を対象として、加悦伝統的建造物群保存地区や国史跡蛭子山古墳などの指定等文化財はもとより、文化財が身近な住民生活の中にも存在することを知ることを通じて、文化財と暮らしの関係の理解を促すことに努めます。

領域3 【活かす】 文化財を活かして輝かせます。

領域3-1 利用・見学しやすい環境を整備します。

- ・整備された遺跡では草刈りの実施や見学路・説明板の再整備に努め、未整備の遺跡では説明板の設置に努め、整備の検討をします。

領域3-2 見学コースやツアーを企画・提供します。

- ・本物の文化財を見学・体感することを通じて、文化財への理解を促します。

領域4 【支える】 文化財で人材・組織をつなげ、「文化財思い人」を育成します。

領域4-1 民間組織による活用事業への支援を行います。

- ・ちりめん街道を守り育てる会など民間組織による活用事業を促し、支援に努めます。

領域4-2 情報共有・連携のための場を整備します。

- ・住民をはじめ有志が、文化財の保存・活用事業の立ち上げや現状の改善検討など関わる場を設定し、より多くの人たちが自分事として文化財に携わる機会を整備することに努めます。庁内関係部署との定期会議を設け、情報共有を行います。

領域4-3 自立的に学び・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。

- ・住民をはじめ有志が、自立した文化財の理解者「文化財思い人」となれるようにするため、ガイド員の養成目的も含んだ文化財講座を通じて人材育成に努めます。

領域5 【受け継ぐ】 文化財を保存し、次世代へ継承します。

領域5-1 文化財の新規指定等を進めます。

- ・高い文化財的な価値を持つことが明らかになったものは、文化財指定等を行うことでその保存を確かなものにしていきます。

領域5-2 文化財の適切な保存・修理や維持管理の体制・制度の整備を進めます。

- ・与謝野町の財政で対応可能な計画性を持たせるため、指定等文化財の小修理やモニタリングによる適切な保存環境の把握に努め、補助事業を実施します。加悦伝統的建造物群保存地区では空き家バンク制度等を運用し、空き家対策に努めます。

領域5-3 防災・防犯対策に取り組みます。

- ・建造物や美術工芸品などの文化財を災害や盗難から防ぐための取り組みに努めます。

領域6 【創る】 丹後国・与謝野町の歴史文化像を表現するストーリーを創り・広め・定着させます。

領域6-1 丹後国・与謝野町という言葉からイメージさせる当地域の歴史文化像を創出し定着させます。

- ・文化財・歴史文化を魅力的に伝えるために、関連文化財群や文化財保存活用区域を使った情報発信に努めます。

※ 関連文化財群や文化財保存活用区域に関しては、第8章で述べます。

第7章 文化財の保存・活用に関する措置

1 文化財の保存・活用に関する措置

1-1 保存・活用に関する措置の方向性

地域の歴史文化が形となった文化財は、地域社会の成り立ちを理解するために必要不可欠なものです。そして、地域づくり・まちづくりを実践していくための社会基盤としても文化財は欠かせないものの一つです。私たちには文化財を将来に守り伝えていく責務があります。

地域の歴史文化への認識・気持ちは、個々人の価値観の差異でもありますので、個人の生れ育った時代差・環境の差異によって左右されます。また、ライフスタイルの変化によっても変質していくものです。そうした中であって、歴史文化的な価値を有する文化財の情報を広く収集し、研究し、その価値を知ってもらうために、調査研究事業を基礎として、今まで実施してきた講座・整備公開事業においても創意工夫をしなくてはなりません。

文化財の保存・継承への意識は、社会的な価値観の変化のみならず、過疎化・少子高齢化による人口減少による「担い手不足」「資金減」によって消失する文化財が存在することが危惧されます。

このような状況下であって、先述してきた文化財の保存・活用に関する課題や領域を踏まえ、この地域計画の計画期間中に取り組む文化財の保存・活用のために下記のような措置を講じます。

なお、事業の実施にあたっては、町費、府費、国費（文化財補助金・地域未来交付金等）、その他の民間資金も活用しながら以下の取り組みを進めます。

1-2 措置

方針ごとに対する措置を以下のとおりとします。なお、今期計画期間中に実施見込みのない措置も示していますが、その場合は「次期以降の計画で実施」と明記しました。

〔表中の凡例及び説明〕

- ・「措置期間」の記号：○囲いは実施年度
- ・「取組主体」の記号：◎は中心的に取り組む主体、○は協働・連携して取り組む主体
- ・「行政」：与謝野町を指す。「専門家」：各分野の研究者を指す。「団体」：民間活動組織を指す。「町民」：与謝野町民を指す。「所有者等」：文化財の所有者・管理者を指す。

ア 「領域1-1 【調べる】 文化財の把握調査を継続実施します」への措置

把握調査が及ばなかった分野の調査を実施し、下記のとおり、あらゆる分野の文化財の把握に努めます。

1

措置名	「神社建築」把握調査事業												
措置内容	○神社建築を、建物ごと・境内の工作物ごとに現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16					
取組主体	行政	◎	◎	◎	○	○	○	○	町民			所有者等	○
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	民間自費			寄付他	

2

措置名	「寺院建築」把握調査事業												
措置内容	○寺院建築を、建物ごと・境内の工作物ごとに現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16					
取組主体	行政	◎	◎	◎	○	○	○	○	町民			所有者等	○
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	民間自費			寄付他	

3

措置名	「仏画」「仏像」「仏具」把握調査事業												
措置内容	○寺院所蔵と境外仏堂・民間信仰の御堂の「仏画」「仏像」の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。また、与謝野町立江山文庫の展示とも関連して調査に取り組みます。												
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	◎	◎	○	○	○	○	町民			所有者等	○
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	民間自費			寄付他	

4

措置名	「狛犬」把握調査事業												
措置内容	神社の狛犬の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。また、与謝野町立江山文庫の展示とも関連して調査に取り組みます。												
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	◎	◎	○	○	○	○	町民			所有者等	○
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	民間自費			寄付他	

5

措置名	「書跡・典籍」把握調査事業										
措置内容	○主に寺院所蔵の書跡・典籍の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。また、与謝野町立江山文庫の展示とも関連して調査に取り組みます。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	所有者等		○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費	寄付他		

6

措置名	「仏画以外の絵画」把握調査事業										
措置内容	○仏画以外の絵画の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。また、与謝野町立江山文庫の展示とも関連して調査に取り組みます。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	所有者等		○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費	寄付他		

7

措置名	「道標等」把握調査事業										
措置内容	○道標等の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	所有者等		○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費	寄付他		

8

措置名	「自治区文書」把握調査事業										
措置内容	○各自治区所有の文書類の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	所有者等		○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費	寄付他		

9

措置名	「家文書」把握調査事業										
措置内容	○各家所蔵の文書の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	⑫	⑬	⑭	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	所有者等		○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費	寄付他		

10

措置名	「行政文書」把握調査事業										
措置内容	○行政文書の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。主に旧3町時代の議会議事録を中心に実施します。 ・庁内連携：議会事務局										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

11

措置名	「俳額」「絵馬」把握調査事業										
措置内容	○「俳額」を中心として現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。また、与謝野町立江山文庫の展示とも関連して調査に取り組みます。 ○奉納された「絵馬」の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。また、与謝野町立江山文庫の展示とも関連して調査に取り組みます。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体		○	町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

12

措置名	「鉄道資料・近代資料」把握調査事業										
措置内容	○加悦鉄道・大江山鉦山関係を中心として現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体		○	町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

13

措置名	「考古資料」把握調査事業										
措置内容	○考古資料の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

14

措置名	「食文化」把握調査事業										
措置内容	○食文化・郷土料理の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。 ・庁内連携：商工行政部署										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

15

措置名	「織物技術者」把握調査事業										
措置内容	○織物技術者を対象として現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。 ・庁内連携：商工行政部署										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	⑫	⑬	⑭	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

16

措置名	「生活道具・産業道具」把握調査事業										
措置内容	○生活道具・産業道具など民具の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

17

措置名	「動物」把握調査事業										
措置内容	○動物の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。 ・庁内連携：住環境行政部署・農林水産行政部署										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

18

措置名	「植物」把握調査事業										
措置内容	○植物の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。 ・庁内連携：住環境行政部署・農林水産行政部署										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

19

措置名	「地質鉱物」把握調査事業											
措置内容	○地質鉱物の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。											
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	15	16				
取組主体	行政	◎	◎	◎	○	○	○	○	町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	民間自費	◎	寄付他	

20

措置名	「方言」把握調査事業											
措置内容	○方言の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。											
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16				
取組主体	行政	◎	◎	◎	○	○	○	○	町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	民間自費	◎	寄付他	

21

措置名	「伝承地」把握調査事業											
措置内容	○信仰に関する伝承地と伝説・伝承に関する場所の現状把握調査を実施し、文化財台帳を作成します。与謝野町立江山文庫の展示と関連して調査に取り組みます。											
措置期間 (年度/令和)	9	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16				
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	民間自費	◎	寄付他	

イ 「領域1-2 【調べる】 文化財の詳細調査・研究を行います」への措置

現状を把握した文化財の中から文化財的な価値の高いものをピックアップし、調査・研究を進めます。

22

措置名	未指定の建造物「神社」詳細調査・研究事業										
措置内容	○深田神社本殿等の簡易記録ないし詳細記録調査を実施し、文化財台帳を充実させ、価値付け判断のための研究を行います。また、与謝野町文化財の新規指定も視座して取り組みます。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

23

措置名	未指定の石造物「中世石塔等」詳細調査・研究事業										
措置内容	○西光寺大型五輪塔等の簡易記録ないし詳細記録調査を実施し、文化財台帳を充実させ、価値付け判断のための研究を行います。また、中世墓の調査と並行して調査・研究に取り組みます。										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

24

措置名	未指定の美術工芸品「宮津藩主関連品」詳細調査・研究事業										
措置内容	○四辻八幡神社石灯籠等の簡易記録ないし詳細記録調査を実施し、文化財台帳を充実させ、価値付け判断のための研究を行います。 ・広域連携：京都府立丹後郷土資料館・宮津市										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	11	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

25

措置名	未指定の歴史資料「俳額」詳細調査・研究事業										
措置内容	○柴神社の俳額等の簡易記録ないし詳細記録調査を実施し、文化財台帳を充実させ、価値付け判断のための研究を行います。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

26

措置名	未指定の無形民俗文化財「氏神祭り等」詳細調査・研究事業										
措置内容	○氏神祭り・岩滝大名行列のヤッコ等の簡易記録ないし詳細記録調査を実施し、文化財台帳を充実させ、価値付け判断のための研究を行います。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府			国			民間自費	寄付他	

27

措置名	未指定の無形民俗文化財「食文化」詳細調査・研究事業										
措置内容	○丹後ばらずし・与謝野べうどん・テッポウ等の簡易記録ないし詳細記録調査を実施し、文化財台帳を充実させ、価値付け判断のための研究を行います。 ・庁内連携：商工行政部署										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府			国			民間自費	寄付他	

28

措置名	未指定の埋蔵文化財詳細調査・研究事業										
措置内容	○明石愛宕山古墳群・山城跡等の簡易記録ないし詳細記録調査を実施し、文化財台帳を充実させ、価値付け判断のための研究を行います。 ○未刊行の発掘調査報告書を作成して公開します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民			所有者等 ○
財源	与謝野町	◎	京都府			国			民間自費	寄付他	

29

措置名	未指定の考古資料詳細調査・研究事業										
措置内容	○明石大師山古墳群出土品・入谷西 A20 墳出土品等の簡易記録ないし詳細記録調査を実施し、文化財台帳を充実させ、価値付け判断のための研究を行います。 また、与謝野町立古墳公園はにわ資料館の展示とも関連して調査・研究に取り組みます。 ○未発表の考古資料を整理して公開します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民			所有者等
財源	与謝野町	◎	京都府			国			民間自費	寄付他	

30

措置名	景観「大江山・阿蘇海」詳細調査・研究事業										
措置内容	<p>○文学創作対象景観として、自然環境保全の観点も含め、文学作品・絵画・自然環境の基礎データを収集・調査し、文化財台帳を充実させ、価値付け判断のための研究を行います。また、与謝野町立江山文庫の展示とも関連して調査・研究に取り組めます。</p> <p>・庁内連携：景観行政部署・住環境行政部署・農林水産行政部署</p> <p>・広域連携：宮津市</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	15	16	次期以降の計画で実施		
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

31

措置名	「地名」詳細調査・研究事業										
措置内容	<p>○地籍図の調査と関連して岩滝地域の小字図を作成し、地名の基礎データを整えます。なお、加悦地域と野田川地域の小字図は作成済です。</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	⑫	⑬	⑭	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

ウ 「領域2-1 【知る】 展示施設・情報発信施設・説明設備の充実を図ります」への措置

住民をはじめとして、より多くの人たちに文化財を知ってもらうための措置を下記のとおりとします。

32

措置名	説明板設置事業											
措置内容	○来訪者用の理解を促すために、毎年数件ずつ、現地に説明板を設置します。対象は、氏神祭り・山城跡等から始めます。 ・庁内連携：観光行政部署											
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	○	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他		

33

措置名	インターネットコンテンツ整備事業											
措置内容	○web での情報発信をコンテンツ整備し、かつ、現地説明板に QR をコード設置し連動させます。 ・庁内連携：観光行政部署 ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。											
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16				
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等		
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他		

34

措置名	文化財ガイド情報誌作成事業											
措置内容	○来訪者用の歴史文化情報「丹後与謝野の歴史文化」をまとめた冊子を作成、周知を図ります。 ・庁内連携：観光行政部署 ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。											
措置期間 (年度/令和)	9	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等		
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他		

35

措置名	図書閲覧機能向上事業											
措置内容	○文化財調査報告書など専門書を一般供覧できる体制を構築します。webでの公開も図ります。 ・庁内連携：図書館行政部署											
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民			所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府			国			民間自費			寄付他

36

措置名	文芸施設情報発信拠点整備検討事業											
措置内容	○加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）を拠点として、町内に点在する短詩文学館の与謝野町立江山文庫や椿に関する美術工芸品を展示する加悦椿文化資料館との周遊性を高めるため、加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）内の空き家等を利用し、点在する施設を紹介するサテライト施設の設置を検討します。 ・庁内連携：観光行政部署・企画行政部署 ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。											
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	○	
財源	与謝野町	◎	京都府			国			民間自費			寄付他

37

措置名	丹後ちりめん織り場体感施設整備検討事業										
措置内容	○加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）内に、見るだけでなく、「音」でも織り場を体感でき、また、丹後ちりめん織物産業に関する人物・歴史を紹介する見学用機織り場「オーリバ（仮称）」の整備を検討します。 ・庁内連携：観光行政部署・商工行政部署 ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費			寄付他

38

措置名	与謝野町立古墳公園はにわ資料館展示再構築検討事業										
措置内容	<p>○弥生王墓と巨大古墳で代表される原丹後時代の紹介に比重をおいた展示を検討します。</p> <p>・庁内連携：観光行政部署、その他連携：指定管理者</p> <p>・広域連携：京都府立丹後郷土資料館・京丹後市</p> <p>・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。</p>										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

39

措置名	加悦椿文化資料館公開展示再構築検討事業										
措置内容	<p>○滝のツバキや椿文化はもとより、巨樹・里山文化に関する展示を検討します。</p> <p>・庁内連携：農林行政部署、その他連携：指定管理者</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

40

措置名	旧加悦鉄道加悦駅駅舎展示再構築検討事業										
措置内容	<p>○加悦鉄道史の展示、並びに「大江山鉾山の時代」に関する展示を検討します。</p> <p>・庁内連携：観光行政部署、その他連携：指定管理者</p> <p>・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

41

措置名	尾藤家物語絵本制作検討事業										
措置内容	<p>○尾藤家とその関係の人々を主人公として地域の歴史文化を紹介する物語を検討し、絵本形式としての発信を目指します。また、関連文化財群や文化財保存活用区域の活用とも連動させます。</p> <p>・庁内連携：観光交流課、その他連携：指定管理者</p> <p>・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

42

措置名	加悦鉄道物語絵本制作検討事業											
措置内容	○加悦鉄道の敷設の中心人物を主人公として地域の歴史文化を紹介する物語を検討します。絵本形式としての発信を目指します。また、関連文化財群や文化財保存活用区域の活用とも連動させます。											
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体	○	町民	○	所有者等			
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国		民間自費		寄付他			

43

措置名	原丹後王国情報発信拠点整備検討事業											
措置内容	○与謝野町立古墳公園を、弥生王墓と巨大古墳で代表される原丹後王国の情報発信拠点・周遊拠点として整備を検討します。また、関連文化財群や文化財保存活用区域の活用とも連動させます。 ・庁内連携：観光行政部署、町外連携：京都府立丹後郷土資料館・京丹後市 ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。											
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体	○	町民		所有者等			
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国		民間自費		寄付他			

44

措置名	氏神祭り文化情報発信拠点整備検討事業											
措置内容	○地域の個性ある氏神祭りを保存・継承するため、教育文化施設を祭り文化や生活文化を紹介する内容に再構築を検討し、与謝野町内の氏神祭り文化の発信を目指します。また、関連文化財群・文化財保存活用区域の活用とも連動させます。 ・庁内連携：観光行政部署 ・町内連携：町民有志											
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体	○	町民	○	所有者等	○		
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国	○	民間自費		寄付他			

45

措置名	歴史文化施設・文芸施設等愛称検討事業										
措置内容	<p>○住民や来訪者に、施設の特徴が親しみ易く・わかり易く伝わる施設の愛称を検討します。愛称検討会を設置します。</p> <p>・対象施設は、与謝野町立古墳公園・加悦椿文化資料館・与謝野町立江山文庫・与謝野町立三河内郷土資料室・旧尾藤家住宅・旧加悦鉄道加悦駅舎・旧加悦町役場庁舎</p> <p>・庁内連携：観光行政部署</p>										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	11	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

46

措置名	歴史文化施設・文芸施設等持続的管理運営方法検討事業										
措置内容	<p>○将来にわたり歴史文化施設・文芸施設等を公開活用して地域情報を発信し続けるための持続可能な管理運営方法を検討します。特に、与謝野町立古墳公園では「開かれた公園」としての開園方法・利用方法を検討します。</p> <p>・対象施設は、与謝野町立古墳公園・加悦椿文化資料案・与謝野町立江山文庫・与謝野町立三河内郷土資料室・旧尾藤家住宅・旧加悦鉄道加悦駅舎・旧加悦町役場庁舎</p> <p>・庁内連携：観光行政部署、その他連携：指定管理者</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	13	14	15	⑬			
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

47

措置名	与謝の鮭の遡上を通じた景観保全事業										
措置内容	<p>○住民の関心が高い自然環境分野の取り組みとして、野田川を遡上するサケの観察と紹介を通じて、野田川の自然環境の保全につなげます。事業の紹介は与謝野町有線テレビでの放送を基本として、web公開も図ります。</p> <p>・庁内連携：住環境行政部署・農林水産行政部署・景観行政部署・下水道行政部署・学校教育行政部署</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

48

措置名	大江山・阿蘇海の文学作品を通じた景観保全事業										
措置内容	<p>○住民の関心が高い景観分野のうち、大江山・阿蘇海・天橋立を対象とした景観文学の紹介・創作を通じて、住民や開発業者に理解を促し、文化的景観の保全につなげます。事業の紹介は与謝野町有線テレビでの放送を基本として、web公開も図ります。</p> <p>・庁内連携：住環境行政部署・農林水産行政部署・景観行政部署・下水道行政部署・学校教育行政部署</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

エ 「領域2-2 【知る】 学校教育を通じて、児童生徒たちの関心を高めます」への措置

学校教育を通じて、児童生徒たちに文化財を知ってもらうための措置を下記のとおりとします。

49

措置名	小学校・中学校・高等学校歴史文化授業支援事業										
措置内容	<p>○与謝野町内の小学校・中学校・高等学校の教育学習カリキュラムに沿う形で、歴史文化に関する出前授業や歴史文化施設・文芸施設の解説を実施します。</p> <p>○与謝野町内の小中学校教育で求められている具体的なニーズを把握することで、効果的な情報提供を行います。そのための検討会を行います。</p> <p>・庁内連携：学校教育行政部署</p>										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

オ 「領域2-3 【知る】 地域住民の関心を高め、文化財の価値を共有します」への措置

各自治区の住民に対して、自分たちの身近に存在する文化財を知ってもらうための措置を下記のとおりとします。

50

措置名	自治区関連文化財群づくり事業											
措置内容	○自治区域内を中心として文化財の現地・実物を確認し、自治区関連文化財群の作成・発表を通して、地区アイデンティティーの醸成を図ります。 ・その他連携：自治区											
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
取組主体	行政	◎	専門家				団体	◎	町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府				国			民間自費	○	寄付他

51

措置名	講座・シンポジウム事業											
措置内容	○鎌倉・室町時代／戦乱の時代の大規模墓地の地蔵山遺跡を通じて、中世の当地域の様子を探求し、今に名残りを留める歴史文化の特徴の基層を明らかにします。 ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。											
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体					町民	○	所有者等
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国					民間自費		

カ 「領域3-1 【活かす】 利用・見学しやすい環境を整備します」への措置

文化財を活かすことでその価値を理解してもらうための環境整備の措置を下記のとおりとします。

52

措置名	周遊案内板設置事業										
措置内容	○周遊性を高め、来訪者の便宜を図るために、要所にルート案内板を設置します。 ・庁内連携：観光行政部署 ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

53

措置名	遺跡見学環境整備管理事業										
措置内容	○与謝野町が管理する町・京都府・国史跡の草刈り等を継続実施し、見学環境を整備します。										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

54

措置名	史跡整備等検討事業										
措置内容	○与謝野町が管理する町指定・京都府指定・国指定史跡の復元整備等を検討します。 ・対象は地蔵山遺跡・日吉ヶ丘遺跡・白米山古墳ほか ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

キ 「領域3-2 【活かす】 見学コースやツアーを企画・提供します」への措置

文化財を活かすことでその価値を理解してもらうための体験・体感の措置を下記のとおりとします。

55

措置名		現地周遊事業									
措置内容		<p>○丹後を代表する中世・戦国時代の大規模墓地の「地藏山遺跡」とその時代を理解するために、関連する遺跡などの現地観察を実施し、保存への理解を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携：京都府立丹後郷土資料館・宮津市 ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 <p>○丹後の中世・戦国時代を象徴する「砦城跡」とその時代を理解するために、関連する遺跡などの現地観察を実施し、保存への理解を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携：京都府立丹後郷土資料館・宮津市・京丹後市・舞鶴市・福知山・海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 									
	措置期間 (年度/令和)	9	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16		
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
財源	与謝野町	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	

ク 「領域4-1 【支える】 民間組織による活用事業への支援を行います」への措置

民間組織が文化財を守り伝え、活用することを推進するための措置を下記のとおりとします。

56

措置名	民間による活用活動支援事業									
措置内容	○民間活動団体等に対して、文化財活用支援事業の情報提供を行います。また、民間による活用活動に対する与謝野町独自の補助制度の設置を検討します。									
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯		
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他

57

措置名	加悦伝統的建造物群保存地区保存・活用活動支援事業									
措置内容	○加悦伝統的建造物群保存地区の保存・活用活動を実施するちりめん街道を守り育てる会等の団体に対して、与謝野町との連携を深め、活動情報の提供・活動資金の支援を行います。									
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
取組主体	行政	◎	専門家		団体		○	町民		所有者等 ○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他

ケ 「領域4-2 【支える】 情報共有・連携のための場を整備します」への措置

与謝野町と民間が協力して文化財を守り伝え、活用することを推進するため、協働の機会と場所を設ける措置を下記のとおりとします。

58

措置名	与謝野町歴史文化まちづくりの会設置検討事業										
措置内容	○地域の文化財・歴史文化を「自分事」として認識するために、住民と情報共有を行いつつ、住民と協働した文化財事業を推進するための機会「与謝野町歴史文化まちづくりの会（仮称）」の設置を検討します。多様な人・組織がつながる仕組みの創設につなげます。										
措置期間（年度/令和）	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家		団体				町民	○	所有者等
財源	与謝野町	◎	京都府		国				民間自費		寄付他

59

措置名	文化財関係機関広域連携連絡会設置検討事業										
措置内容	○与謝野町と周辺自治体及び関係機関と広域な枠組みで情報共有を行い、連動したテーマ・方向性で事業展開を推進するために、今以上の連携性・連動性のある関係の構築を図ります。まずは、京都府北部市町等で組織している両丹ミュージアム連絡協議会を母体として検討します。 ○各自治体等有する文化財関係計画や立案される事業のうち、与謝野町に関係するものに積極的に関与します。 ・広域連携：京丹後市・伊根町・宮津市・舞鶴市・福知山市の文化財部署 京都府・海の京都 DMO										
措置期間（年度/令和）	9	10	11	12	13	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家		団体				町民		所有者等
財源	与謝野町	◎	京都府		国				民間自費		寄付他

コ 「領域4-3 【支える】 自立的に学び・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます」への措置

文化財を自立的により深く理解し、自主的にその保存と活用を実践していく人材「文化財思い人」を育成するための措置を下記のとおりとします。

60

措置名	文化財保存活用人材「文化財思い人」育成事業										
措置内容	<p>○地域の歴史文化の成り立ちに対して、自発的に疑問を持ち、解明し、発信・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。歴史文化施設等のガイド員養成にも役立つような講座を実施します。</p> <p>・庁内連携：観光行政部署</p> <p>・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。</p>										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

サ 「領域5-1 【受け継ぐ】 文化財の新規の指定等を進めます」への措置

文化財の高い価値を有するものを確実に保存・継承するための措置を下記のとおりとします。

61

措置名	与謝野町文化財新規指定・登録等推進事業									
措置内容	<p>○文化財的な価値を明らかにするために、詳細調査と研究を行い、新規の与謝野町文化財指定等を実施し、保存を図ります。地域計画作成で実施した把握調査に基づき、神社建築・石造物・氏神祭りの屋台懸装品・地籍図・考古資料などを主な対象として進めます。調査と研究の進捗上、2年毎を目安として新規の「文化財指定」を行います。</p> <p>○与謝野町文化財登録制度を適用して、指定等文化財よりも緩やか保存規定である文化財登録を進めます。対象は、把握調査リストから選定します。調査と研究の進捗上、2年毎の新規の「文化財登録」を行います。</p> <p>○与謝野町指定建造物を適切に保存するために、周辺環境ごと保全する「文化財環境保全地区」の設定を検討します。</p>									
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
取組主体	行政	◎ 専門家	○	団体				町民	所有者等	○
財源	与謝野町	◎ 京都府		国				民間自費	寄付他	

シ 「領域5-2 【受け継ぐ】 文化財の適切な保存・維持管理の体制整備を進めます」への措置

文化財の価値を損なわず、より適切な状態で守り伝えるための措置を下記のとおりとします。

62

措置名	国重要文化財「木造女神坐像」維持管理体制整備支援事業									
措置内容	○国重要文化財「木造女神坐像」の安定した保存環境を構築するために、所有者の自立した管理体制を整備するために所有者と調整します。									
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
取組主体	行政	○ 専門家		団体				町民	所有者等	◎
財源	与謝野町	京都府	○	国				民間自費	◎ 寄付他	

63

措置名	国重要文化財「石灯笼」保存環境整備支援事業												
措置内容	○露天状態の国重要文化財「石灯笼」に覆屋を設置するなど保存環境の改善に努めます。 ・財源：管理者負担で文化庁補助の利用を検討します。												
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	○	専門家		団体			町民		所有者等	◎		
財源	与謝野町	○	京都府	○	国		○	民間自費	◎	寄付他			

64

措置名	国重要文化財「123号機関車」等保存環境整備維持管理事業												
措置内容	○国重要文化財「123号機関車」や他の旧加悦鉄道車両の保存と維持管理に努めます。鉄道車両の保存環境の適正を判断するため、定期的な観察を実施します。 ・その他連携：旧加悦駅舎管理団体												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	専門家		団体		○	町民		所有者等	○		
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他			

65

措置名	加悦伝統的建造物群保存地区修理修景事業												
措置内容	○加悦伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の保存のための修理修景事業を推進します。修理周期を延長するための小修理の実施やモニタリングの実施の必要性を周知します。 ・財源：文化庁補助を利用します。												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	◎		
財源	与謝野町	○	京都府	○	国		◎	民間自費	◎	寄付他			

66

措置名	加悦伝統的建造物群保存地区修理修景事務局体制整備検討事業												
措置内容	○加悦伝統的建造物群保存地区を適切に保存・活用するために、行政事務局への歴史的建造物もしくは日本建築史の専門職員の配置に努め、また、日本建築の修理に関して京都府文化財支援コーディネーターや古材文化の会など専門機関から助言を得るために連携を強化し、適切な保存体制の整備を検討します。												
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等			
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他			

67

措置名	加悦伝統的建造物群保存地区保存意識啓発事業												
措置内容	○加悦伝統的建造物群保存地区の適切な保存を推進するため所有者や相続予定者に対して文化財の保存や継承に関する意識啓発を説明会等で繰り返し実施します。ちりめん街道を守り育てる会と連携して機関誌を発行するなどし、対面での説明も含め、関係者全体に対して保存・活用対策の状況をこまめに周知します。												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	専門家			団体			町民			所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府			国			民間自費			寄付他	

68

措置名	加悦伝統的建造物群保存地区空き家対策推進事業												
措置内容	○加悦伝統的建造物群保存地区の持続を図るため、空き家バンク制度や与謝野町移住定住促進制度を運用し、居住者・利用者を募ります。 ・庁内連携：交流人口行政部署												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	専門家			団体			町民			民間業者	○
財源	与謝野町	◎	京都府			国			民間自費			寄付他	

69

措置名	与謝野町文化財保護補助事業再検討事業												
措置内容	○補助制度の上限額の適正・無形民俗文化財など物品整備の補助対象範囲・加悦伝統的建造物群保存地区の補助率の適正に関して再検討に努めます。												
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	専門家			団体			町民			所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府			国			民間自費			寄付他	

70

措置名	滝のツバキ樹勢回復事業												
措置内容	○長寿な巨樹の京都指定文化財（天然記念物）「滝のツバキ」を保存するため、定期的な樹勢診断をし、適切に回復事業を継続実施します。												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体		◎	町民			所有者等		
財源	与謝野町	◎	京都府			国			民間自費			寄付他	

71

措置名	収蔵品防虫・防カビ事業									
措置内容	○保管する古文書等を保存するため、防虫剤の交換や燻蒸を継続実施します。防虫剤交換は年2回、燻蒸は3年に1回です。									
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他

72

措置名	文化財収蔵施設整備検討事業									
措置内容	○増加する資料を保管するために、新たな文化財収蔵施設の確保に努めます。保育所・小学校の統合で空いた施設の利用を検討します。 ○既存の収蔵品の保管環境の整備を検討します。									
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他

ス 「領域5-3 【受け継ぐ】 防災・防火・防犯対策に取り組みます」への措置

文化財を災害から守り伝えるための防災・防火・防犯の措置（73～80）は第9章「文化財の防災・防犯」で説明します。

セ 「領域6-1 【創る】 丹後国・与謝野町という言葉から当地域の歴史文化の特徴のイメージ像が湧くようにします」への措置

丹後国・与謝野町という言葉を見聞きした人たちが、当地域の歴史文化の特徴のイメージ像が湧くようにするための措置は、関連文化財群と文化財保存活用区域を活用して実施します。措置32・34・51・55・57・60・65・67・683は第8章「文化財の一体的・総合的な保存と活用」でも再掲説明し、措置81は第8章で説明します。

第8章 文化財の一体的・総合的な保存と活用

1 関連文化財群について

1-1 関連文化財群の目的

これまでの文化財は、主に個々の文化財を捉え、保存し、活用が進められてきました。そのために、従来は関連性を持った周辺の文化財とは切り離して個別に捉える傾向がありました。この状態を改善するためには、多種多様な文化財を一体的に捉える必要性がありました。

そこで、文化庁は、平成31年（2019年）3月に「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」において、指定・未指定に関わらず複数の文化財を歴史文化の関連性・テーマ・ストーリーによって一定のまとまり・群として捉えた「関連文化財群」という概念を提示しました。これによって、群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用する枠組みを構築することができるようになります。また、まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、相互に結び付いた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることができます。

ストーリー仕立てにすることで、専門家ではない一般の人たちが「イメージ像」を描き易くなり、文化財の保存・活用への理解が深まる効果を想定しています。これによって、所有者・管理者だけでなく、住民らも積極的に関わる「地域総がかり」体制の構築へつなげ、さらに、観光事業などに活かすことで「関係人口づくり」「交流人口づくり」を促すことを期待します。

1-2 関連文化財群の設定

第3章で先述した丹後国域の歴史文化の特徴【異界への扉、丹後国「港」】と与謝野町域の歴史文化の特徴【阿蘇海と大江山とに囲まれて「海陸交差路」】や調査等で把握された文化財から、丹後国域並びに与謝野町域の歴史を俯瞰的に捉えることができるテーマで関連文化財群を設定します。テーマによっては与謝野町外に所在する文化財を含むことで理解しやすくなるものがありますので、文化財が所在する範囲の違いによって関連文化財群をア～ウの3タイプに分けて捉えます。

ア 丹後国関連文化財群

丹後は、和銅6年（713年）に丹波を分割して設定された地域区分で、今の行政範囲では、京丹後市・伊根町・与謝野町・福知山市大江町・舞鶴市域に相当する範囲です。

本地域計画では旧国「丹後国」の範囲を歴史文化圏のまとまりとして捉え、丹後国域に所在する関連した文化財群を【丹後国関連文化財群】とします。この広い範囲の文化財を対象とした関連文化財群に関しては、各文化財が所在する関係市町との協議で設定しました。また、活

用では連携して取り組むものです。なお、一般向けの事業を実施していく中では、丹後国関連文化財群を「丹後国歴史文化遺産」と表記することとも想定しています。

- ・丹後国関連文化財群 1 **いにしへの王「原丹後王統譜」**
- ・丹後国関連文化財群 2 **丹後の鉄道と舞鶴軍港**
- ・丹後国関連文化財群 3 **丹後ちりめん 300 年、絹が織りなす機屋文化**
- ・丹後国関連文化財群 4 **丹後の鬼の伝承と異界の扉**
- ・丹後国関連文化財群 5 **名勝「天橋立」の美、心が語る文学・芸術**

※ その他の丹後国関連文化財群として、戦国時代丹後国守護一色家や江戸時代宮津藩をキーワードとした関連文化財群の設定が想定されるが、現調査状況では未設定としました。

イ 与謝野町関連文化財群

与謝野町内に所在する関連した文化財群を【与謝野町関連文化財群】とします。なお、一般向けの事業を実施していく中では、与謝野町関連文化財群を「与謝野町歴史文化遺産」と表記することとも想定しています。

- ・与謝野町関連文化財群 1 **丹後与謝野の氏神祭、神輿渡御と屋台巡行**
- ・与謝野町関連文化財群 2 **名峰「大江山」の裾野、蕪村が観た与謝の景観**

ウ 自治区関連文化財群

与謝野町内には 24 の自治区があります。自治区の範囲設定の基本が江戸時代の村の範囲である場合が多いため、江戸時代の村範囲がほぼそのまま現在の自治区になっているケースがほとんどです。この伝統的な集団単位である自治区は、それぞれに歴史文化的な特徴を持つことが想定されます。そこで、1 自治区域内ないし接続した複数の自治区域内に所在する関連した文化財群を【自治区関連文化財群】とします。なお、一般向けの事業を実施していく中では、自治区関連文化財群を「自治区歴史文化遺産」と表記することとも想定しています。

また、本地域計画では自治区の枠組みの関連文化財群は設定していませんが、今後、各自治区の意向を受けて、与謝野町と自治区の協働で自治区関連文化財群を作成し、地域の文化財の保存・活用を推進します。

1-3 関連文化財群の概要と保存・活用に関する方針・措置

丹後国域における与謝野町域の歴史文化の特徴を踏まえ、下記の関連文化財群を設定します。

■歴史文化の特徴 A 海路と交易港が生み出す政治経済「丹後国交易海都」

- ・丹後国関連文化財群 1 **いにしへの王「原丹後王統譜」**

概略 原丹後の王墓の系譜は、弥生中期の日吉ヶ丘 1 号墓から弥生時代後期の三坂神社 10 号墓・ガラス釧の大風呂南 1 号墓・赤坂今井墳丘墓に至り、古墳時代前期には湧田山 1 号

墳、「日本海地域三大古墳」の蛭子山 1 号墳・網野銚子山古墳・神明山古墳の大型前方後円墳の造墓としてみるができる。

■歴史文化の特徴 B 鉄道がつなぎ・運ぶ、人・モノ・情報

・丹後国関連文化財群 2 丹後の鉄道と舞鶴軍港

概略 丹後機屋の衣食住の空間は機を中心に営まれ、住宅と機場が一体の一般機屋、大きな資本の織物工場、業界を取り仕切る商家建築、これらが相まって加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）など丹後の町並みをなしている。

■歴史文化の特徴 C 町並みに息づく暮らしと産業

・丹後国関連文化財群 3 丹後ちりめん 300 年、絹が織りなす機屋文化

概略 丹後機屋の衣食住の空間は機を中心に営まれ、住宅と機場が一体の一般機屋、大きな資本の織物工場、業界を取り仕切る商家建築、これらが相まって加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）など丹後の町並みをなしている。

・与謝野町関連文化財群 1 丹後与謝野の氏神祭、神輿渡御と屋台巡行

概略 与謝野町内の氏神祭は、三河内祭の山屋台、加悦谷祭の後野と加悦・算所の芸屋台、これら以外の地域でも多くの太鼓屋台があります。岩滝祭は神輿の渡御があり、神輿祭の風体の特徴となっている。毎年春、与謝野町は「祭りの町」となる。

■歴史文化の特徴 D 海原と湧き水と山並みが創造した伝説文学「丹後と異界」

・丹後国関連文化財群 4 丹後の鬼の伝承と異界の扉

概略 丹後の大江山には、源頼光の酒呑童子退治や麻呂子皇子の鬼退治の伝承がある。京の都からみた鬼の棲む辺境の地・丹後、という視点で見ると単なるおとぎ話になるが、丹後への風土観念「異界に近い境界性」が鬼退治伝承の物語を育てたのだろう。

■歴史文化の特徴 E 丹後の自然景観が創造した文学・芸術

・丹後国関連文化財群 5 名勝「天橋立」の美、心が語る文学・芸術

概略 摩訶不思議な天橋立の景観は、江戸時代には日本三景の一つとされ、様々な眺望地が整えられている。そして、数多くの絵画・短詩を創り出し、文学・芸術の創作意欲を刺激されずにはいられない心の景観として人々を創造の世界へといざなっている。

・与謝野町関連文化財群 2 名峰「大江山」の裾野、蕪村が観た与謝の景観

概略 なだらかな稜線の連なりが単独峰にはない美しさをもつ大江山連峰。大江山の山容や自然、そして裾野に広がる景観は、この地を訪れた文人たちが抱かずにはいられなかった創作意欲の源を今日に至るまで保っており、現代の歌枕として生き続けている。

いにしえの王「原丹後王統譜」

1 ストーリー概要

日本国の誕生以前、日本列島内にはいくつかの地域国家が分立していました。その有力な地域国家の一つが「タニハ」であり、その中核が丹後半島とその周辺を含む「原丹後」地域でした。原丹後の王墓の系譜は、弥生中期の紀元前2世紀の日吉ヶ丘1号墓（方形貼石墓）から弥生時代後期の1世紀の三坂神社10号墓（^{みさか}台状墓）・ガラス釧の大風呂南1号墓・赤坂今井墳丘墓（方丘墓）に至り、さらに、古墳時代前期の3・4世紀には、湧田山1号墳（100m）で顕在化し、その後、「日本海地域三大古墳」の蛭子山1号墳（145m）・網野銚子山古墳（201m）・神明山古墳（190m）の大型前方後円墳の造墓としてみることができます。その富の源泉は、朝鮮半島地域からの「鉄」輸入交易であり、交易拠点の外航港「潟湖」の存在があります。原丹後は、実に約500年間にわたり地域国家群の雄^{ゆう}として日本国誕生の骨格を築いた地域なのです。

2 構成文化財一覧

○与謝野町域

（与謝郡（阿蘇海北岸））

④7千原遺跡（未指定・記念物－遺跡）、④8難波野遺跡（未指定・記念物－遺跡）、④9大風呂南墳墓群（未指定・記念物－遺跡）、⑤0岩滝丸山古墳（未指定・記念物－遺跡）、⑤1法王寺古墳（未指定・記念物－遺跡）、⑤2阿蘇潟湖（阿蘇海）（未指定・記念物－名勝地）

（野田川流域）

⑤3温江遺跡（未指定・記念物－遺跡）、⑤4日吉ヶ丘遺跡（国指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑤5寺岡遺跡（未指定・記念物－遺跡）、⑤6須代遺跡（未指定・記念物－遺跡）、⑤7明石大師山・愛宕山古墳群（国指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑤8温江丸山古墳（未指定・記念物－遺跡）、⑤9温江大塚古墳（未指定・記念物－遺跡）、⑥0白米山古墳（国指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑥1蛭子山古墳群（国指定文化財（史跡）記念物－遺跡）、⑥2作山古墳群（国指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑥3嶋谷東1号墳（京都府指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑥4後野門山1・2号墳（京都府指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑥5七面山古墳（未指定・記念物－遺跡）、⑥6休場西古墳（未指定・記念物－遺跡）、⑥7入谷古墳群（未指定・記念物－遺跡）、⑥8鞭谷5号墳（与謝野町指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑥9ヤンダ古墳群（未指定・記念物－遺跡）、⑦0滝岡田古墳（京都府指定文化財（史跡）記念物－遺跡）、⑦1小森山1号墳（与謝野町指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑦2金屋上司古墳（与謝野町指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）

3 構成文化財に関連する文化財一覧

○京丹後市域

(竹野郡(竹野川中下流域))

①竹野遺跡(未指定・記念物-遺跡)、②奈具・奈具岡遺跡群(未指定・記念物-遺跡)、③大山墳墓群(未指定・記念物-遺跡)、④坂野丘墓(未指定・記念物-遺跡)、⑤神明山古墳(国指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、⑥黒部銚子山古墳(京都府指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、⑦ニゴレ古墳(未指定・記念物-遺跡)、⑧産土山古墳(国指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、⑨願興寺古墳群(未指定・記念物-遺跡)、⑩柘塚古墳(未指定・記念物-遺跡)、⑪大成古墳群(京丹後市指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、⑫片山1号墳(京丹後市指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、⑬高山古墳群(京都府指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、⑭旧竹野潟湖(未指定・記念物-名勝地)、⑮依遅ヶ尾山(未指定・記念物-名勝地)

(福田川流域)

⑯浅後谷南墓(未指定・記念物-遺跡)、⑰網野銚子山古墳(国指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、⑱小銚子古墳(国指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、⑲伝寛平法皇古墳(未指定・記念物-遺跡)、⑳大將軍遺跡(未指定・記念物-遺跡)、㉑離湖古墳(京丹後市指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、㉒岡古墳群(京丹後市指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、㉓旧網野潟湖(未指定・記念物-名勝地)、㉔離湖(未指定・記念物-名勝地)

(丹波郡(竹野川上中流域))

㉕扇谷遺跡(京丹後市指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、㉖途中ヶ丘遺跡(未指定・記念物-遺跡)、㉗古殿遺跡(未指定・記念物-遺跡)、㉘三坂神社墳墓群(未指定・記念物-遺跡)、㉙左坂墳墓群(未指定・記念物-遺跡)、㉚伝比丘尼屋敷墓(未指定・記念物-遺跡)、㉛赤坂今井墳丘墓(国指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、㉜大田南2・5号墳(未指定・記念物-遺跡)、㉝湧田山1号墳(京都府指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、㉞溝谷丸山古墳(未指定・記念物-遺跡)、㉟八幡山古墳群(未指定・記念物-遺跡)、㊱カジヤ古墳(未指定・記念物-遺跡)、㊲黒田2号墳(未指定・記念物-遺跡)、㊳新戸古墳(京丹後市指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、㊴桃谷1号墳(未指定・記念物-遺跡)

(熊野郡(川上谷川流域))

㊵権現山古墳(未指定・記念物-遺跡)、㊶島茶白山古墳(未指定・記念物-遺跡)、㊷岩ヶ鼻古墳(京丹後市指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、㊸平野古墳(未指定・記念物-遺跡)、㊹湯舟坂2号墳(京都府指定文化財(史跡)・記念物-遺跡)、㊺須田古墳群(未指定・記念物-遺跡)、㊻久美浜潟湖(久美浜湾)(未指定・記念物-名勝地)

○宮津市域

(与謝郡(大手川流域))

㊼波路古墳(未指定・記念物-遺跡)

○舞鶴市域

(加佐郡(伊佐津川流域))

㊽切山古墳(未指定・記念物-遺跡)



- 1 日吉ヶ丘遺跡1号墓
- 2 大風呂南1号墓
- 3 赤坂今井墳丘墓
- 4 湧田山1号墳

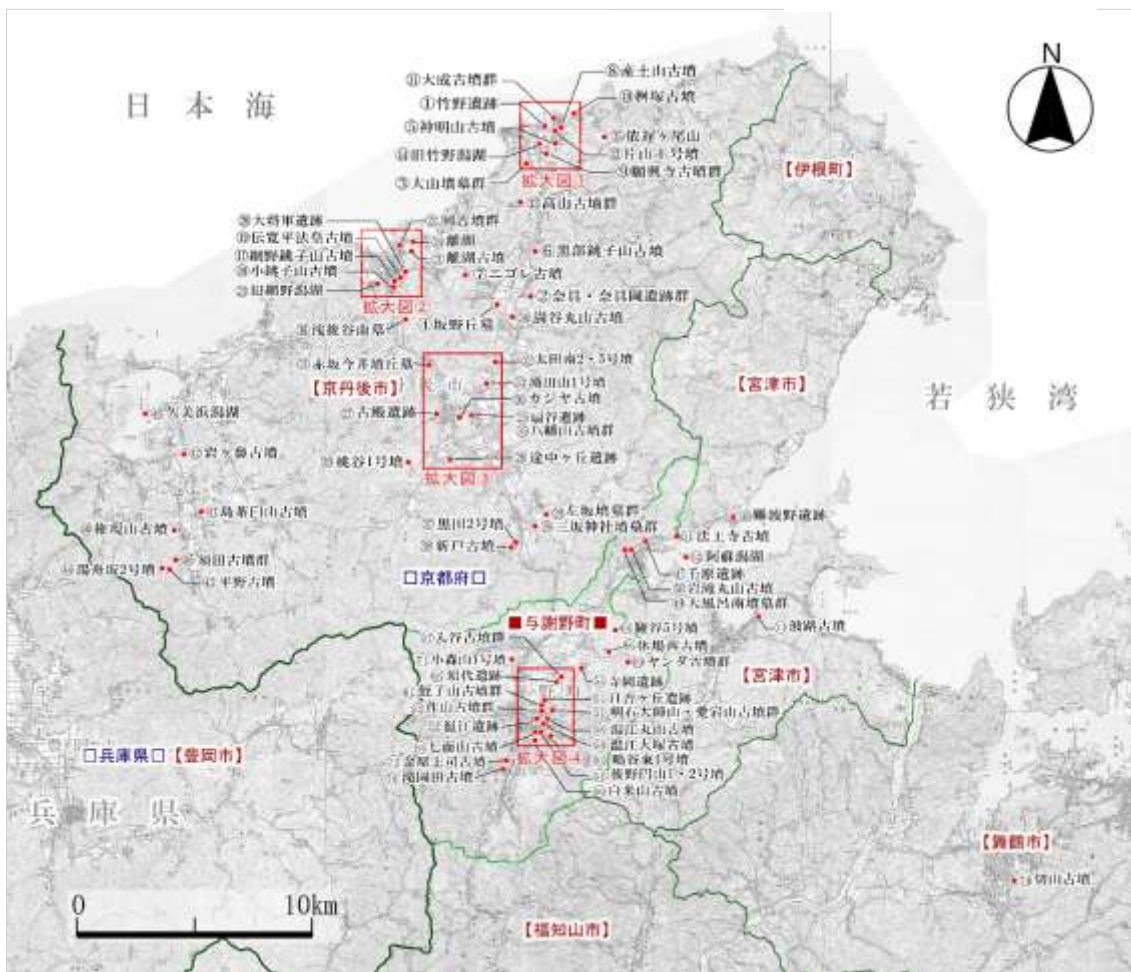


図21 構成文化財とこれに関連する文化財の分布（全体）



図 22 構成文化財に関連する文化財の分布
(拡大図①)



図 23 構成文化財に関連する文化財の分布
(拡大図②)



図 24 構成文化財に関連する文化財の分布
(拡大図③)



図 25 構成文化財に関連する文化財の分布
(拡大図④)

3 課題・方針

丹後国関連文化財群1「いにしへの王「原丹後王統譜」」を用いて、構成する文化財の価値をストーリー仕立てで伝えることによってその保存・活用を図ります。課題・方針は下記のとおりです。

【課題】

・構成文化財の国史跡蛭子山古墳群・国史跡作山古墳群や国史跡白米山古墳・京都府史跡滝岡田古墳などの丹後国前史の当地域の姿を伝える古代遺跡を中心とした文化財の価値を共有するための情報発信と学ぶ場と活用が不足しています。また、これらを支える人材・組織も不足しています。

【方針】

・丹後国以前の古代史の魅力を伝える情報発信と学ぶ場など「知る機会」の提供を推進し、保存・活用を支える人材・組織を作り出します。

4 措置

丹後国関連文化財群1「いにしへの王「原丹後王統譜」」を利用した保存・活用のための措置は下記のとおりです。



1



2



3



4

- 1 網野銚子山古墳
- 2 神明山古墳
- 3 蛭子山1号墳
- 4 黒部銚子山古墳

32 (再掲)

措置名	説明板設置事業										
措置内容	○来訪者用の理解を促すために、毎年数件ずつ、現地に説明板を設置します。 ・庁内連携：観光行政部署										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

34 (再掲)

措置名	文化財ガイド情報誌作成事業										
措置内容	○来訪者の便宜を図るために、古墳マップ等見学用ガイド情報誌を作成します。 ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：京丹後市・宮津市・舞鶴市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	9	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

51 (再掲)

措置名	講座・シンポジウム事業										
措置内容	○丹後国関連文化財群1「いにしへの王「原丹後王統譜」」のストーリーテーマに沿った講座・シンポジウムを通じて、遺跡が示す当地域の歴史文化の基層を明らかにします。 ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：京丹後市・宮津市・舞鶴市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	9	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

55 (再掲)

措置名	現地周遊事業										
措置内容	○現地周遊事業を実施し、保存への理解を促します。また、原丹後王国物語の創出に努めます。 ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：京丹後市・宮津市・舞鶴市の文化財部署や京・都府や海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	9	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

60 (再掲)

措置名	文化財保存活用人材「文化財思い人」育成事業										
措置内容	<p>○来訪者への説明員の養成を行いつつ、次のステップとして、自発的に疑問を持ち、それを解明し、そのことを発信・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。そのための手段の一つとして、「いにしえの王「原丹後王統譜」」現地説明ができる人材育成を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：京丹後市・宮津市・舞鶴市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎ 専門家	○	団体				町民	○	所有者等	○
財源	与謝野町	◎ 京都府	○	国				民間自費		寄付他	

丹後の鉄道と舞鶴軍港

1 ストーリー概要

明治22年(1889年)に第4海軍区鎮守府^{ちんじゆふ}を舞鶴に置くと定められたこと及び京都市への丹後ちりめんの運搬手段対策から、丹後における鉄道建設の機運が高まり、官設・私設ともに数多くの敷設案が計画されました。当時の路線のうち、丹後を囲む官設2路線(舞鶴-豊岡間の宮津線の一部、京都丹後鉄道宮舞線^{みやまい}と宮豊線^{みやとよ})及び宮津と福知山を結ぶ官設1路線(京都丹後鉄道宮福線^{みやふく})が今も現役です。また、この時代の鉄道熱を象徴する動きとして、現在は廃線になっていますが、大正から昭和にかけて、地元住民の出資による小規模な鉄道「加悦鉄道」^{ほくたん}「北丹鉄道」も敷設されました。

2 構成文化財一覧

○与謝野町域

⑤京都丹後鉄道 野田川橋梁(未指定・有形文化財-建造物)、⑥京都丹後鉄道 水戸谷川橋梁(未指定・有形文化財-建造物)、⑭蒸気機関車123号(旧加悦鉄道2号)(国重要文化財(歴史資料)・有形文化財-美術工芸品-歴史資料)、⑮蒸気機関車C160(未指定・有形文化財-美術工芸品-歴史資料)、⑯木造客車ハブ3(与謝野町指定文化財(歴史資料)・有形文化財-美術工芸品-歴史資料)、⑰木造客車ハ4995(与謝野町指定文化財(歴史資料)・有形文化財-美術工芸品-歴史資料)、⑱旧加悦鉄道加悦駅舎(与謝野町指定文化財(建造物)・有形文化財-建造物)、⑲旧加悦鉄道20m下路式転車台跡(未指定・記念物-遺跡)、⑳旧加悦鉄道廃線跡(未指定・記念物-遺跡)、㉑日本冶金専用鉄道 大江山線跡(未指定・記念物-遺跡)、㉒日本冶金専用鉄道 大江山線野田川橋梁(未指定・有形文化財-建造物)、㉓大江山鉾山 回転乾燥炉煙突(未指定・有形文化財-建造物)

3 構成文化財に関連する文化財一覧

○舞鶴市域

①舞鶴旧鎮守府倉庫施設(国重要文化財(建造物)・有形文化財-建造物)、②舞鶴旧鎮守府水道施設(国重要文化財(建造物)・有形文化財-建造物)、③舞鶴線(軍港引き込み線)北吸隧道(国登録文化財(建造物)・有形文化財-建造物)、④京都丹後鉄道 由良川橋梁(未指定・有形文化財-建造物)、⑦JR西日本舞鶴線 伊佐津川橋梁(未指定・有形文化財-建造物)、⑧蒸気機関車C58113(未指定・有形文化財-美術工芸品-歴史資料)

○宮津市域

④京都丹後鉄道 由良川橋梁(未指定・有形文化財-建造物)

○福知山市域

⑨蒸気機関車 C5856 (未指定有形文化財－美術工芸品－・歴史資料)、⑩蒸気機関車 C1140 (未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料)、⑪北丹鉄道 福知山西駅跡 (未指定・記念物－遺跡)、⑫北丹鉄道 第一日藤隧道 (未指定・有形文化財－建造物)、⑬北丹鉄道 第二日藤隧道 (未指定・有形文化財－建造物)



舞鶴旧鎮守府倉庫施設



丹鉄由良川橋梁



旧加悦駅舎と機関車

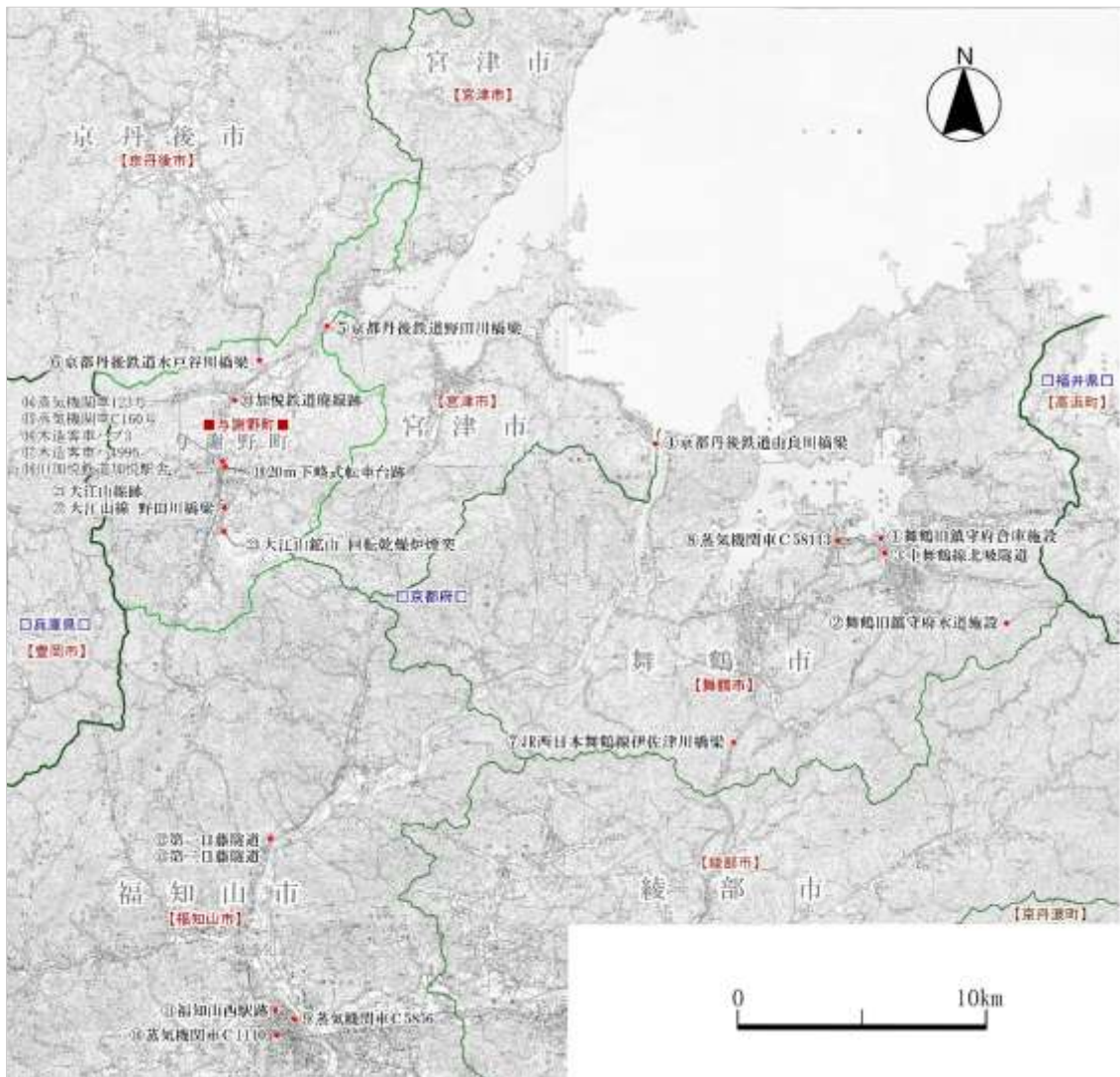


図 26 構成文化財とこれに関連する文化財の分布

3 課題・方針

丹後国関連文化財群2「丹後の鉄道と舞鶴軍港」を用いて、構成する文化財の価値をストーリー仕立てで伝えることによってその保存・活用を図ります。課題・方針は下記のとおりです。

【課題】

- ・構成文化財の旧加悦鉄道加悦駅舎・旧加悦鉄道廃線跡などの地方での鉄道敷設と近代化の様子を伝える鉄道関係資料を中心とした文化財の価値を共有するための情報発信と学ぶ場と活用が不足しています。また、これらを支える人材・組織も不足しています。

【方針】

- ・地方鉄道と近代化の足取りを伝える情報発信と学ぶ場など「知る機会」の提供を推進し、保存・活用を支える人材・組織を作り出します。

4 措置

丹後国関連文化財群2「丹後の鉄道と舞鶴軍港」を利用した保存・活用のための措置は下記のとおりです。

32 (再掲)

措置名	説明板設置事業											
措置内容	○来訪者用の理解を促すために、毎年数件ずつ、現地に説明板を設置します。 ・ 庁内連携：観光行政部署											
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	⑯				
取組主体	行政	◎	専門家		団体				町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国				民間自費		寄付他	

34 (再掲)

措置名	文化財ガイド情報誌作成事業											
措置内容	○来訪者の便宜を図るために、丹後の鉄道遺構など見学用ガイド情報誌を作成します。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 広域連携：宮津市・舞鶴市・福知山市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。											
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	15	16				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体				町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国				民間自費		寄付他	

51 (再掲)

措置名	講座・シンポジウム事業											
措置内容	<p>○丹後国関連文化財群2「丹後の鉄道と舞鶴軍港」のストーリーテーマに沿った講座・シンポジウムを通じて、旧加悦鉄道が示す当地域の歴史文化の基層を明らかにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：宮津市・舞鶴市・福知山市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 											
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等		
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費			寄付他	

55 (再掲)

措置名	現地周遊事業											
措置内容	<p>○現地周遊事業を実施し、保存への理解を促します。また、丹後の鉄道物語の創出に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：宮津市・舞鶴市・福知山市の文化財部署や京・都府や海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 											
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯				
取組主体	行政	◎	専門家			団体			町民			
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費			寄付他	

60 (再掲)

措置名	文化財保存活用人材「文化財思い人」育成事業											
措置内容	<p>○来訪者への説明員の養成を行いつつ、次のステップとして、自発的に疑問を持ち、それを解明し、そのことを発信・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。そのための手段の一つとして、「丹後の鉄道と舞鶴軍港」の現地説明ができる人材育成を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：宮津市・舞鶴市・福知山市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 											
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	○	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費			寄付他	

丹後ちりめん 300 年、絹が織りなす機屋文化

1 ストーリー概要

ガッチャン ガッチャンという機織りの音、丹後は古くから織物の里です。特に絹織物は、正倉院に伝わる奈良時代の「**紵**」、室町時代には都人の注文が相次いだ「丹後精好」、そして、江戸時代には峰山の絹屋佐平治・加悦谷の手米屋小右衛門・山本屋佐兵衛らが京都西陣の技術を習得して「丹後ちりめん織り」が始まります。丹後は、今も着物の生地約6割を生産する国内最大の絹織物産地です。そのしなやかで優れた染色性は、友禪染などの着物の代表的な生地として和装文化を支えてきました。

丹後機屋の衣食住の空間は機を中心^{はた}に営まれ、住宅と機場^{はたば}が一体の一般機屋、大きな資本の織物工場、業界を取り仕切る商家建築、これらが相まって加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）など丹後の町並みをなしています。明治時代以降は交通物流網の整備として鉄道事業が進められ、各地で鉄道敷設要望運動が盛んでした。そうした中、加悦には国鉄が通らず、大正15年・昭和元年（1926年）、丹後ちりめんの富は、ついに100%住民出資で加悦鉄道を開通させました。また、その富は、金刀比羅神社や天満神社、倭文神社などで伝統の氏神祭りとしても華を咲かせました。300年の絹織物産業が織りなした機屋文化は今も丹後人の暮らしの中に息づいています。

2 構成文化財一覧

○与謝野町域

④加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）（国重伝建地区（伝統的建造物群）・伝統的建造物群）、⑤旧尾藤家住宅（国指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、⑥杉本治助家住宅（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、⑦西山機業場の工場群（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、⑧織物見本帖「橋立」（与謝野町指定文化財（工芸品）・有形文化財－美術工芸品－歴史資料）、⑨下村五郎助家住宅（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、⑩下村与七郎家住宅（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、⑪旧加悦鉄道加悦駅舎（与謝野町指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、⑫旧加悦町役場庁舎（京都府指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、⑬旧加悦鉄道2号機関車（123号機関車）（国重要文化財（歴史資料）・有形文化財－美術工芸品－歴史資料）、⑭後野の機屋の町並み（未指定・伝統的建造物群）、⑮三河内の機屋の町並み（未指定・伝統的建造物群）、⑯石田の機屋の町並み（未指定・伝統的建造物群）、⑰岩滝の機屋の町並み（未指定・伝統的建造物群）、⑱岩屋の機屋工場（丹後ちりめん歴史館）（未指定・有形文化財－建造物）、⑲天満神社本殿（京都府指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、⑳加悦・算所の神輿渡御・芸屋台巡行（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉑後野愛宕神社本殿（与謝野町指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、㉒後野の芸屋台巡行（京都府登録文化財「後野の屋台行事」（無形の民

俗文化財)・民俗文化財－無形の民俗文化財)、㉓倭文神社本殿(京都府登録文化財(建造物)・有形文化財－建造物)、㉔三河内曳山祭(京都府登録文化財「三河内の曳山行事」(無形の民俗文化財)・民俗文化財－無形の民俗文化財)、㉕丹後ちりめん岩屋踊り(未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財)、㉖丹後ばらずし(与謝野タイプ)(未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財)、㉗木綿屋六右衛門の墓碑(後野墓地)(未指定・民俗文化財－有形の民俗文化財)、㉘手米屋小右衛門の墓碑(吉祥寺)(未指定・民俗文化財－有形の民俗文化財)、㉙山本屋佐兵衛の墓碑(中岡墓地)(未指定・民俗文化財－有形の民俗文化財)、㉚織物始祖祭(未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財)、㉛金色蚕糸神祭(実相寺)(未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財)、㉜丹後縮緬開始記念碑(未指定・有形文化財－建造物)、㉝縮緬創業記念碑(未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料)、㉞千賀由吉翁顕功之記(未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料)、㉟真名井純一顕彰碑(未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料)、㊱細井和喜蔵碑(未指定・民俗文化財－有形の民俗文化財)、㊲縮緬機屋記録帳(三河内)(未指定・有形文化財－美術工芸品－古文書)、㊳縮緬機屋記録帳(算所)(未指定・有形文化財－美術工芸品－古文書)、㊴杉本治助家文書(未指定・有形文化財－美術工芸品－古文書)、㊵尾藤庄蔵家文書(未指定・有形文化財－美術工芸品－古文書)、㊶下村五郎助家文書(未指定・有形文化財－美術工芸品－古文書)

3 構成文化財に関連する文化財一覧

○京丹後市域

㉑絹屋佐平治の奉納織物(京丹後市指定文化財(歴史資料)・有形文化財－美術工芸品－歴史資料)、㉒吉村家住宅(未指定・有形文化財－建造物)、㉓吉村工場(未指定・有形文化財－建造物)、㉔吉村家別荘(桜山荘)(未指定・有形文化財－建造物)、㉕網野の機屋の町並み(未指定・伝統的建造物群)、㉖弥栄の機屋の町並み(未指定・伝統的建造物群)、㉗金刀比羅神社本殿(未指定・有形文化財－建造物)、㉘金刀比羅神社の神輿渡御・屋台巡行(未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財)、㉙木島神社の狛猫(未指定・有形文化財－美術工芸品－彫刻)、㉚網野神社境内社のこおり蠶織神社本殿(国登録文化財(建造物)・有形文化財－建造物)、㉛丹後ばらずし(京丹後タイプ)(未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財)、㉜丹後ちりめん始祖 森田治郎兵衛翁発祥地(未指定・未分類)、㉝森田治郎兵衛(絹屋佐平治)の墓碑(常立寺)(未指定・民俗文化財－有形の民俗文化財)、㉞峯山藩主京極家墓所(常立寺)(京都府指定文化財(史跡)・記念物－遺跡)、㉟縄の碑(未指定・有形文化財－石造物)、㊱めんちりめん綿縮緬祖 蒲田氏記念碑(未指定・有形文化財－建造物)、㊲丹後縮緬くにわり国練検査記念碑(未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料)、㊳丹後縮緬大会所跡(未指定・記念物－遺跡)

○織物技術

①丹後ちりめん生地(未指定・有形文化財－美術工芸品－工芸品)、③八丁撚糸機(未指定・民俗文化財－有形の民俗文化財)



丹後ちりめん生地



加悦伝統的建造物群保存地区



後野の機屋の町並み



旧尾藤家住宅



旧尾藤家住宅の洋間



西山機業場の工場群



旧加悦鉄道加悦駅舎と機関車



吉村家住宅



吉村家別荘



図 27 構成文化財とこれに関連する文化財の分布（全体）



図 28 構成文化財に関連する文化財の分布 (拡大図①)



図 29 構成文化財に関連する文化財の分布 (拡大図②)

3 課題・方針

丹後国関連文化財群3「丹後ちりめん300年、絹が織りなす機屋文化」を用いて、構成する文化財の価値をストーリー仕立てで伝えることによってその保存・活用を図ります。課題・方針は下記のとおりです。

【課題】

・構成文化財の与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区・旧尾藤家住宅・氏神祭りなどの丹後ちりめん絹織物産業の展開と当地域の近代の足取りを伝える文化財の価値を共有するための情報発信と学ぶ場と活用が不足しています。また、これらを支える人材・組織も不足しています。

【方針】

・丹後ちりめん絹織物産業の展開と当地域の近代の足取りを伝える情報発信と学ぶ場など「知る機会」の提供を推進し、保存・活用を支える人材・組織を作り出します。

4 措置

丹後国関連文化財群3「丹後ちりめん300年、絹が織りなす機屋文化」を利用した保存・活用のための措置は下記のとおりです。



32 (再掲)

措置名	説明板設置事業										
措置内容	○来訪者用の理解を促すために、毎年数件ずつ、現地に説明板を設置します。 ・ 庁内連携：観光行政部署										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

34 (再掲)

措置名	文化財ガイド情報誌作成事業										
措置内容	○来訪者の便宜を図るために、丹後ちりめん機屋文化マップなど見学用ガイド情報誌を作成します。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 広域連携：京丹後市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

51 (再掲)

措置名	講座・シンポジウム事業										
措置内容	○丹後国関連文化財群3「丹後ちりめん 300年、絹が織りなす機屋文化」のストーリーテーマに沿った講座・シンポジウムを通じて、織物産業が示す当地域の歴史文化の基層を明らかにします。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 広域連携：京丹後市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

55 (再掲)

措置名	現地周遊事業										
措置内容	<p>現地周遊事業を実施し、保存への理解を促します。また、丹後ちりめん機屋物語の創出に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 広域連携：京丹後市の文化財部署や京・都府や海の京都 DMO ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

60 (再掲)

措置名	文化財保存活用人材「文化財思い人」育成事業										
措置内容	<p>○来訪者への説明員の養成を行いつつ、次のステップとして、自発的に疑問を持ち、それを解明し、そのことを発信・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。そのための手段の一つとして、「丹後ちりめん 300 年、絹が織りなす機屋文化」の現地説明ができる人材育成を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 広域連携：京丹後市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

丹後与謝野の氏神祭、神輿渡御と屋台巡行

1 ストーリー概要

日本の暮らしの中には氏神が息づいてきました。氏神は村落の人々の暮らしを守り支え、発展させたいという人の願いの心が生み出した無形の存在です。そんな氏神に対して、氏子たちは感謝と願いを込め、年ごとに祭りを行います。

丹後の氏神祭はたくさんの祭り屋台があることが特徴です。特に、与謝野町内の氏神祭は、三河内祭の山屋台、加悦谷祭の後野と加悦・算所の芸屋台、これら以外の地域でも多くの太鼓屋台があります。後野の芸屋台での子供歌舞伎が華を添えています。与謝二ツ岩の担ぎ屋台は唯一現役の担ぎ屋台で、この地域の祭りが大正時代以降に一気に曳き屋台となる以前の江戸・明治時代の姿を伝えるものです。また、岩滝祭は4地区ともに神輿の渡御があり、神輿祭の風体の特徴となっています。毎年春、与謝野町は「祭りの町」となります。

2 構成文化財一覧

○氏神の春例祭の民俗芸能

①板列稻荷神社の春例祭の民俗芸能（与謝野町指定文化財「岩滝の獅子神楽」（無形の民俗文化財）・民俗文化財－無形の民俗文化財）、②木積神社の春例祭の民俗芸能（京都府登録文化財「木積神社祭の神楽、太刀振、笹ばやし」（無形の民俗文化財）・民俗文化財－無形の民俗文化財）、③板列八幡神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、④大宮神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑤物部神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑥稲崎神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑦大命神社の春例祭の民俗芸能（与謝野町指定文化財「大命神社の笹ばやし」（無形の民俗文化財）・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑧多田神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑨明境神社・小聖神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑩苦無神社・弥刀神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑪倭文神社の春例祭の民俗芸能（京都府登録文化財「三河内の曳山行事」（無形の民俗文化財）・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑫八幡神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑬深田神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑭阿知江山部神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑮天満神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑯愛宕神社の春例祭の民俗芸能（京都府登録文化財「後野の屋台行事」（無形の民俗文化財）・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑰一宮神社・七谷神社・二宮神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑱大虫神社・小虫神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑲日吉神社・須代神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑳山添神社・愛宕神社・三谷神社・一之坂神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉑国守神社・長宮神社の

春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑳柴神社・二ツ岩神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉑上宮神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉒下宮神社・武神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉓宇豆貴神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉔菊部神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉕畠中神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉖鎌倉神社・巖島神社の春例祭の民俗芸能（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）

○その他

㉗岩滝大行列（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉘丹後ばらずし（与謝野タイプ）（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉙与謝野べうどん（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）

3 課題・方針

与謝野町関連文化財群1「丹後与謝野の氏神祭、神輿渡御と屋台巡行」を用いて、構成する文化財の価値をストーリー仕立てで伝えることによってその保存・活用を図ります。課題・方針は下記のとおりです。

【課題】

- ・構成文化財の天満神社氏神祭など与謝野町内の氏神祭は、山と屋台の巡行・神輿の渡御・神楽舞・太刀振り・笹囃子など豊富な民俗芸能として丹後ちりめん絹織物産業の富が花開いたもので、その文化財の価値を共有するための情報発信と学ぶ場と活用が不足しています。また、これらを支える人材・組織も不足しています。

【方針】

- ・丹後ちりめん絹織物産業の富が花開いた氏神祭の山と屋台の巡行・神輿の渡御・神楽舞・太刀振り・笹囃子など豊富な民俗芸能の情報発信と学ぶ場など「知る機会」の提供を推進し、保存・活用を支える人材・組織を作り出します。

4 措置

与謝野町関連文化財群1「丹後与謝野の氏神祭、神輿渡御と屋台巡行」を利用した保存・活用のための措置を下記のとおりとします。



図 30 構成文化財の分布

32 (再掲)

措置名	説明板設置事業										
措置内容	○来訪者用の理解を促すために、毎年数件ずつ、現地に説明板を設置します。 ・ 庁内連携：観光行政部署										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

34 (再掲)

措置名	文化財ガイド情報誌作成事業										
措置内容	○来訪者の便宜を図るために、祭りマップなど見学用ガイド情報誌を作成します。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 広域連携：海の京都 DMO ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	⑪	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体		○	町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

51 (再掲)

措置名	講座・シンポジウム事業										
措置内容	○与謝野町関連文化財群1「丹後与謝野の氏神祭、神輿渡御と屋台巡行」のストーリーテーマに沿った講座・シンポジウムを通じて、氏神祭が示す当地域の歴史文化の基層を明らかにします。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 広域連携：海の京都 DMO ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	⑫	⑬	⑭	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

55 (再掲)

措置名	現地周遊事業										
措置内容	○現地周遊事業を実施し、保存への理解を促します。また、与謝野の氏神祭り物語の創出に努めます。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 広域連携：海の京都 DMO ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	⑫	⑬	⑭	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

60 (再掲)

措置名		文化財保存活用人材「文化財思い人」育成事業									
措置内容	<p>○来訪者への説明員の養成を行いつつ、次のステップとして、自発的に疑問を持ち、それを解明し、そのことを発信・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。そのための手段の一つとして、「丹後与謝野の氏神祭、神輿渡御と屋台巡行」の現地説明ができる人材育成を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	



岩滝連合区

男山区

弓木区

石田区



石川区

下山田区

上山田区

三河内区



四辻区

幾地区

岩屋区

加悦区・算所区



加悦奥区

後野区

温江区

明石区



香河区

金屋区

与謝区

滝区

丹後の鬼の伝承と異界の扉

1 ストーリー概要

丹後には大江山には、源頼光の酒吞童子退治や麻呂子皇子の鬼退治の伝承があります。これらは京の都からみた鬼の棲む辺境の地・丹後、という視点で見ると単なるおとぎ話になってしまいます。しかしそうではなく、鬼退治の舞台が丹後であり、鬼の所業が都にとって看過できないほど重大なこととして捉えられているという視点で読み解いた時、丹後という地の重要性が浮かび上がってきます。鬼とは何でしょうか。鬼退治に向かった源頼光が修験者の姿をしているのは何故でしょうか。何故、聖徳太子の異母弟の麻呂子皇子が鬼退治をしたのでしょうか。これらの疑問を紐解くキーワードに境界というものがあります。境界とは、交通の要衝でもあり、人々が往来し、富や技術などが集積する地点で、丹後もそういう場所で、違う世界に通じるところと考えられていました。つまり、丹後への風土観念が持つ「異界に近い境界性」が鬼退治伝承の物語を大きく育てたのでしょう。

2 構成文化財一覧

○与謝野町域

①大江山連峰（未指定・記念物－名勝地）、②鬼の岩屋（未指定・記念物－名勝地）、③池ヶ成公園（未指定・記念物－名勝地）、④二ツ岩（未指定・記念物－名勝地）、⑤大虫神社本殿（未指定・有形文化財－建造物）、⑥施薬寺本堂（未指定・有形文化財－建造物）

3 構成文化財に関連する文化財一覧

○福知山市域

①大江山連峰（未指定・記念物－名勝地）、⑧清園寺本堂（未指定・有形文化財－建造物）、⑯如来院本堂（未指定・有形文化財－建造物）、⑰鬼嶽稻荷神社本殿（未指定・有形文化財－建造物）

○京丹後市域

⑨元興寺跡／願興寺跡（未指定・記念物－遺跡）、⑩神宮寺跡（未指定・記念物－遺跡）、⑪等楽寺本堂（未指定・有形文化財－建造物）、⑫成願寺跡（未指定・記念物－遺跡）、⑬円頓寺本堂（未指定・有形文化財－建造物）、⑭美多良志荒神本殿（未指定・有形文化財－建造物）、⑮末社斎宮神社本殿（竹野神社）（京都府登録文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、⑯間人海岸（未指定・記念物－名勝地）、⑰熊野神社本殿（未指定・有形文化財－建造物）、⑱熊野新宮神社本殿（未指定・有形文化財－建造物）、⑲熊野若宮三社神社本殿（未指定・有形文化財－建造物）

○宮津市域

- ①大江山連峰（未指定・記念物－名勝地）、⑦成相寺旧境内（国指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑭成願寺本堂（未指定・有形文化財－建造物）

○舞鶴市域

- ⑬多禰寺本堂（未指定・有形文化財－建造物）

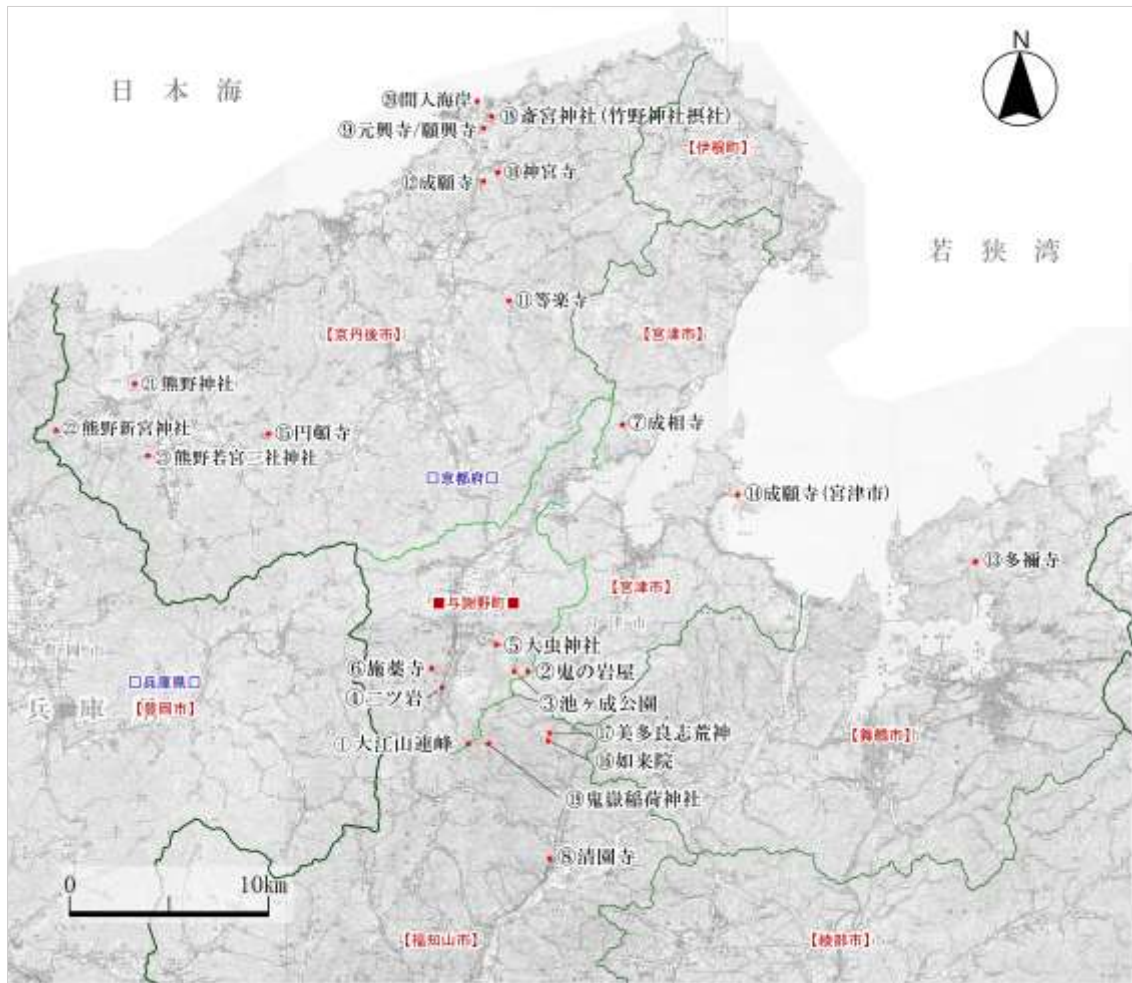


図 31 構成文化財とこれに関連する文化財の分布

3 課題・方針

丹後国関連文化財群4「丹後の鬼の伝承と異界の扉」を用いて、構成する文化財の価値をストーリー仕立てで伝えることによってその保存・活用を図ります。課題・方針は下記のとおりです。

【課題】

- ・構成文化財の大虫神社本殿・ニツ岩などの大江山の鬼伝承を伝える文化財の価値を共有するための情報発信と学ぶ場と活用が不足しています。また、これらを支える人材・組織も不足しています。

【方針】

- ・大江山の鬼と異界性の情報発信と学ぶ場など「知る機会」の提供を推進し、保存・活用を支える人材・組織を作り出します。

4 措置

丹後国関連文化財群4「丹後の鬼の伝承と異界の扉」を利用した保存・活用のための措置は下記のとおりです。



1



2



3



4



5

- 1 大江山連峰
- 2 鬼の岩屋
- 3 大虫神社
- 4 ニツ岩
- 5 間人海岸（立岩）

32 (再掲)

措置名	説明板設置事業												
措置内容	○来訪者用の理解を促すために、毎年数件ずつ、現地に説明板を設置します。 庁内連携：観光行政部署												
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	15	16					
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	○		
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他			

34 (再掲)

措置名	文化財ガイド情報誌作成事業												
措置内容	○来訪者の便宜を図るために、鬼伝承地マップなど見学用ガイド情報誌を作成します。 ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：京丹後市・宮津市・舞鶴市・福知山市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。												
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	15	16					
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等			
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他			

51 (再掲)

措置名	講座・シンポジウム事業												
措置内容	○丹後国関連文化財群4「丹後の鬼の伝承と異界の扉」のストーリーテーマに沿った講座・シンポジウムを通じて、鬼伝承が示す当地域の歴史文化の特徴の基層を明らかにします。 ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：京丹後市・宮津市・舞鶴市・福知山市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。												
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	⑫	⑬	14	15	16					
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等			
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他			

55 (再掲)

措置名	現地周遊事業										
措置内容	<p>○現地周遊事業を実施し、保存への理解を促します。また、鬼の国物語の創出に努めます。</p> <p>・庁内連携：観光行政部署</p> <p>・広域連携：京丹後市・宮津市・舞鶴市・福知山市の文化財部署や京・都府や海の京都 DMO</p> <p>・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

60 (再掲)

措置名	文化財保存活用人材「文化財思い人」育成事業										
措置内容	<p>○来訪者への説明員の養成を行いつつ、次のステップとして、自発的に疑問を持ち、それを解明し、そのことを発信・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。そのための手段の一つとして、「丹後の鬼の伝承と異界の扉」の現地説明ができる人材育成を実施します。</p> <p>・庁内連携：観光行政部署</p> <p>・広域連携：京丹後市・宮津市・舞鶴市・福知山市の文化財部署や京都府や海の京都 DMO</p> <p>・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	⑫	⑬	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

名勝「天橋立」の美、心が語る文学・芸術

1 ストーリー概要

浅瀬の海を区切る一筋の白砂青松。その摩訶不思議な天橋立の景観は、古来より、難波野遺跡のように祭祀の舞台となり、成相寺や籠神社、智恩寺など多くの寺社を作り、宗教的空間と政治的空間が融合する文化景観となりました。江戸時代には日本三景の一つとされ、現在では「飛龍観」「一字観」「昇龍観」「斜め一文字」「雪舟観」「天平観」などと命名され、様々な眺望地が整えられています。そして、丹後国風土記逸文「天橋立」や雪舟「天橋立図」、小式部内侍や与謝野鉄幹・晶子らの作品など数多くの絵画・短詩を創り出し、文学・芸術の創作意欲を刺激されずにはいられない心の景観として人々を創造の世界へといざなっています。

2 構成文化財一覧

○与謝野町域

(天橋立)

⑤阿蘇海（未指定・記念物－名勝地）

(阿蘇海北岸)

④板列八幡神社本殿（京都府暫定登録文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、④落合尚文・与謝野鉄幹・晶子歌碑（未指定・有形文化財－石造物）、④男山の町並み（未指定・伝統的建造物群）、④大内峠（一字観）（未指定・記念物－名勝地）、④蝶夢句碑（未指定・有形文化財－石造物）、④与謝野鉄幹・晶子歌碑（未指定・有形文化財－石造物）、④河東碧梧桐句碑（未指定・有形文化財－石造物）、④岩滝の町並み（未指定・伝統的建造物群）

3 構成文化財に関連する文化財一覧

○宮津市域

(天橋立)

①天橋立（特別名勝）、②雪舟筆「天橋立図」（国宝（絵画）・有形文化財－美術工芸品－絵画）、③天橋立神社本殿（未指定・有形文化財－建造物）、④磯清水（未指定・記念物－名勝地）、⑤阿蘇海（未指定・記念物－名勝地）、⑥宮津湾（未指定・記念物－名勝地）、⑦与謝蕪村句碑（未指定・有形文化財－石造物）、⑧与謝野鉄幹・晶子歌碑（未指定・有形文化財－石造物）

(阿蘇海北岸（府中）)

⑨難波野遺跡（未指定・記念物－遺跡）、⑩真名井神社（未指定・記念物－遺跡）、⑪真名井神社本殿（京都府指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、⑫真名井川（未指定・記念物－名勝地）、⑬籠神社（未指定・記念物－遺跡）、⑭籠神社本殿（京都府指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、⑮末社恵比寿神社本殿（京都府指定文化財の附（建造物）・有形文化財－建造物）、⑯籠神社石造狛犬（国重要文化財（彫

刻)有形文化財－美術工芸品－彫刻)、⑰麓神社本殿(未指定・有形文化財－建造物)、⑱江之姫神社本殿(未指定・有形文化財－建造物)、⑲天神神社本殿(未指定・有形文化財－建造物)、⑳成相山(未指定・記念物－名勝地)、㉑成相寺(未指定・記念物－遺跡)、㉒成相寺本堂(京都府指定文化財(建造物)・有形文化財－建造物)、㉓成相寺鎮守堂(京都府指定文化財(建造物)・有形文化財－建造物)、㉔成相寺鐘楼(宮津市指定文化財「梵鐘」(工芸品)・有形文化財－美術工芸品－工芸品)、㉕成相寺鉄湯船(国重要文化財(工芸品)・有形文化財－美術工芸品－工芸品)、㉖成相寺板碑群(宮津市指定文化財(有形の民俗文化財)・民俗文化財－有形の民俗文化財)、㉗成相寺旧境内(国指定文化財(史跡)・記念物－遺跡)、㉘成相寺のタブノキ(京都府指定文化財(天然記念物)・記念物－動物・植物・地質鉱物)、㉙成相寺の逆スギ(宮津市指定文化財(天然記念物)・記念物－動物・植物・地質鉱物)、㉚成相寺奥の院(未指定・記念物－遺跡)、㉛成相寺参詣道(未指定・記念物－遺跡)、㉜大谷寺本堂(未指定・有形文化財－建造物)、㉝慈光寺本堂(未指定・有形文化財－建造物)、㉞丹後国分寺跡(国指定文化財(史跡)・記念物－遺跡)、㉟国分寺本堂(未指定・有形文化財－建造物)、㊱飯役社(未指定・有形文化財－建造物)、㊲府中の町並み(未指定・伝統的建造物群)、㊳溝尻の舟屋(未指定・伝統的建造物群)、㊴傘松公園(斜め一文字、昇龍観)(未指定・記念物－名勝地)、㊵成相山山頂展望台(未指定・記念物－名勝地)

(阿蘇海南岸(文殊))

㊶智恩寺(未指定・記念物－遺跡)、㊷智恩寺多宝塔(国重要文化財(建造物)・有形文化財－建造物)、㊸智恩寺三門(京都府指定文化財(建造物)・有形文化財－建造物)、㊹智恩寺文殊堂(京都府指定文化財(建造物)・有形文化財－建造物)、㊺智恩寺石造宝篋印塔(宮津市指定文化財(建造物)・有形文化財－建造物)、㊻智恩寺鉄湯船(国重要文化財(工芸品)・有形文化財－美術工芸品－工芸品)、㊼智恩寺石造地藏菩薩立像(宮津市指定文化財(彫刻)・有形文化財－美術工芸品－彫刻)、㊽智恩寺「対潮庵」跡(悠龍観)(未指定・記念物－名勝地)、㊾三角五輪塔(宮津市指定文化財(建造物)・有形文化財－建造物)、㊿保昌塚(未指定・記念物－遺跡)、㊱涙ヶ磯(未指定・記念物－名勝地)、㊲玄妙遊園(飛龍観)(未指定・記念物－名勝地)、㊳桜山展望所(未指定・記念物－名勝地)、㊴昭和天皇御製歌碑(未指定・有形文化財－石造物)、㊵大天橋・小天橋(未指定・有形文化財－建造物)、㊶智恩寺門前町(未指定・伝統的建造物群)

(宮津湾東岸(栗田半島))

㊷雪舟観展望所(未指定・記念物－名勝地)

○舞鶴市域・伊根町域

(若狭湾とその沿岸)

㊸冠島・杵島(未指定・記念物－名勝地)、㊹宇良神社本殿(国登録文化財(建造物)・有形文化財－建造物)、㊺新井崎神社本殿(未指定・有形文化財－建造物)

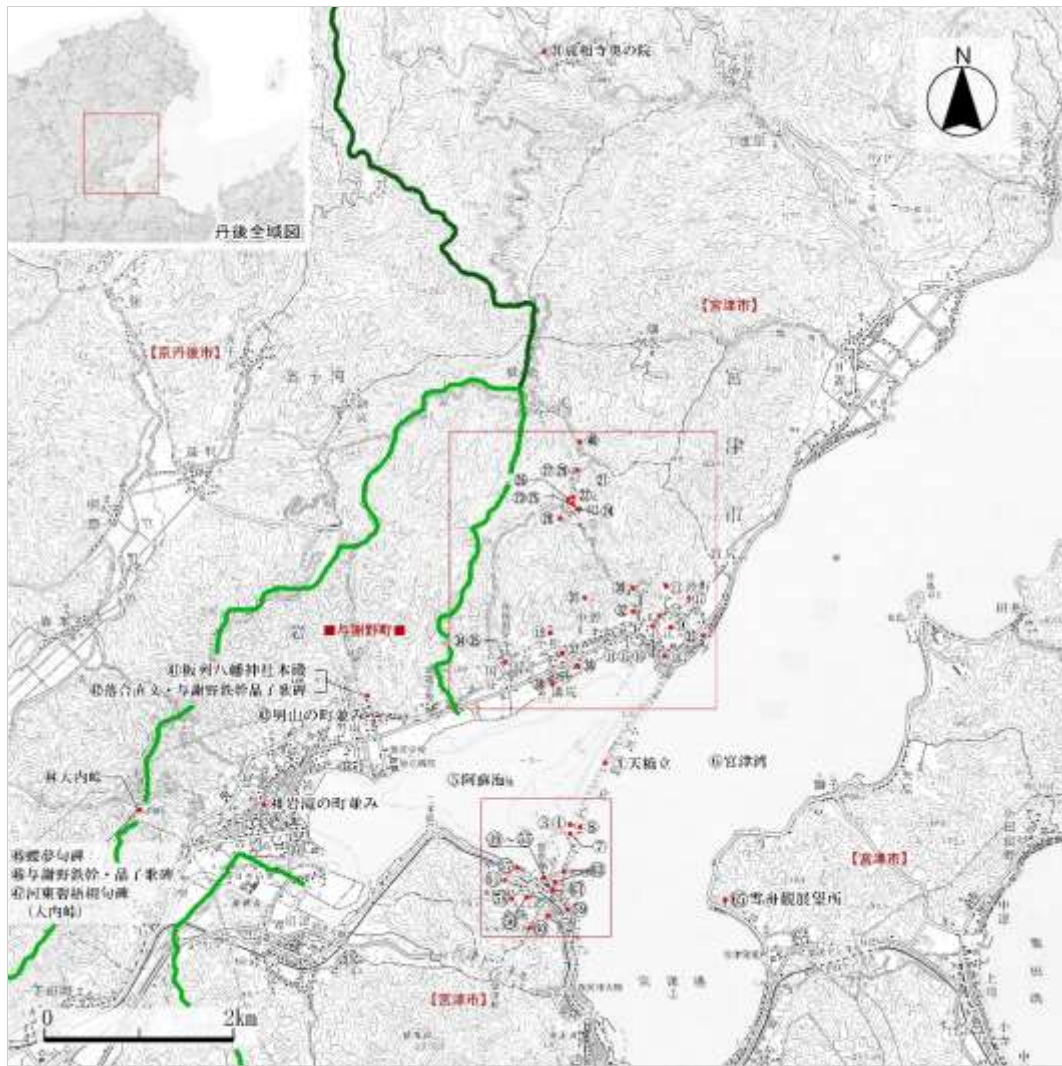


図 32 構成文化財とこれに関連する文化財の分布（広域①）



- 1 文殊側からの天橋立
- 2 府中側からの天橋立
- 3 栗田半島からの天橋立
- 4 大内峠からの天橋立
- 5 国分寺跡からの天橋立
- 6 河東碧梧桐句碑
- 7 蝶夢句碑
- 8 与謝野鉄幹・晶子歌碑
- 9 落合尚文・与謝野鉄幹・晶子歌碑

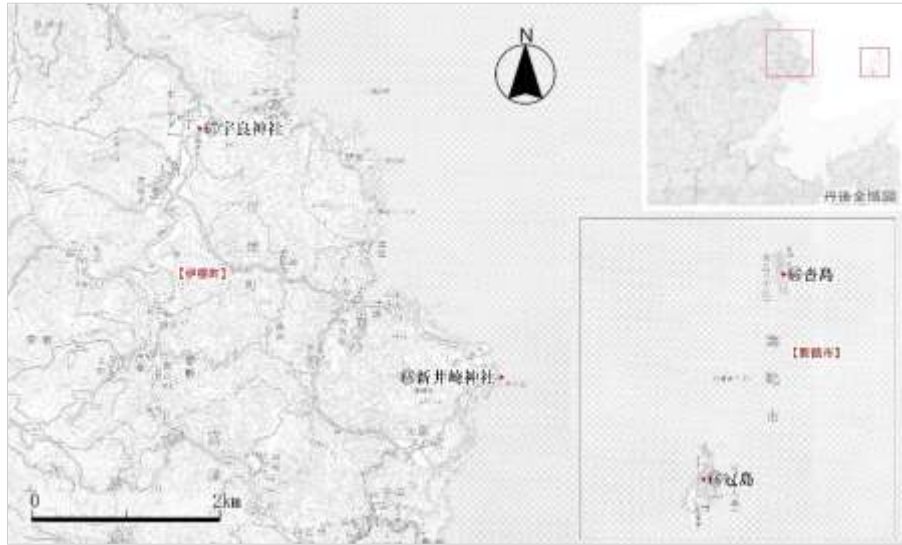


図 33 構成文化財に関連する文化財の分布（広域②）



図 34 構成文化財に関連する文化財の分布
（拡大図、北側：府中）

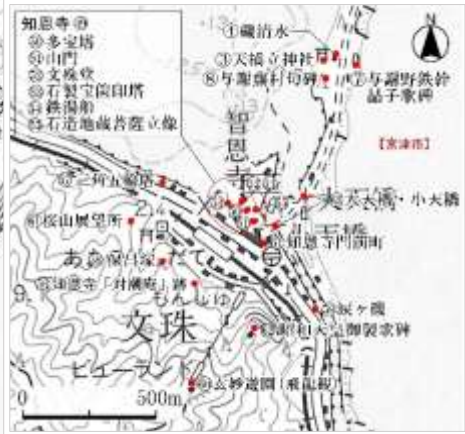


図 35 構成文化財に関連する文化財の分布
（拡大図、南側：文殊）

3 課題・方針

丹後国関連文化財群5「名勝「天橋立」の美、心が語る文学・芸術」を用いて、構成する文化財の価値をストーリー仕立てで伝えることによってその保存・活用を図ります。課題・方針は下記のとおりです。

【課題】

- ・構成文化財の一字観公園などの天橋立を愛でる景観地にある文化財の価値を共有し、世界遺産の登録を目指す上でも、情報発信と学ぶ場と活用が不足しています。また、これらを支える人材・組織も不足しています。

【方針】

- ・京都府・宮津市と連携し、天橋立の景観地の情報発信と学ぶ場など「知る機会」の提供等さまざまな取り組みを推進し、保存・活用を支える人材・組織を作り出します。

4 措置

丹後国関連文化財群5「名勝「天橋立」の美、心が語る文学・芸術」を利用した保存・活用のための措置は下記のとおりです。

32 (再掲)

措置名	説明板設置事業										
措置内容	○来訪者用の理解を促すために、毎年数件ずつ、現地に説明板を設置します。 ・庁内連携：観光行政部署										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

34 (再掲)

措置名	文化財ガイド情報誌作成事業										
措置内容	○来訪者の便宜を図るために、天橋立を愛でるスポット見学用ガイド情報誌を作成します。 ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：京丹後市・伊根町・宮津市・舞鶴市の文化財部署や京都府や海の京都DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

51 (再掲)

措置名	講座・シンポジウム事業										
措置内容	<p>○丹後国関連文化財群5「名勝「天橋立」の美、心が語る文学・芸術」のストーリーテーマに沿った講座・シンポジウムを通じて、天橋立景観が示す当地域の歴史文化の基層を明らかにします。</p> <p>・庁内連携：観光行政部署</p> <p>・広域連携：京丹後市・伊根町・宮津市・舞鶴市の文化財部署や京都府や海の京都DMO</p> <p>・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

55 (再掲)

措置名	現地周遊事業										
措置内容	<p>○現地周遊事業を実施し、保存への理解を促します。また、「天橋立と心」の創出に努めます。</p> <p>・庁内連携：観光行政部署</p> <p>・広域連携：京丹後市・伊根町・宮津市・舞鶴市の文化財部署や京都府や海の京都DMO</p> <p>・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

60 (再掲)

措置名	文化財保存活用人材「文化財思い人」育成事業										
措置内容	<p>○来訪者への説明員の養成を行いつつ、次のステップとして、自発的に疑問を持ち、それを解明し、そのことを発信・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。そのための手段の一つとして、「名勝「天橋立」の美、心が語る文学・芸術」の現地説明ができる人材育成を実施します。</p> <p>・庁内連携：観光行政部署</p> <p>・広域連携：京丹後市・伊根町・宮津市・舞鶴市の文化財部署や京都府や海の京都DMO</p> <p>・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。</p>										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	⑬	⑭	⑮	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

名峰「大江山」の裾野、蕪村が観た与謝の景観

1 ストーリー概要

なだらかな稜線の連なりが単独峰にはない美しさをもつ大江山連峰。丹後半島を区切るこの連峰は与謝峠からの加悦谷平野の眺望をも生み出すと同時に、その奥にある仙境としての天橋立や浦島伝説の残る伊根へと至る道中の門として立ちはだかり、鬼退治伝説が生まれるなど、さまざまな文学的イメージを醸成しました。江戸時代にこの地を訪れた蕪村は多くの絵画作品を残し、また大江山に取材した俳句作品を後年に至るまで残しています。近世・近代には蕪村来訪以降も富岡鉄斎や与謝野鉄幹・晶子などさまざまな文人・墨客が訪れ、大江山とその裾野にひろがる風光を文学的・芸術的源泉として自作品に昇華しています。大江山の山容や自然、そして裾野に広がる景観は、この地を訪れた文人たちが抱かずにはいられなかった創作意欲の源を今日に至るまで保っており、現代の歌枕として生き続けています。

2 構成文化財一覧

○大江山

①大江山連峰（未指定・記念物－名勝地）、②鬼の岩屋（未指定・記念物－名勝地）、③与謝峠からみた加悦谷の景観（未指定・文化的景観）、④温江の景観（未指定・文化的景観）、⑤礼巖法師追念碑（未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料）、⑥与謝野鉄幹歌碑（未指定・有形文化財－石造物）、⑦鉄幹色紙「飛ぶ雲に～」(未指定・有形文化財－美術工芸品－書跡)、⑧鉄幹掛軸「雲早し～」(未指定・有形文化財－美術工芸品－書跡・典籍)、⑨晶子「大江山詠草六首屏風」(未指定・有形文化財－美術工芸品－書跡・典籍)、⑩晶子掛軸「小半日～」(未指定・有形文化財－美術工芸品－書跡・典籍)、⑪温江妙見堂俳額（京都府暫定登録文化財（歴史資料）・有形文化財－美術工芸品－歴史資料）、⑫柴神社俳額（京都府暫定登録文化財（歴史資料）・有形文化財－美術工芸品－歴史資料）、⑬下宮神社俳額（京都府暫定登録文化財（歴史資料）・有形文化財－美術工芸品－歴史資料）、⑭和泉式部の和歌「まちびとは～」(未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料)、⑮光俊朝臣の和歌「はるがすみ～」(未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料)

○野田川

⑯野田川（未指定・記念物－名勝地）、⑰与謝蕪村句碑「夏河を～」(未指定・有形文化財－石造物)、⑱野田川のサケの遡上（未指定・記念物－動物・植物・地質鉱物）

○町並み

⑲加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）（重要伝統的建造物群保存地区・伝統的建造物群）、⑳旧尾藤家住宅（国指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、㉑尾藤家住宅襖絵群（与謝野町指定文化財（絵画）・有形文化財－美術工芸品－絵画）、㉒鉄斎の硯と墨（未指定・有形文化財－美術工芸品－工芸品）、㉓鉄斎筆「白雲双肩・煙波世界」(未指定・有形文化財－美術工芸品－絵画)

○蕪村

②④施薬寺本堂（未指定・有形文化財－建造物）、②⑤蕪村筆「紙本墨書 方士求不死薬図」（京都府指定文化財（絵画）・有形文化財－美術工芸品－絵画）、②⑥蕪村筆「山水花鳥人物図」（未指定・有形文化財－美術工芸品－絵画）、②⑦蕪村筆「天橋図賛」（未指定・有形文化財－美術工芸品－絵画）、②⑧蕪村筆「三つの朝自画賛」（未指定・有形文化財－美術工芸品－絵画）、②⑨蕪村筆「白拍子自画賛」（未指定・有形文化財－美術工芸品－絵画）

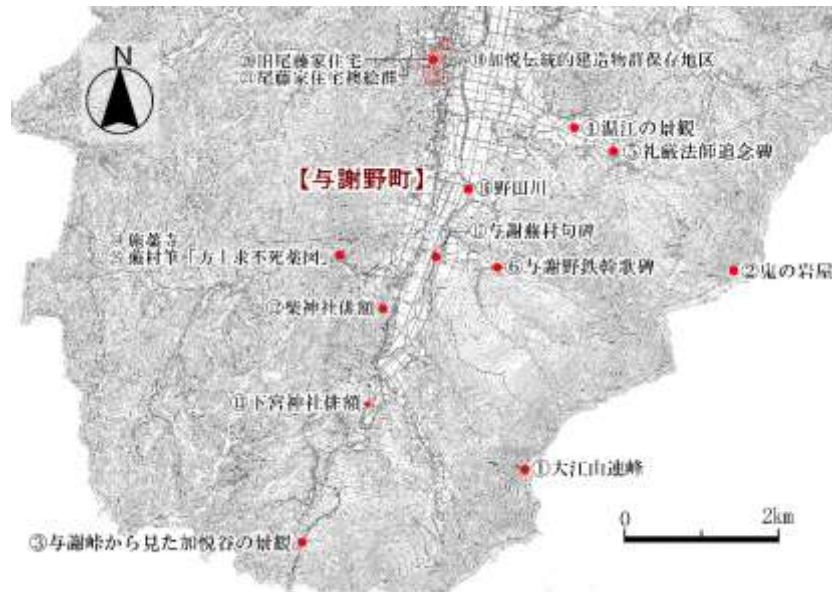


図 36 構成文化財の分布

3 課題・方針

与謝野町関連文化財群2「名峰「大江山」の裾野、蕪村が観た与謝の景観」を用いて、構成する文化財の価値をストーリー仕立てで伝えることによってその保存・活用を図ります。課題・方針は下記のとおりです。

【課題】

・構成文化財の大江山連峰と加悦谷の景観とこれらに関する短詩文学作品などの文化財の価値を共有するための情報発信と学ぶ場と活用が不足しています。また、これらを支える人材・組織も不足しています。

【方針】

・大江山連峰と加悦谷の景観とこれらに関する短詩文学作品などの情報発信と学ぶ場など「知る機会」の提供を推進し、保存・活用を支える人材・組織を作り出します。



大江山連峰



与謝岬からみた加悦谷の景観



温江の景観

4 措置

与謝野町関連文化財群2「名峰「大江山」の裾野、蕪村が観た与謝の景観」を利用した保存・活用のための措置は下記のとおりです。

32 (再掲)

措置名	説明板設置事業											
措置内容	○来訪者用の理解を促すために、毎年数件ずつ、現地に説明板を設置します。 ・ 庁内連携：観光行政部署											
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯				
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	○	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他		

34 (再掲)

措置名	文化財ガイド情報誌作成事業											
措置内容	○来訪者の便宜を図るために、大江山連峰を愛でるスポット見学用ガイド情報誌を作成します。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 広域連携：海の京都 DMO ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。											
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯				
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等		
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他		

51 (再掲)

措置名	講座・シンポジウム事業										
措置内容	<p>○与謝野町関連文化財群2「名峰「大江山」の裾野、蕪村が観た与謝の景観」のストーリーテーマに沿った講座・シンポジウムを通じて、当地域の大江山連峰景観による創作活動が示す当地域の歴史文化の基層を明らかにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

55 (再掲)

措置名	現地周遊事業										
措置内容	<p>○現地周遊事業を実施し、保存への理解を促します。また、「大江山連峰と心」の創出に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

60 (再掲)

措置名	文化財保存活用人材「文化財思い人」育成事業										
措置内容	<p>○来訪者への説明員の養成を行いつつ、次のステップとして、自発的に疑問を持ち、それを解明し、そのことを発信・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。そのための手段の一つとして、「名峰「大江山」の裾野、蕪村が観た与謝の景観」の現地説明ができる人材育成を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携：観光行政部署 ・広域連携：海の京都 DMO ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

2 文化財保存活用区域について

2-1 文化財保存活用区域の目的

文化財保存活用区域とは、歴史的に重要な文化財が特定のエリアに多数集中している区域を核として、その周辺環境を含め、与謝野町の歴史文化の特徴を示す空間を創出するための計画区域です。

指定・未指定に関わらず多様な文化財が集中するエリアを計画区域として設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待されます。これによって、所有者・管理者だけでなく、住民らも積極的に関わる「地域総がかり」体制の構築へつなげ、さらに、観光事業などに活かすことで「関係人口づくり」「交流人口づくり」を促すことを期待します。

2-2 文化財保存活用区域の設定

第2章と第3章で先述した与謝野町域の歴史文化の特徴「阿蘇海と大江山とに囲まれて「海陸交差路」や調査等で把握された文化財から、国指定文化財等を核としてその周辺地域に多様な文化財が集中的に分布する区域として、野田川上中流域の左岸の区域1と主に右岸の区域2に多様な文化財が集中する区域が認められます。この2区域は、海路港と内陸の近畿中央部とを結ぶ陸路の中継拠点としての歴史文化が顕著な区域であるため、この2区域を与謝野町文化財保存活用区域として設定します。

2-3 文化財保存活用区域の概要と保存・活用に関する方針・措置

本地域計画では、下記のとおり、2つの与謝野町文化財保存活用区域を設定しました。与謝野町文化財保存活用区域を「与謝野町歴史文化遺産区域」とすることもあります。

ア. 与謝野町文化財保存活用区域1 「丹後ちりめん、与謝野道^{みち}エリア」

加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）を核とした区域で、三河内区・算所区・加悦区・後野区・金屋区に展開します。区域内の文化財の主な特徴は、時代的には中世から近代で、歴史的町並み・在郷町・城郭・氏神祭りです。

イ. 与謝野町文化財保存活用区域2 「与謝野大江、山の辺^べの古道^{ふるみち}エリア」

国指定文化財（史跡）「蛭子山古墳」を核とした区域で、石川区・明石区・温江区・後野区に展開します。区域内の文化財の主な特徴は、時代的には原始・古代及び中世で、大型古墳・清水信仰・鬼退治伝説です。

丹後ちりめん、与謝野道^{みち}エリア

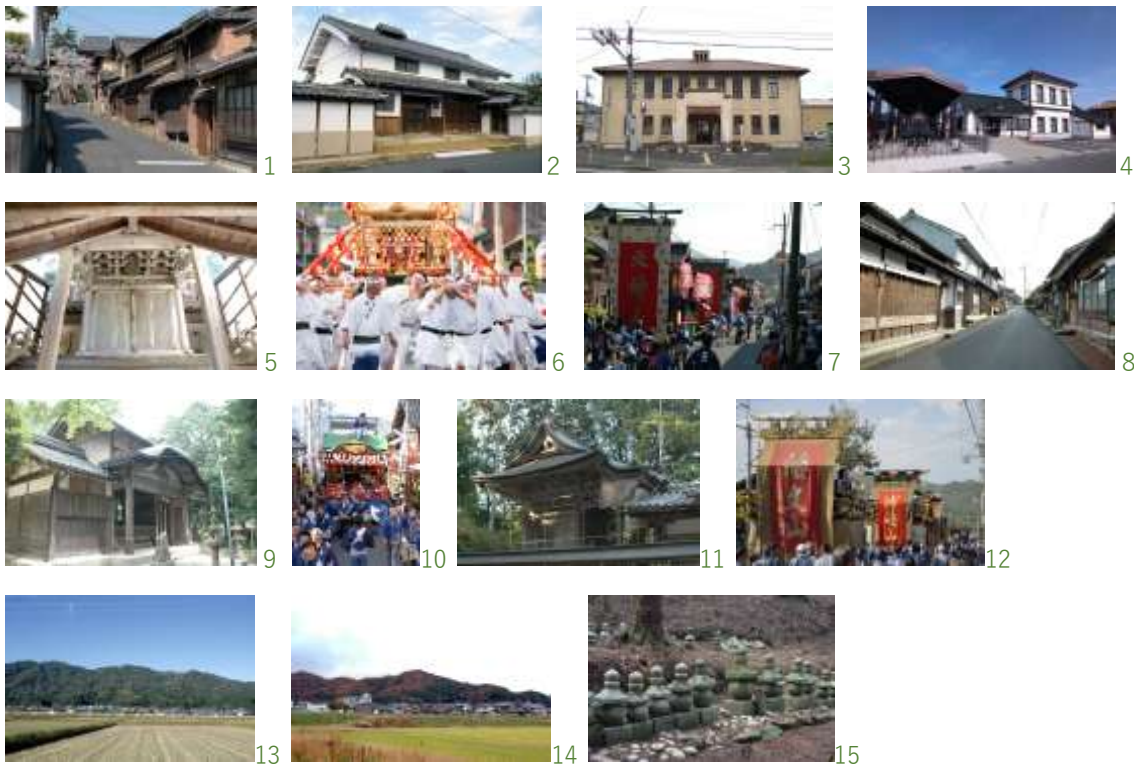
1 概要

野田川の左岸の山裾を通る丹後往還の道沿いとその周辺に展開する文化財の集中区域で、三河内区・算所区・加悦区・後野区・金屋区に展開します。区域内の文化財の主な特徴は、歴史的町並み・在郷町・城郭・氏神祭りです。加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）を核としたこの区域は、鎌倉時代から明治・大正・昭和時代の地域の政治経済の中心域であり続けましたので、各時代の中核的な文化財が重層的に分布しています。鎌倉時代の大規模墓地の福井遺跡は、かつてこの地域に市場村が存在したことを示しています。金屋城跡や安良城跡は戦国時代から織豊期に有力国人層の地盤地域だったことを示しています。江戸時代以降は在郷町として地域の拠点であり続け、尾藤家住宅などの歴史的町並みが形成されました。明治・大正・昭和時代では、丹後ちりめん織物産業と電気・鉄道・電信電話・銀行など近代インフラが一早く整備された地域でした。織物産業の富は氏神祭りとして結晶し、今も地域に受け継がれています。

2 区域内の文化財一覧

①加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）（重要伝統的建造物群保存地区・伝統的建造物群）、②旧尾藤家住宅（国指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、③杉本治助家住宅（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、④西山機業場の工場群（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、⑤下村五郎助家住宅（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、⑥下村与七郎家住宅（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、⑦旧加悦町役場庁舎（京都府指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、⑧宝巖寺本堂（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、⑨吉祥寺本堂（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、⑩実相寺本堂（国重伝建地区の特定物件（建造物）・有形文化財－建造物）、⑪浄福寺本堂（未指定・有形文化財－建造物）、⑫旧加悦鉄道加悦駅舎（与謝野町指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、⑬旧加悦駅転車台跡（未指定・記念物－遺跡）、⑭旧加悦鉄道線路跡（自転車道）（未指定・記念物－遺跡）、⑮天満神社本殿（京都府指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、⑯加悦谷祭り：加悦・算所の氏神天満神社祭り（神輿の渡御と芸屋台の巡行）（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、⑰御旅所（未指定・有形文化財－建造物）、⑱加悦の絵図（与謝野町指定文化財（歴史資料）・有形文化財－美術工芸品－歴史資料）、⑲算所の絵図（未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料）、⑳舟着き場跡（未指定・記念物－遺跡）、㉑a 金色蚕糸神祭（実相寺）（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉑b 織物始祖祭（未指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㉒手米屋小右衛門の墓碑（吉祥寺）（未指定・民俗文化財－有形の民俗文化財）、㉓安良城跡（未指定・記念物－遺跡）、㉔金屋城跡（未指定・記念物－遺跡）、㉕加悦奥川旧河道（未指定・記念物－遺跡）、㉖三縁寺廃寺跡（未指定・記念物－遺跡）、㉗福井遺跡（与謝野町指

定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、㉘西光寺の大型五輪塔（未指定・有形文化財－美術工芸品－建造物）、
 ㉙西光寺の板碑（与謝野町指定文化財（工芸品）・有形文化財－美術工芸品－工芸品）、㊱倭文神社本殿（京
 都府登録文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、㊲三河内曳山祭り（京都府登録文化財「三河内の曳山行
 事」（無形の民俗文化財）・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㊳三河内の機屋の町並み（未指定・伝統的建
 造物群）、㊴三河内の絵図（未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料）、㊵一本木（未指定・記念物－
 遺跡）、㊶機屋の道具（未指定・民俗文化財－有形の民俗文化財）、㊷丹後ばらずし（与謝野タイプ）（未
 指定・民俗文化財－無形の民俗文化財）、㊸山本屋佐兵衛の墓碑（中岡墓地）（未指定・民俗文化財－有形
 の民俗文化財）、㊹縮緬創業記念碑（未指定・有形文化財－美術工芸品－歴史資料）、㊺後野愛宕神社拝
 殿（与謝野町指定文化財（建造物）・有形文化財－建造物）、㊻加悦谷祭り：後野の氏神愛宕神社祭り（芸
 屋台の巡行と子供歌舞伎）（京都府登録文化財「後野の屋台行事」（無形の民俗文化財）・民俗文化財－無形
 の民俗文化財）、㊼後野の機屋の町並み（未指定・伝統的建造物群）、㊽木綿屋六右衛門の墓碑（後野
 墓地）（未指定・民俗文化財－有形の民俗文化財）、㊾吾野神社本殿（未指定・有形文化財－建造物）、㊿織
 物の機音はたうちと「ガッチャン ガッチャン」（未指定・未分類）



1 加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）、2 旧尾藤家住宅、3 旧加悦町役場庁舎、
 4 旧加悦鉄道加悦駅舎と123号機関車、5 天満神社本殿、6 加悦・算所の氏神天満神社祭りの神
 輿渡御、7 加悦・算所の氏神天満神社祭りの芸屋台巡行、8 後野の機屋の町並み、9 後野愛宕神社
 拝殿、10 後野の氏神愛宕神社祭りの芸屋台巡行、11 倭文神社本殿、12 三河内曳山祭り、13 金屋
 城跡、14 安良城跡、15 福井遺跡

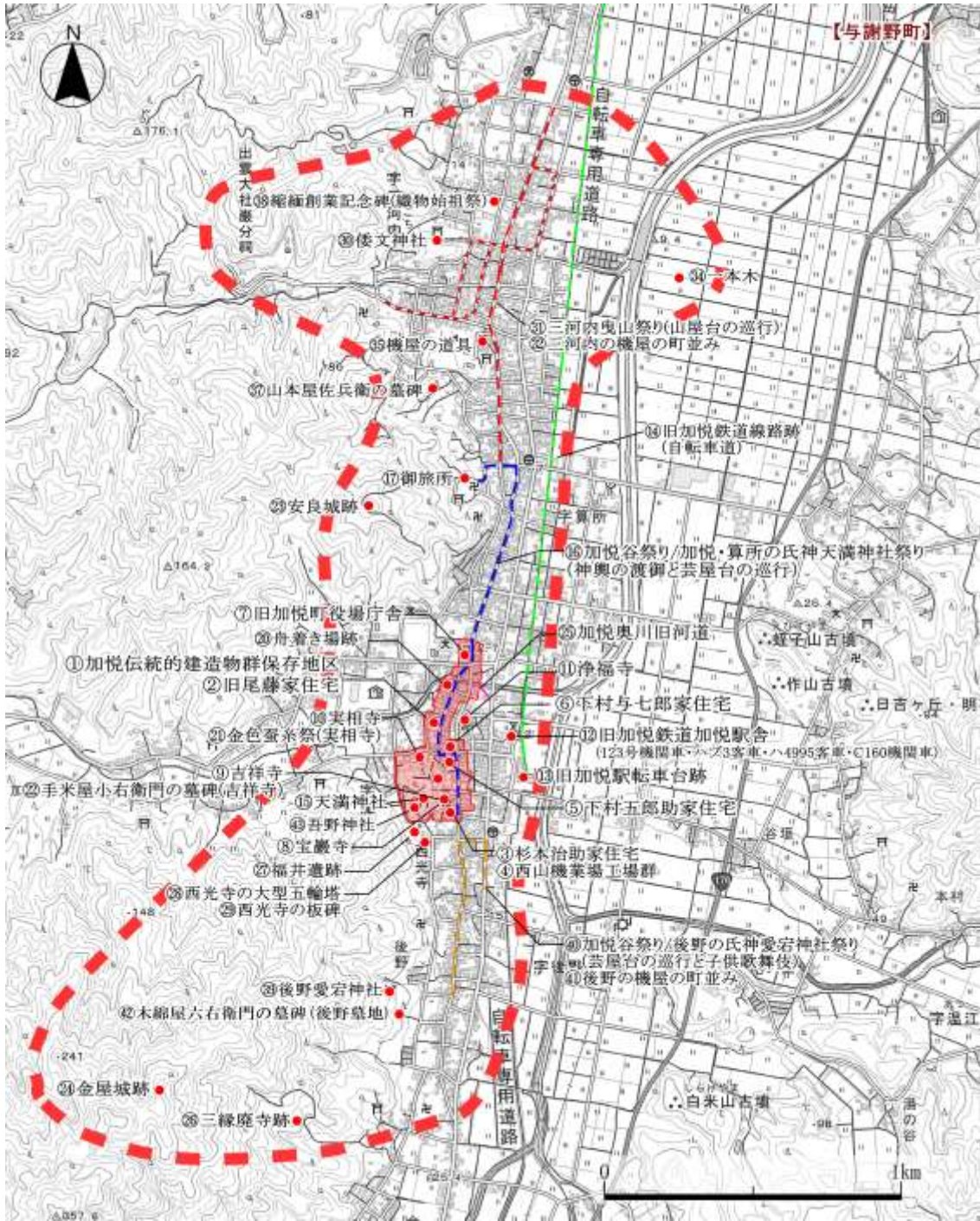


図 37 保存活用区域と区域内的の文化財の分布

3 課題・方針

与謝野町文化財保存活用区域1「丹後ちりめん、与謝野道エリア」を用いて、歴史文化の特徴を示す文化財が時代を越えて重層的に集中する地域の歴史文化の特徴を伝えることによってその保存・活用を図ります。課題・方針は下記のとおりです。

【課題】

- ・加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）・安良城跡・金屋城跡・福井遺跡などの野田川左岸の山裾を南北にのびる街道とその周辺に帯状に分布する区域内の文化財の価値を共有するための情報発信と学ぶ場と活用が不足しています。また、これらを支える人材・組織も不足しています。
- ・当区域の歴史文化の特徴は、文化財が街道を中心として帯状に分布する点にあり、人口減少と開発による街道景観の変化が危惧されます。

【方針】

- ・加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）を中心として帯状に分布する多様な文化財を有する本エリアの情報発信と学ぶ場など「知る機会」の提供を推進し、保存・活用を支える人材・組織を作り出します。
- ・当区域の歴史文化の特徴である山裾にのびる街道とその周辺に展開する文化財を有するエリアの景観の保全を維持する仕組みを作り出します。

4 措置

与謝野町文化財保存活用区域1「丹後ちりめん、与謝野道エリア」を利用した保存・活用のための措置を下記のとおりです。

32 (再掲)

措置名	説明板設置事業										
措置内容	○来訪者用の理解を促すために、毎年数件ずつ、現地に説明板を設置します。 ・ 庁内連携：観光行政部署										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	○
財 源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

34 (再掲)

措置名	文化財ガイド情報誌作成事業										
措置内容	○来訪者用の歴史文化情報「丹後与謝野の歴史文化」をまとめた冊子を作成、周知を図ります。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	
財 源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

51 (再掲)

措置名	講座・シンポジウム事業										
措置内容	○鎌「丹後ちりめん、与謝野道エリア」区域内の文化財を題材として、本区域の歴史文化の特徴の基層を明らかにします。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	
財 源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

55 (再掲)

措置名	現地周遊事業										
措置内容	○「丹後ちりめん、与謝野道エリア」区域内の歴史文化を理解するために、区域内の文化財の現地観察を実施し、保存への理解を促します。 ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	
財 源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

57 (再掲)

措置名	加悦伝統的建造物群保存地区保存・活用活動支援事業												
措置内容	○加悦伝統的建造物群保存地区の保存・活用活動を実施するちりめん街道を守り育てる会等の団体に対して、与謝野町との連携を深め、活動情報の提供・活動資金の支援を行います。												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

60 (再掲)

措置名	文化財保存活用人材「文化財思い人」育成事業												
措置内容	○地域の歴史文化の成り立ちに対して、自発的に疑問を持ち、解明し、発信・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。歴史文化施設等のガイド員養成にも役立つような講座を実施します。 ・庁内連携：観光行政部署 ・財源：京都府連携交付金の利用を検討します。												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	12	13	14	15	16					
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

65 (再掲)

措置名	加悦伝統的建造物群保存地区修理修景事業												
措置内容	○加悦伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の保存のための修理修景事業を推進します。修理周期を延長するための小修理の実施やモニタリングの実施の必要性を周知します。 ・財源：文化庁補助を利用します。												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

67 (再掲)

措置名	加悦伝統的建造物群保存地区保存意識啓発事業												
措置内容	○加悦伝統的建造物群保存地区の適切な保存を推進するため所有者や相続予定者に対して文化財の保存や継承に関する意識啓発を説明会等で繰り返し実施します。ちりめん街道を守り育てる会と連携して機関誌を発行するなどし、対面での説明も含め、関係者全体に対して保存・活用対策の状況をこまめに周知します。												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯					
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

68 (再掲)

措置名	加悦伝統的建造物群保存地区空き家対策推進事業											
措置内容	<p>○加悦伝統的建造物群保存地区の持続を図るため、空き家バンク制度や与謝野町移住定住促進制度を運用し、居住者・利用者を募ります。</p> <p>・庁内連携：交流人口行政部署</p>											
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯				
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	○	
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他		

81

措置名	景観保全制度検討事業											
措置内容	<p>○文化財保存活用区域の全域を維持するために景観保全の視点から検討します。</p> <p>・庁内連携：観光行政部署・景観行政部署</p> <p>・財源：主に与謝野町負担</p>											
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	15	16	次期以降の計画で実施			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等		
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他		

与謝野大江、山^べの^{ふるみち}辺の古道エリア

1 概要

野田川の主に右岸の山裾・山中に展開する文化財の集中区域で、石川区・明石区・温江区・後野区に展開します。区域内の文化財の主な特徴は、大型古墳・清水信仰・鬼退治伝説です。国指定文化財（史跡）「蛭子山古墳」を核としたこの区域は、弥生時代には日吉ヶ丘貼石墓や環濠集落跡があり、古墳時代には大型古墳が集中するなどからわかるように、原丹後王国の南部中核圏でした。また、大虫神社跡伝承地や伝阿知江神社伝承地では大江山連峰からの若清水が滾々と湧き続ける清水信仰地でもあったと想像されます。また、大虫神社の犬鏡伝承は、丹後の南境界をビジュアル的に示す大江山連峰とその周辺には鬼退治伝説が根付き、異界性を有する地域として古代から人々に認識されてきました。

2 区域内の文化財一覧

①蛭子山古墳（国指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、②作山古墳（国指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、③日吉ヶ丘遺跡（国指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、④明石大師山墳墓群（国指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑤温江丸山古墳跡（未指定・記念物－遺跡）、⑥温江大塚古墳跡（未指定・記念物－遺跡）、⑦谷垣遺跡（未指定・記念物－遺跡）、⑧白米山古墳（国指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑨鳴谷東古墳群（京都府指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑩後野円山古墳群（京都府指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑪七面山古墳（未指定・記念物－遺跡）、⑫入谷古墳群（未指定・記念物－遺跡）、⑬須代遺跡（未指定・記念物－遺跡）、⑭須代銅鐸出土地（未指定・記念物－遺跡）、⑮寺岡遺跡（未指定・記念物－遺跡）、⑯滝岡田古墳（京都府指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑰金屋上司古墳（与謝野町指定文化財（史跡）・記念物－遺跡）、⑱小虫神社本殿（未指定・有形文化財－建造物）、⑲大虫神社本殿（未指定・有形文化財－建造物）、⑳大虫神社伝承地（池ヶ成）（未指定・記念物－遺跡）、㉑池ヶ成の湧水池（未指定・記念物－名勝地）、㉒床浦^{とくろ}の滝（未指定・記念物－名勝地）、㉓伝阿知江神社本殿（未指定・有形文化財－建造物）、㉔鮭の遡上地点（未指定・記念物－名勝地）

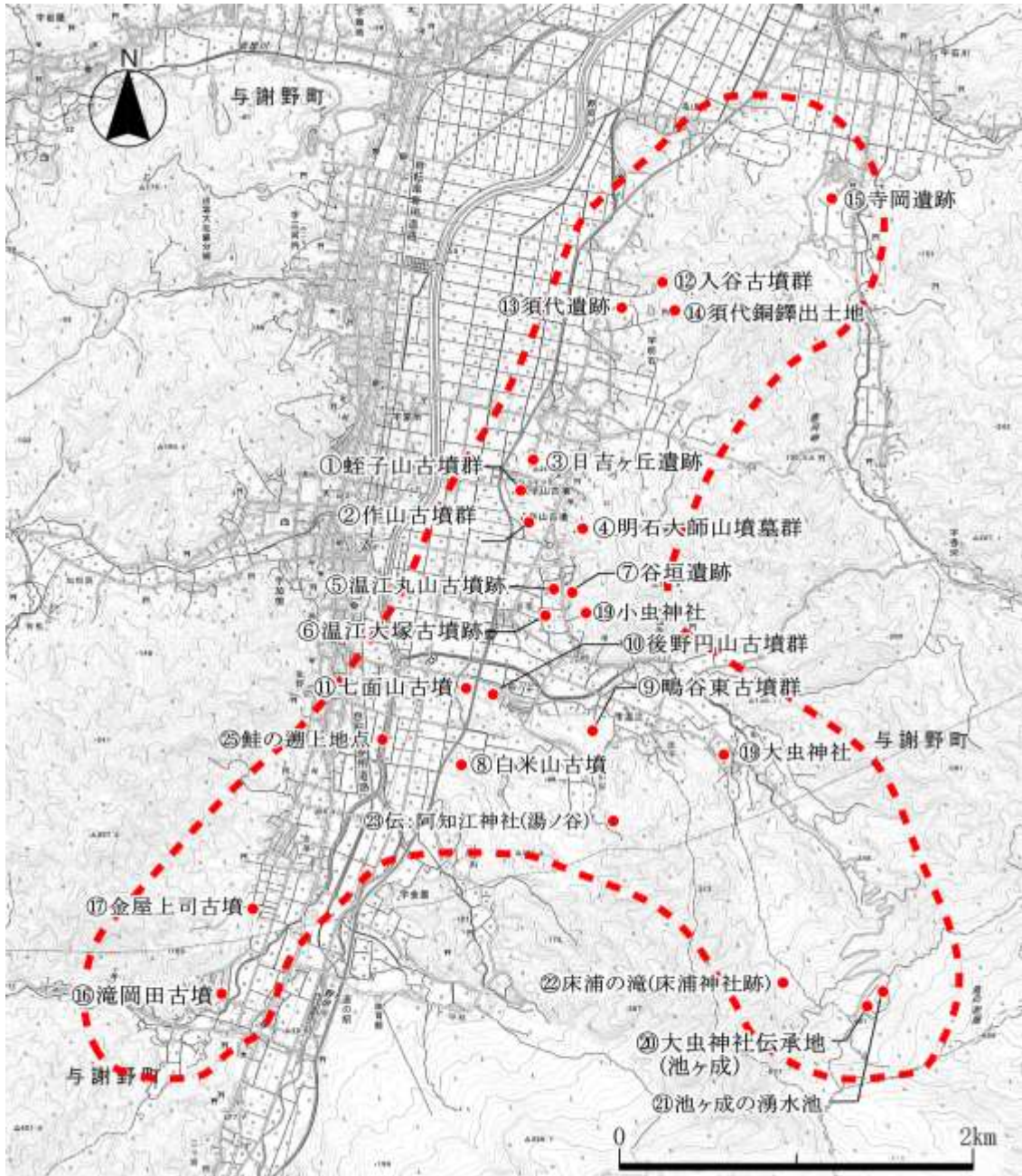


図 38 保存活用区域と区域内的の文化財の分布



- 1 蛭子山古墳・作山古墳
- 2 日吉ヶ丘遺跡 1号墓
- 3 寺岡遺跡 SX56号墓
- 4 須代遺跡

3 課題・方針

与謝野町文化財保存活用区域2「与謝野大江、山の辺の古道エリア」を用いて、歴史文化の特徴を示す文化財が時代を越えて重層的に集中する地域の歴史文化の特徴を伝えることによってその保存・活用を図ります。課題・方針は下記のとおりです。

【課題】

- ・国史跡蛭子山古墳・大虫神社・池ヶ成の湧水地などの主に野田川右岸で大江山連峰の中腹・裾野の山中に分布する区域内の文化財の価値を共有するための情報発信と学ぶ場と活用が不足しています。また、これらを支える人材・組織も不足しています。
- ・当区域の歴史文化の特徴は、主に大江山連峰の中腹・裾野に古代遺跡や古墳及び信仰に関する湧水地点がまとまって分布している点にあり、大規模な開発による自然景観の変化が危惧されます。

【方針】

- ・主に大江山連峰の中腹・裾野に古代遺跡や古墳及び信仰に関する湧水地点がまとまって分布する本エリアの情報発信と学ぶ場など「知る機会」の提供を推進し、保存・活用を支える人材・組織を作り出します。
- ・当区域の歴史文化の特徴である主に大江山連峰の中腹・裾野に古代遺跡や古墳及び信仰に関する湧水地点がまとまって分布する本エリアの景観及び湧水地点の保全を維持する仕組みを作り出します。



鳴谷東1号墳



滝岡田古墳



床浦の滝



池ヶ成の湧水地



大虫神社



伝：阿知江神社

4 措置

与謝野町文化財保存活用区域2「与謝野大江、山の辺の古道エリア」を利用した保存・活用のための措置を下記のとおりです。

32 (再掲)

措置名	説明板設置事業												
措置内容	○来訪者用の理解を促すために、毎年数件ずつ、現地に説明板を設置します。 ・ 庁内連携：観光行政部署												
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16					
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財 源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

34 (再掲)

措置名	文化財ガイド情報誌作成事業												
措置内容	○来訪者用の歴史文化情報「丹後与謝野の歴史文化」をまとめた冊子を作成、周知を図ります。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。												
措置期間 (年度/令和)	9	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16					
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財 源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

51 (再掲)

措置名	講座・シンポジウム事業												
措置内容	○「与謝野大江、山の辺の古道エリア」区域内の文化財を題材として、本区域の歴史文化の特徴の基層を明らかにします。 ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。												
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	⑫	⑬	⑭	15	16					
取組主体	行政	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
財 源	与謝野町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

55 (再掲)

措置名	現地周遊事業										
措置内容	<p>○「与謝野大江、山の辺の古道エリア」区域内の歴史文化を理解するために、区域内の文化財の現地観察を実施し、保存への理解を促します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 										
措置期間 (年度/令和)	9	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家		団体			町民		所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

60 (再掲)

措置名	文化財保存活用人材「文化財思い人」育成事業										
措置内容	<p>○地域の歴史文化の成り立ちに対して、自発的に疑問を持ち、解明し、発信・伝える人材「文化財思い人」の育成に努めます。歴史文化施設等のガイド員養成にも役立つような講座を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連携：観光行政部署 ・ 財源：京都府連携交付金の利用を検討します。 										
措置期間 (年度/令和)	9	⑩	⑪	⑫	13	14	15	16			
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	元町民	○
財源	与謝野町	◎	京都府	○	国			民間自費		寄付他	

81

措置名	景観保全制度検討事業										
措置内容	<p>○文化財保存活用区域の全域を維持するために景観保全の視点から検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内連携：観光行政部署・景観行政部署 ・ 財源：主に与謝野町負担 										
措置期間 (年度/令和)	9	10	11	12	13	14	15	16	次期以降の計画で実施		
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民	○	所有者等	
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

第9章 文化財の防災・防犯

1 文化財の防災・防犯に関する現状と課題

与謝野町には有形・無形を問わず国指定文化財や京都府指定文化財をはじめとした数多くの指定・登録・暫定登録等の文化財があり、種別も建造物、美術工芸品、遺跡、名勝地、動物・植物・地質鉱物等多岐にわたっています。文化財は滅失毀損から回復することができないため、貴重な文化財を次世代へと継承するためには、防災・防犯対策は欠かすことのできない取り組みです。

当町でも京都府文化財保護指導委員による巡視をはじめとして、消防署と連携した防火査察や消防訓練のほか、文化財所有者等に対して文化財防火運動の周知を行い、自動火災報知機の設置協力を依頼するなど、防災・防犯対策を推進してきました。

また、加悦伝統的建造物群保存地区における防災計画の策定のための調査・検討を行いました。しかしながら、自動火災報知機の設置や建造物の耐震化をはじめとした設備整備面において現状は十分であると言える状態でなく、さらに近年は全国的にも地震・台風・集中豪雨といった自然災害の他にも、ノートルダム大聖堂や首里城跡など火災による文化財への被害が発生していることから、所有者・管理責任者の防災・防犯の意識の向上を図るとともに、行政と地域、協力団体が連携してさらなる防災・防犯対策の強化を図っていく必要があります。殊に、加悦伝統的建造物群保存地区は建物が隣接しており、火災の類焼や地震での連鎖倒壊などが危惧されます。

2 文化財の防災・防犯に関する方針

第2次与謝野町総合計画では、「美しくて住みやすい安心安全なまち」実現のために、住民の交通安全意識や自主防犯意識の高揚を図るとともに、交通安全・防犯設備などにより、安心して過ごせる地域づくりを推進することとしています。また、「与謝野町地域防災計画」（平成19年（2007年）3月21日策定、平成25年（2013年）5月22日改訂、平成28年（2016年）5月31日改訂、令和4（2022年）年3月改訂）では当町全域に関する防災・防犯対策を講じています。

本地域計画では、この第2次与謝野町総合計画、与謝野町地域防災計画を踏まえた上で、当町内に存在する文化財の維持と保全を図るため、防災担当課と連携して総合的な防災・防犯に対する取り組みをまとめ、実施を図ることで文化財への被害を最小限にとどめることを目的とします。

まずは、所有者・管理者が日常的に防災・防犯意識を保持し続けることを定期的に喚起する

とともに、防災対策としては防火・防災設備等の整備や耐震強化、防犯対策としてはカメラの設置など防犯環境の整備を行うこととし、さらに事故・災害時の対応に関する点検・設備整備も進めていくこととします。殊に、加悦伝統的建造物群保存地区は建物が隣接しているだけに被害が大きくなりやすいため、防災・耐震対策並びに防災計画が必要です。

〔与謝野町の関連個別計画等〕

- ・第2次与謝野町総合計画
- ・与謝野町地域防災計画
- ・与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区保存計画
- ・与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区防災計画
- ・文化財所有者のための防災対策マニュアル（京都府）

〔国・京都府の関連計画等〕

- ・文化庁防災業務計画
- ・国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン
- ・国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン
- ・世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画
- ・近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定
- ・京都府文化財災害予防計画
- ・文化財所有者のための防災対策マニュアル（京都府）

3 文化財の防災・防犯に関する措置

第一に、指定等文化財の所有者・管理者が日常的に防災・防犯意識を保持し続けることを定期的に喚起するとともに、防災対策としては防火・防災設備等の整備や耐震強化、防犯対策としてはカメラの設置など防犯環境の整備を行うこととし、さらに事故・災害時の対応に関する点検・設備整備も進めていくこととします。合わせて、与謝野町内に多数存在する未指定文化財に関しても、文化財防火デーを機として、防災・防犯意識を促します。

殊に、加悦伝統的建造物群保存地区は建物が隣接しているだけに被害が大きくなりやすいため、防災・耐震対策並びに防災計画が必要です。

防災・防犯に関する具体的な措置としては、まず日常点検を促し、盗難にあった場合に文化財を特定できるようにするための管理台帳（目録・写真）の整備、文化財周辺の定期的な巡回・監視、防犯性能の高い錠への変更や錠の数を増やすといった施錠の厳格化、不審者が侵入できないようにするための侵入防止措置、カメラなど防犯設備の設置や点検に加えて、万が一に備えた警察署・消防署・教育委員会など関係機関との連携を行うことを促進します。

建造物・加悦伝統的建造物群保存地区は火災・地震で大きな被害を受けやすいものであり、防災計画を策定し、それに基づき、防災・耐震対策を推進します。建造物等の耐震化にあつ

ては、「文化財建造物等の地震における安全性確保に関する方針」（平成8年（1996年）1月、文化庁）、「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（改訂版）」（平成29年（2017年）3月、文化庁）、「伝統的建造物群の耐震対策の手引き」（令和2年（2020年）1月、文化庁）等を踏まえつつ、専門家による指導助言のもと、必要に応じて、文化財の価値を損なわない適切な耐震補強を推進します。

また、建造物・美術工芸品等の保管施設の設備整備を進め、あわせて防災計画の策定や設備の定期点検、地域と連携した定期的な防災訓練の実施、防災訓練、文化財救出計画の策定、文化財救出訓練等の実施に向けた指導・助言を行うこととします。

表 14 整備すべき設備 凡例： 下線は指定文化財の義務措置

文化財の種別	整備内容	設備具体例
・建造物 ・伝統的建造物群	①防火設備の整備 ②警報設備の充実 ③初期消火設備の整備 ④延焼防止対策の充実	① <u>自動火災報知機</u> 、避雷設備 ②煙感知器、炎感知器、放火監視センサー、赤外線センサー、漏電ブレーカー ③ <u>消火器</u> 、消火栓設備、自動消火設備等 消火器具 ④防災性能を有するものへの内装変更、放水銃、ドレンチャー
・美術工芸品 ・有形民俗文化財	①防火設備の整備 ②警報設備の充実 ③初期消火対策 ④延焼防止対策の充実 ⑤特性に応じた防火設備の整備	①自動火災報知機、避雷設備 ②煙感知器、炎感知器、放火監視センサー、赤外線センサー、漏電ブレーカー ③ <u>消火器</u> 、消火栓設備、自動消火設備等 消火器具 ④防災性能を有するものへの内装変更、放水銃、ドレンチャー ⑤二酸化炭素消火設備
史跡・名勝・天然記念物	①特性に応じた防火設備の整備	

以下は、第7章 ス「領域5-3【受け継ぐ】防災・防火・防犯対策に取り組みます」への措置です。

73

措置名	防災・防犯意識啓発事業										
措置内容	○文化財防火デーに合わせて文化財の防災意識を喚起する告知を実施します。 ・中心取組主体：行政 ・財源：与謝野町負担										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	◎	専門家	団体			町民		所有者等		
財源	与謝野町	◎	京都府	国			民間自費		寄付他		

74

措置名	日常点検推進事業										
措置内容	○建造物・美術工芸品等の管理台帳を整備し、日常的な点検の実施を推進します。 ・中心取組主体：町民ほか所有者・管理責任者 ・財源：主に所有者等負担										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	○	専門家	団体			町民		◎	所有者等	
財源	与謝野町		京都府	国			民間自費		◎	寄付他	

75

措置名	防災体制整備推進事業										
措置内容	○建造物等の消防計画の作成・定期的な防災訓練の実施を推進します。 ・中心取組主体：町民ほか所有者・管理責任者 ・財源：主に所有者等負担										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	○	専門家	団体			町民		◎	所有者等	
財源	与謝野町		京都府	国			民間自費		◎	寄付他	

76

措置名	防火体制整備推進事業										
措置内容	○自動火災報知機・消火器等の防火・初期消火設備の整備及び延焼防止策の充実を推進します。 ・中心取組主体：町民ほか所有者・管理責任者 ・財源：主に所有者										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯			
取組主体	行政	○	専門家	団体			町民		◎	所有者等	
財源	与謝野町	○	京都府	国			民間自費		◎	寄付他	

77

措置名	防犯体制整備推進事業									
措置内容	<p>○美術工芸品等を収蔵する施設の施錠等侵入防止措置・カメラ等防犯設備の設置及び警報設備の充実を推進します。また、盗難等が発生した場合は、文化庁で運用されている所在不明文化財の情報提供サイトに登録し、早期発見に努めます。</p> <p>・中心取組主体：町民ほか所有者・管理責任者</p> <p>・財源：主に所有者等負担</p>									
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
取組主体	行政	○	専門家	団体			町民	◎	所有者等	
財源	与謝野町	○	京都府	国			民間自費	◎	寄付他	

78

措置名	加悦伝統的建造物群保存地区の防災対策推進事業									
措置内容	<p>○「与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区防災計画」に基づき、防災事業の実施計画を策定します。また事業計画を定期的に見直し、防災対策を強化します。地区内住民に対し、防火・防災に関するパンフレットの定期的な配布・回覧や、研修会の継続実施などにより防災に関わる意識啓発を行います。並行して共同消防訓練の実施及び消火設備の充実を推進します。</p> <p>・中心取組主体：町民ほか所有者・行政・管理責任者</p> <p>・財源：主に所有者等負担</p>									
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
取組主体	行政	○	専門家	団体			町民	◎	所有者等	
財源	与謝野町	○	京都府	国			民間自費	◎	寄付他	

79

措置名	災害時の体制整備推進事業									
措置内容	<p>○災害時の被害状況調査・被災した文化財レスキュー活動や文化財の修理方法の指導・助言を行う体制の整備を推進します。</p> <p>・中心取組主体：行政・専門家</p> <p>・財源：与謝野町負担</p>									
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		
取組主体	行政	◎	専門家	◎	団体	町民			○	所有者等
財源	与謝野町	◎	京都府	国			民間自費		寄付他	

措置名	与謝野町文化財防災防犯マニュアル整備事業										
措置内容	○建造物や美術工芸品を災害や盗難から守るための対策マニュアルを整備します。整備の検討では大学等の防災防犯専門機関の協力を得て実施します。										
措置期間 (年度/令和)	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	第1期中に一部整備済		
取組主体	行政	◎	専門家	○	団体			町民		所有者等	○
財源	与謝野町	◎	京都府		国			民間自費		寄付他	

4 文化財の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針

今後のさらなる防災・防犯事業を推進していくために「与謝野町文化財防災検討協議会」を組織し、文化庁作成の「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」及び京都府作成の「文化財所有者のための防災対策マニュアル」に準じた与謝野町版「文化財防火防犯マニュアル」を作成し、文化財所有者・管理者による防火防犯意識の向上を促すとともに、マニュアルに基づいた文化財の防災・防犯体制の整備を推進します。

また、与謝野町文化財防災検討協議会では、文化財の耐震化、防災・防犯設備や周辺環境の整備、災害に備えた平時からの救援ネットワークの構築を進めます。災害が発生した場合は、速やかに被害情報の収集を行い、文化財に被害が認められた場合は、専門家の意見も参考として文化財的価値を可能な限り維持するよう所有者や管理者に対策の指示・指導をすることとし、必要に応じて文化財防災センターなどの外部支援(文化財レスキュー・文化財ドクターの派遣)を京都府に要請するなど、文化財所有者や管理者、関係団体、町、近隣市町、府など各主体が連携することで、災害による文化財の被害を最小限に防ぎ、災害発生時に適切に対応できる体制の整備に努めます。特に、火災・地震で大きな被害を受けやすい加悦伝統的建造物群保存地区の防災・耐震対策について検討します。



消火訓練の様子（加悦伝統的建造物群保存地区内にて）

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

1 文化財の保存・活用の推進体制

与謝野町の文化財保護行政は、現在、教育委員会部局の所管事務となっています。文化財の保護業務を保存と活用に分けた場合は、保存業務の全般は教育委員会事務局社会教育課で行いますが、活用に関しては、歴史文化施設のうち、旧尾藤家住宅・旧加悦町役場庁舎・旧加悦鉄道駅舎の維持管理活用は観光部署（産業観光課）が行っています。また、歴史文化施設・文芸施設のいくつかは指定管理制度を利用して管理運営をしています。これら現在の体制は以下のとおりとなっています。

表 16 文化財の保存・活用の体制一覧

令和8年8月時点

■行政

社会教育課「文化財保護係」

- ・業務内容：文化財の調査・研究・保存・活用に関すること。
- ・職員：4人（うち、総括ほか専門職1人、建造物・伝建地区専門職1人、埋蔵文化財専門職1人（会計年度職員）、文学・美術工芸事務職員1人）

社会教育課

- ・業務内容：社会教育・社会体育・文化財に関すること。
- ・職員：11人（総括1人・社会教育係6人・文化財保護係4人）

産業観光課

- ・業務内容：観光振興・観光施設・商工業・織物業に関すること。
- ・職員：9人

学校教育課

- ・業務内容：小中学校教育に関すること。
- ・職員：14人（うち、学校教育係10人）

総務課「防災危機管理対策室」

- ・業務内容：消防・防災・防犯・交通安全に関すること。
- ・職員：4人

総務課「CATV担当」

- ・業務内容：ケーブルテレビの番組編集・放送に関すること。
- ・職員：4人

企画財政課

- ・業務内容：予算及び執行調整の総合企画調整・行政財経営マネジメントに関すること。

- ・職員：14人（うち、企画政策係4人）

建設課

- ・業務内容：道路整備・河川整備・都市計画・公園・景観に関すること。
- ・職員：14人

住民税務課

- ・業務内容：戸籍・人権・住民税・資産税に関すること
- ・職員：15人

農林環境課

- ・業務内容：農業林業振興・鳥獣保護・廃棄物・環境美化保全に関すること。
- ・職員：13人

■専門家

与謝野町文化財保護委員会

- ・職務内容：文化財の指定等の答申や文化財事業に助言をする。
- ・体制：主に地域住民のうちで文化財に関心の高い人たちで構成（定数10人以内、与謝野町教育委員会が委員委嘱）。

与謝野町伝統的建造物群保存地区保存審議会

- ・職務内容：与謝野町教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、又これらの事項について教育委員会に建議する。
- ・体制：建築と都市計画の専門家や加悦伝統的建造物群保存地区住民らで構成（定数15人以内、与謝野町教育委員会が委員委嘱）。

与謝野町加悦伝統的建造物群保存地区防災事業検討会議

- ・職務内容：加悦伝統的建造物群保存地区における防災の取組に助言をする。
- ・体制：防災の専門家や加悦伝統的建造物群保存地区住民らで構成（与謝野町教育委員会が委員委嘱）。

研究機関連携

- ・目的：効果的な文化財保護行政を進めるために立命館大学やNPO 古代文化の会などと連携し、文化財の保存に関する専門的な知見を得る。

■町民

京都府文化財保護指導委員

- ・職務内容：与謝野町内の国・京都府指定等文化財の巡視を行う。
- ・体制：与謝野町内の住民有志3人（京都府教育委員会が委員委嘱）

■団体

ちりめん街道を守り育てる会

- ・活動内容：加悦伝統的建造物群保存地区（通称、ちりめん街道）の保存活用を行う。旧尾藤家住宅の指定管理者。
- ・体制：主に加悦伝統的建造物群保存地区内の住民で構成され、会員 156 人。

古代から未来へつなぐ会合同会社

- ・活動内容：古墳公園の管理運営を行う。与謝野町立古墳公園の指定管理者。
- ・体制：地域住民で構成され、社員 5 人。

与謝野町観光協会

- ・活動内容：与謝野町の観光案内・観光情報の発信を行う。
- ・体制：主に地域住民数人で構成される一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DMO）与謝野地域本部

NPO 法人 加悦鐵道保存会

- ・活動内容：加悦鐵道の歴史文化の保存活用を行う。旧加悦鐵道加悦駅舎の指定管理者。
- ・体制：主に与謝野町外の鐵道愛好家で構成され、会員数約 37 人。

■所有者等

所有者・管理者

- ・文化財の状態を日常的に確認する。

その他、以下の京都府や周辺市町村や広域圏組織と連携していきます。

■広域連携機関

京都府教育庁 指導部 文化財保護課

- ・業務内容：京都府内の文化財の保存・活用に関すること。

京都府 文化スポーツ部 文化政策室

- ・業務内容：京都府内の文化振興に関すること。

京都府丹後広域振興局

- ・業務内容：京都府丹後管内の地域振興に関すること。

京都府中丹広域振興局

- ・業務内容：京都府中丹管内の地域振興に関すること。

京都府立丹後郷土資料館

- ・業務内容：京都府北部地域の歴史文化の調査研究・資料収集・展示活動に関すること。

京丹後市教育委員会事務局 文化財保存活用課

- ・業務内容：京丹後市内の文化財の保存・活用に関すること。

伊根町教育委員会事務局 社会教育文化財保護係

- ・業務内容：伊根町内の文化財の保存・活用に関すること。

宮津市教育委員会事務局 社会教育課

- ・業務内容：宮津市内の文化財の保存・活用に関すること。

舞鶴市 生涯学習部 文化振興課

- ・業務内容：舞鶴市内の文化財の保存・活用に関すること。

福知山市 地域振興部 文化・スポーツ振興課

- ・業務内容：福知山市内の文化財の保存・活用に関すること。

一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社（海の京都 DMO）

- ・業務内容：海の京都地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、及び与謝野町地域を指す）の連携とネットワークの強化を図り、観光地域づくりの推進、交流人口の拡大、定住促進及び京都府北部地域連携都市圏の取組の具体化により、京都府北部地域全体の振興に寄与すること。

京都府北部地域連携都市圏形成推進協議会

- ・目的：京都府の北部の日本海と丹波丹後の山々に囲まれた地域に位置する7市町（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）が、それぞれの市町の強みを活かした役割分担と機能強化を図り、中核市にも匹敵する公共サービスや都市機能を備えることにより、京都府北部を一つの経済・生活圏として地域の活性化を図る取組みを進めるための組織です。

京丹後市観光公社

- ・業務内容：京丹後市内の観光事業者等の稼ぐ力を引き出すことにより、観光を通じた豊かな地域づくりを推進し、もって観光産業の発展と地域全体の活性化に寄与すること。

2 体制整備の方針

本計画の背景には、過疎・少子高齢化社会における確実な文化財の保存継承があります。そのためには、できるだけ多くの人たちから今以上の理解と協力が必要となります。このことが「地域総がかり」で文化財を守り伝えていくと表現されている由縁です。

行政としては、文化財保護行政の専門職員の配置は、土木工事に対する埋蔵文化財の保存が

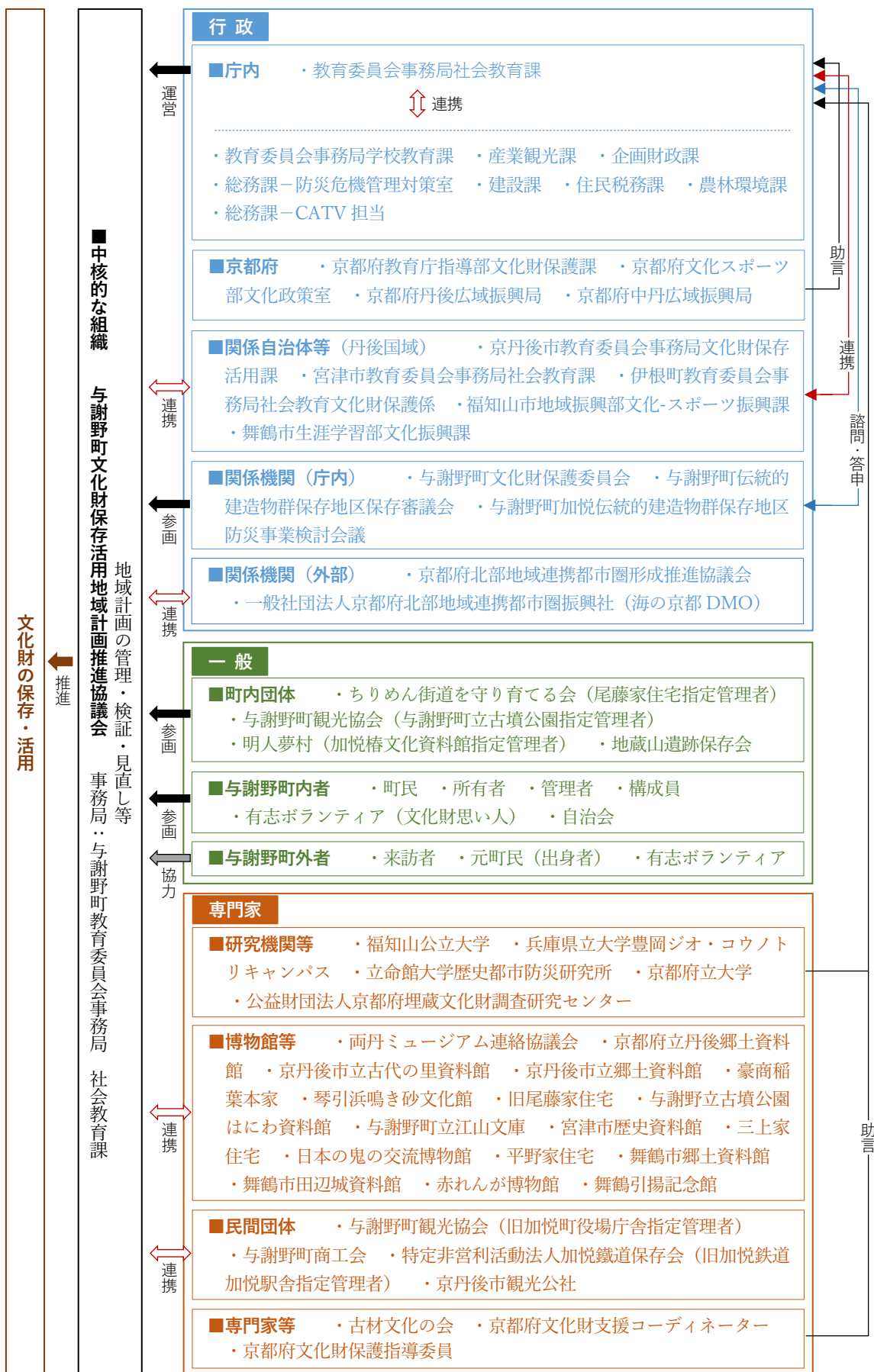
中心となってきたため、専門職員の多くが大学で考古学の専攻者となっています。そのため、文書系資料などの扱いには不慣れなケースが多く、博物館運営事業や自治体史編纂事業などがない限り、多様な専門分野に及ぶ職員が配置されることは少ないのが実情です。文化財の保存・活用を推進していくためには、第1次的には文化財保護行政部署の専門職員の配置の増加が求められるとともに、同時に、関係部署との連携意識の向上をはかっていくことで、他部署員も含めた庁内行政マンパワーのアップを目指します。

また、財政状況や業務量の都合上、小規模な一つ自治体で複数の分野の専門職員を配置するには自ずと限界があります。そこで、近隣市町の文化財部署と束になった連携体制を構築し、専門分野をシェアできる関係性の獲得を目指します。

行政外としては、文化財に対する多数の理解者・協力者が不可欠です。行政と多数の住民との「官民協働」での取り組みが基礎・基盤とならねばならないと考えます。そのためには、地域住民にとって地域の歴史文化・文化財が「自分たちのモノだ」「自分事だ」という意識を自覚的に持つようになることが肝要です。現状では、氏神祭りや自然景観などにおいては「自分たちのモノ感」が認められるものの、それら以外の分野に対しては「自分たちのモノ感」が高いとは言えません。地域住民が多種多様な文化財の価値を認識し、理解を深めていかない限り、今以上の文化財部署の体制整備を進めることは容易ではありません。

文化財の保存・活用の体制を整備していくためには、庁内行政マンパワーの獲得や近隣市町の文化財部署との連携とシェア、そして、地域住民にとって、歴史文化・文化財が他に代えられない・かけがえのない「自分たちのモノ」であることの自覚を促す取り組みを強く実施・推進していくことが肝要です。地域住民の深い理解を得ることがひいては文化財行政の組織体制の整備につながっていくこととなります。

表 17 文化財の保存・活用のための推進体制



第2期 与謝野町文化財保存活用地域計画

－ 丹後国・与謝野町の歴史文化を守る・活かす・受け継ぐ －

与謝野町・与謝野町教育委員会

令和*年（202*）*月